

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2015.1 No.136

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X



現代の政治状況と市民運動 —都知事選と脱原発運動を読み解く—

現代日本の貧困とその打開に向けて

スコットランド独立投票／W杯前後のブラジル
過労死防止基本法／学校教育法・国立大学法人法
大学入試改革／戸籍業務外部化

今後の行事予定

3月1日（日）13:30～17:20 東京支部研究集会

労働法制「改革」と労働組合運動の課題

☆進行する労働法制の「改革」は、労働現場に何をもたらすか

☆対抗する労働運動は何をなすべきか

会場 慶應義塾大学三田キャンパス研究室棟1A 会議室

シンポジウム

報告 濱口桂一郎（労働政策研究・研修機構） 浅見和彦（専修大学経済学部教授）

コメンテーター 岡本 一（NPOかながわ総研） 柴田徹平（中央大学大学院生）

3月14日（土）・15日（日）基礎経済科学研究所春期研究交流集会

共通セッション1 自然の哲学・経済学

コーディネーター 明石秀人（駒沢大学）

共通セッション2 経済学は時代に応えているか——構造転換を再考する

コーディネーター 井内尚樹（名城大学）

会場 名城大学名駅サテライトキャンパス

図書出版 文理閣

〒600-8146 京都市下京区七条河原町西南角
TEL.075(351)7553 FAX.075(351)7560 <http://www.bunrikaku.com/>

グローバルに考え、
ローカルに行動する
あるドイツ現代史家の社会運動体験記
望田幸男著 四六判 本体 1800円+税

グラムシ実践の哲学
自由主義から〈批判的共産主義〉へ
ドミニコ・ロズールド著 福田静夫監訳

岩井忠熊著

A5判 本体 3800円+税

十五年戦争期の 京大学生運動

戦争とファシズムに抵抗した青春

戦前の治安維持法下、弾圧に抗し続けた京大学生運動の歴史的検証をとおして、現代的メッセージを検討する著者渾身の一冊。

唯物論と現代
51号 日本社会変革の理論的課題
52号 『自由主義と社会主義の規範理論』
戦争とファシズムに抵抗した青春
関西唯物論研究会編
A5判 本体 2000円+税

四六判 本体 1400円+税

経済科学通信

Letters of Economic Science

第136号(2015年1月)

NEWS を読み解く

スコットランド独立運動が問いかけたもの	宮田 千佳	02
サッカーW杯前後のブラジル情勢をどう見るか	山崎 圭一	07
過労死防止法の意義と課題	岩城 穣	11
学校教育法・国立大学法人法の改悪	芦田 文夫	16
大学入試制度改革と高大接続の新たな段階	森谷 一夫	20
戸籍窓口業務の外部化——足立区の動きを中心に——	喜入 肇	25

特集Ⅰ 現代の政治状況と市民運動——都知事選と脱原発運動を読み解く

特集によせて	大西 広	31
都知事選挙からみえる政治意識の流動性	柳沢 遊	32
最近の世界各国にみる右傾化の動向について	瀬戸岡 紘	36
福島支援と脱原発の取り組み	満田 夏花	43

特集Ⅱ 現代日本の貧困とその打開に向けて

特集によせて	中谷 武雄	52
消費の中の貧困問題	姉歯 曜	53
在宅ワークによる母子世帯の母親の就労支援と貧困問題	高野 剛	62
貧困解決のための社会政策	布川日佐史	67
布川報告へのコメント	北島 健一	73

小特集 現代グローバリゼーションと帝国主義

特集によせて	米田 貢	74
現代帝国主義を考える	平野 健	76

投稿論文

20世紀におけるソビエト型経済の成立・終焉と21世紀社会主义展望	青柳 和身	82
----------------------------------	-------	----

古典を読み解く

グラムシ『獄中ノート』全容把握の枠組探求	鈴木 富久	90
----------------------	-------	----

学会動向

経済教育学会第30回大会	角田 修一	95
--------------	-------	----

書評

高田太久吉編『現代資本主義とマルクス経済学——経済学は有効性を取り戻せるか』	松本 朗	97
二宮厚美・福祉国家構想研究会編『福祉国家型財政への転換——危機を開ける道筋』	寺間 誠治	99
医療分野研究会編『地域に保健・医療・福祉のネットワークを』	大松美樹雄	101

付録 特定秘密保護法の成立に抗議し廃止を要求する声明	基礎経済科学研究所常任理事会	104
----------------------------	----------------	-----

スコットランド独立運動が 問い合わせたもの

宮田 知佳

はじめに

9月19日イギリス時間の早朝、独立の是非を問う投票結果がでた。結果は独立の否決であったが、独立を要求する運動のうねりは、人々が「未来は自分たちの手で変えられるのだ」という希望をうみ、同時に、民主主義の根幹を問い合わせたものであった。投票率は87%であり、民主主義国家のなかでも極めて高い投票率であった。16歳以上の在住者（スコットランド人以外にも、一定期間スコットランドに在住していたイギリス人やヨーロッパ人を含む）に選挙権が与えられ、410万人以上が投票した。そして、世界がそれに釘づけになったのである。

結果、賛成55%反対45%で独立にはいたらなかったが、今回の動きでスコットランドはさらなる自治権の拡大に成功したといえよう。ここでは、まず独立運動の経緯を民族意識の形成・発展とともにみていく。次に、現在のスコットランドの経済基盤を一瞥したのち、なぜ今回独立にいたらなかったのか、その理由を考察してみたい。最後に、この独立運動がわたしたちに問い合わせたものを考察することが、本稿での目的である。

I 民族意識の形成の経緯

スコットランドが1707年にイングランドと合併し、グレート・ブリテンを形成した以降も、やはりスコットランドは独自の文化的な風習やアイデンティティを維持してきたことで知られている。しかし、スコットランド固有の意識が独立に向けて浮かびあがった直接的な背景は、1970年代に由来しているといえるだろう。

現在スコットランドは、左派系支持がほぼ100

%を占める（スコットランド議会の保守党議席は1つのみ）ことで知られている。しかし、それはつい最近のことであり、1960年代までは労働党と比べれば弱いものの、保守党もそれなりの支持を保っていた。それが労働党やSNP（スコットランド民族党）など左派系の支持へと転換していったのが、1974年以降の世界不況の時期以降である。サッチャー政権支持がイングランドでは高くなつたが、他方スコットランドでは逆に低くなつていった。

これらの要因として以下のことがあげられよう。イングランドの経済が世界不況で落ち込むなか、スコットランド経済はそれほど落ち込まなかつた。それは、60年代に発掘された北海油田が、スコットランド経済を支え、さらに、グローバリゼーションの動きとともに、外国資本（とくにアメリカから）がスコットランドにはいり、これらがある一定程度スコットランド経済の安定をもたらしたからである。しかしながら、サッチャー政権は、おもに緊縮財政を強い、炭坑を始めとする労働組合を壊滅状態に陥れ、スコットランドに苦境を強いた。サッチャーの政策は、さらにスコットランドを新自由政策の実験台としても使い始めた。その実験の一つが、スコットランドにおけるPoll Tax（人頭税）の導入である。

こうしたサッチャー政権の新自由主義の潮流に抗して生まれたのが、スコットランド人の「民族意識」の形成、高揚であった。彼らの意向を組織していったのがスコットランド民族党（以下 SNP : Scottish National Party）である。SNPは、発足当初、「保守党的子分」といわれるほど保守的であり、おもに中流階級の利益保護団体としてつくれられた。しかし、SNPは、反サッチャー政権の流れがスコットランドで強さを増し、支持を獲得できなかつたために、反新自由主義的な方向に転

換せざるをえなかった。SNPは、1997年に労働党の協力をえて、スコットランド議会を設立して、独立を視野にいれた自治権拡大に向けた努力をした。

2000年代の前半は経済も安定したように思えたが、それは一時であり、2008年以降新自由主義の波はさらなる拡大の一途をたどり、イギリス全体に新自由主義が跋扈した。保守党のキャメロン現首相もサッチャー同様、新自由主義路線を確固として貫いている。例えば、2013年には1516年からの歴史を誇っていた郵便局のRoyal Mailを民営化した。また、緊縮財政は国民保険サービスであるNational Health Service（以下NHS）や一般の学校にまで及んでいる。いうまでもなく、労働条件は悪化し、医療や教育の質が低下している。にもかかわらず、NHSは民営化によって質が向上するといわんばかりに、キャメロン首相は民営化の意図を正当化している。また、教育分野でもマイケル・ゴーブ（元教育省の首長）を中心に、Free Schoolという民営の学校が設立され、教育現場における「競争原理」がより一層強化されようとしている。このような保守党の政策はスコットランドでもさらなる大きな反発をよんだ。

しかし、今回の独立をめぐる問題はもはや保守党一党的問題ではなくなった。中道左翼として知られ、スコットランドで支持基盤を保ってきた労働党さえも、保守党と変わらない政策方針の提言を始めた。すなわち、トニー・ブレア以降、新自由主義的政策を取りいれた「新労働党」が、それである。「新労働党」は、もはや「格差社会」に生きる市民・労働者の代弁者にはなりえず、多くの失望を生み、かえって独立運動に拍車をかけるものとなった。

このように新自由主義化の波は、もちろん貧富の格差を広げていった。今では、イギリスはヨーロッパのなかでの最も格差が深刻となってしまった。さまざまな格差は、ウェストミンスター（日本でいう永田町）で決議された方針によってつくりだされ、また再生産されている、と考えるス

コットランド人も少なくない。財政的にも遠隔操作されているスコットランド人にとって、イングランド、つまりウェストミンスターにたいして不満がたまるのも自然であった。それを裏付けるものとして、今回の投票にさいして、74%の独立賛成派が、独立を支持する一番の理由として「ウェストミンスターに対する不満」をあげた。ちなみに、Office for National Statistics (2014)によると、イングランド議会に占めるスコットランド議員数は全体の8.6%にすぎず、スコットランド人の民意を反映することはほぼ不可能である。つまり、スコットランドは北アイルランド同様、イングランドの「民主主義」体制（イングランドがどれほど民主主義的であるかは別にして）からは、ほぼ外れてしまったといえよう。

このように、1960年以降、スコットランドの経済は比較的に安定していたにもかかわらず、イングランドの新自由主義的政策が一方的に導入されていった。このような経緯のなかで、新自由主義に対する反発はイングランドにたいする反発となり、それが現在のスコットランドの民族意識を醸成したのである。

以上からみられるように、スコットランドにおけるNationalismは、既存の概念だけでは理解しがたい。確かに、いわゆる「愛国心」的なものは民族意識のなかに含まれている。しかし、その基盤として、新自由主義にたいする反発があることは見逃せない事実であろう。エジンバラ大学のデービッド・マクローン教授は、このような民族・国民意識をNeo-Nationalismとよび、カナダのケベック地方やスペインのカタルニア地方にもみいだされるという。その特徴として、まず、政府や公的機関がその意識の発信源となるのではなく、市民セクターなどのなかでそれが生産・再生産されるということである。言い換えると、今までの民族／国民主義というものは、一般的に政府などの公的機関による、排他的でかつイデオロギー的な性格を強くもっていたが、スコットランドのそれは、政府の方針などにたいする反発または矛盾を介して生まれたものである。その民族意

識は、もちろんイデオロギー的な性格も含んではいるが、*collective association* を基盤にして形成されてきた。だから排他的・攻撃的ではなく、民主主義的な流儀にしたがって、賛成派と反対派の議論が活発に行われた。それは、既存の国民／民族主義とは大きく異なり、「潜在的に社会を動かす原動力になりうる」¹⁾といわれている。だから、排外主義的なUKIP（イギリス独立党）と同一の次元で理解するのは全くの誤りである。

II スコットランドの経済基盤

ここまで、スコットランド特有の民族意識をその歴史的背景のなかでみてきた。スコットランドの相対的に安定した経済基盤が、サッチャーリズムにたいする反対の集結をある程度可能にした。これらを一瞥しておこう。

現在、スコットランドはOECD諸国の中で、一人当たりのGDPが14番目の高さである。スコットランドの一人当たりのGDPは40,000ドルであり、イギリス全体の35,000ドルよりも高い。この高いGDPを支えている経済基盤が、小売業・金融業を含むいわゆるサービス部門であり、これが経済活動全体に占める割合は年々上昇している。1998年にはサービス部門の全体に占める割合が66%であったが、2011年には72%と上昇している。また、他の先進国と同様、工業部門が経済活動に占める割合は年々低くなっている。1998年まで19%だったのにたいして、2011年では12%へ低下した。

政府統計に基づく正確な食料自給率の割合を見いだすことができないが²⁾、第一次産業に関していえば、イギリス全体では食料自給率が2011年の時点で約74%であり、スコットランドもある一定程度以上の自給率を保持していると思われる。その裏付けとして、スコットランドの漁獲量はイギリス全体の約60%を占め、とくに、サーモンの漁獲量は世界第3位である。牛肉もイギリス全体の4分の1という高い割合を占めている。ちなみに、スコットランドでは、加工乳製品のう

ち45%が輸出されている。また、その他にも、輸出商品のうち、ウイスキーなどの飲食類輸出全体が17.6%を占めている³⁾。スコットランドの経済活動全体に占める第一次産業自体の割合は高くないが、加工食品と物流産業などは、全体の経済活動の13%を占めている⁴⁾。

スコットランド経済を支えるもう一つ重要な根幹となっているのが、北海油田による石油である。さきにも述べたように、スコットランド経済・生活はその恩恵を受けている。しかしながら、この恩恵がどこまで続くのかということが、スコットランドの経済にとって重要な問題である。Office for Budget Responsibilityは、これからこの油田も枯渇の一途をたどり、石油による歳入は、さらに大幅に減っていくだろう、と予測している。それにたいして、SNPは、石油の値段がこれからも上がると予想したうえで、採掘するさいのコストを削減できるのであれば、経済的な効果は依然として大きいであろう、と予測した。また、北海油田の石油の蓄えはヨーロッパ最大量で、それはヨーロッパの石油産出量全体の約60%を占める。ちなみに2011年にコクス・石油類が全体の輸出に占める割合はそれぞれ15.3%と、加工食品の次に高い。

さらに、将来のスコットランドの経済を支えるものとして、新興産業の躍進があげられる。その一つの例は、洋上風力、潮力などの再生可能エネルギーである。スコットランドはヨーロッパ全体の25%の洋上風力・潮力エネルギーを占めているのである。また、風力発電は、ヨーロッパ全体の10%を保持している。現在スコットランドでは、3分の1以上の電力が再生可能エネルギーによって賄われている。もう一つの例としてあげられるのは、羊のクローンのドリーのような、生命科学における最先端技術である。新興産業をみても、将来の経済を支えるのに十分な潜在力がある、といわれている。

このように、スコットランド経済はサービス部門を筆頭に、食品加工や石油によって支えられ、さらには新興工業をも持っていることから、一定

の経済的な基盤を確保していると思われる。

III 独立に至らなかつた理由

それでは、このような一定の経済的な基盤をもっているにもかかわらず、なぜ今回の独立を勝ち取ることができなかつたのであろうか。

第一の理由として、スコットランドの独自の国民意識、つまり反新自由主義体制にたいする批判的な精神は、自治権拡大を超えるまではいたらなかつた。独立投票の実施が発表された3ヶ月後の2013年1月の時点での民衆の反応は意外にも希薄であった。このことは以下の表1からもみてとれる。

この表からもわかるように、独立賛成派は30%前後で推移してきたが、自治権の拡大の支持は、2004-05年を除き、つねに過半数を超えていた。今回の独立運動が本格化されるまえの2013年でさえも、29%の人々が独立賛成派であるのについして、55%の過半数が自治権の拡大を望んでいた。

しかしながら、独立賛成派は、独立の選挙が間近に迫るなかで増加していき、2014年9月初めの意見調査ではついに賛成派が反対派を上まわつた。この意見調査に驚いた保守党、労働党そして自由党はこぞって独立反対の論陣を張り、国民にたいする説得にかかつた。そこで、独立選挙のつい3日前に、この三党合意のもとで、スコットランドの自治権の拡大を認めるバーネット・フォーミュラ (Barnett Formula) がサインされた。そのおもな内容として、(1)スコットランド議

会によりいっそうの政治などの決定権を与えること、(2)資源を共有することで、より平等な機会と保障を設けるということ、(3)スコットランドのNHSの財政的な方針を、スコットランド政府に基本的に委ねるというものであった。これによつて、スコットランド人の意見は大きく揺れ動き、まだ意向を決めかねていた市民の決断が方向づけられた。とくに、三番目のNHSに関しては、独立賛成派のなかで大きな焦点となつてゐた。これは、NHSにたいする民营化や緊縮財政にたいする不満が独立支持の重要な理由だと答えた人が、独立支持者のなかで54%であったことからもわかる。これによつて、賛成派のなかからも反対票にまわってしまったことがわかる。このように、独立選挙直前に提示された自治権拡大の表明が、今回独立に結びつかなかつたひとつの要因となつた。

最後の理由としてあげられるのは、やはりSNPが、財政問題にたいする市民の懸念を払拭しきれなかつたことにある。とくに、それは高齢者を中心とした年金にたいする不安として現われた。Lord Ashcroft Pollsの意識調査によると、16歳から54歳までの有権者の独立支持率は、ほとんどの過半数を超えてゐるのにたいして、55歳以上になると逆に反対派が過半数を占め、65歳以上にいたつては75%が独立に反対していることが明らかになつた。反対の意向を示した主な理由として、年金や税金・公共投資の削減、通貨ボンド、さらにはEU加盟問題があり、財政・金融にたいする懸念が大きかつたようだ。

それではなぜ、そのような懸念が反対派のなか

表1 独立・自治権・スコットランド議会に対する態度 (%、1999-2013年)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2009	2010	2011	2012	2013
独立	27	30	27	30	26	32	35	30	24	28	23	32	23	29
自治権拡大	59	55	59	52	56	45	44	54	62	56	61	58	61	55
スコットランド議会は不要	10	12	9	13	13	17	14	9	9	8	10	6	11	9
回答者数	1482	1663	1605	1665	1508	1637	1549	1594	1508	1482	1495	1197	1229	1497

出所：ScotSen (2014) The Score At Half Time: Trends in Support for Independence をもとに作成
(Available at <<http://www.scotcen.org.uk/media/270726/SSA-13-The-Score-At-Half-Time.pdf>>)

表2 GDPに対する銀行資産の割合（%，2012年）

英国全体	490
スコットランドを除く英国	475
スコットランド	1200
アイスランド	820
アイルランド	835
スイス	630
シンガポール	620
香港	735

出所：Bank of England (2013) を元に作成

で顕著にみられたのだろうか。ここでは金融の視点からふれてみよう。さきに、サービス部門がスコットランドの経済活動に占める割合が高いと述べたが、とくに金融部門だけで、経済活動全体の約25%を占めている。これは、他のヨーロッパ諸国に比べて銀行資産が非常に高いことが表2からも明らかである。

金融部門に大きく依存していたアイスランド、アイルランド経済が、2008年の金融恐慌期に危機的な状況に追い込まれたのは、記憶に新しい。スコットランドの銀行資産は、アイスランドやアイルランドのそれよりも大きく、2012年ではスコットランドのGDPの12倍である。アイスランドは国民産出量にたいして銀行資産は8倍であるから、いかにスコットランドでの金融資産が大きいかが推測されよう。そこで、市民のなかで、マスコミの宣伝もあって、「もし前回のような恐慌がおとずれたら」、という不安・恐怖心がよぎったのである。保守党などは、「ポンド通貨使用を認めない」ということも利用して、危機を煽ったのである。

さらに、独立後のしばらくの間は財政赤字もふくれあがると予想されていたため、とくに年金者のなかで懸念が広がったようだ。このように、金融部門にたいする依存度が高いがゆえに、経済基盤を形成するうえで非常に不安定な要素があるため、市民が自信をもって独立に賛成することができなかつたのである。

おわりに——民主主義精神の醸成

従来の民族意識といえば、それは「排他的な側面」をもっていた。しかし今回のそれは、この側面を超えた性格を持っていることを見落としてはならない。わたしたちは、マスコミの報道によつても知っているように、Yes派の隣に反対派のNoのプラカードをもって映る市民の姿をいくども目にした。そこには、いがみ合いや抗争といったものではなく（局所的にはトラブルはあったが）、共に考え、お互いの信念を語り合う空間があった。だから、一見、Nationalismの形式を纏いながらも、内容は決して排他的ではなく、暴力的な事象はみられず、民主主義的な精神が双方に貫徹していたといえよう。新自由主義者は、「民主主義は古くなった、その後に何がくるか」と問題をたてるが、今回の独立運動で明らかになったように、新しい質の民主主義と自治能力こそが現代社会が求めているものである。また、これが新自由主義を克服する一つの方向性であるのは間違いないであろう。スコットランドは今後、自治権の拡大へと歩み続ける。そして、今回の独立運動はスコットランドの一地方の出来事ではなく、スペインのカタルニアなどに影響を与える、さらに各国の民主主義のあり方にも影響を及ぼすであろう。

注

- 1) MaCrone, D. (1998) *Understanding Scotland*: London, Routledge.
- 2) Waterhouse, T. et al (2011) Challenges for Scottish ruminant livestock in a global context,による。
- 3) Scotland Global Connection Survey (2011) による。
- 4) Available at <<http://www.businessforscotland.co.uk/10-key-economic-facts-that-prove-scotland-will-be-a-wealthyindependent-nation/>>

(みやた ちか 所員 エジンバラ大学)

サッカーW杯前後のブラジル 情勢をどう見るか

山崎 圭一

I 多発する抗議デモ、ストライキ、および治安問題

2014年7月にブラジルの諸都市でサッカーのワールド・カップ（以下W杯と略す）が開催された。ブラジル人はサッカー好きだが、彼らの多くが、同国が開催地となることに反対して大規模デモを繰り返した。このような状況は、1992年に生じたコロル大統領の汚職への抗議運動（上院での弾劾裁判に結実し、大統領は辞任）以来なので、約20年ぶりである（近田 2013, 14）。今回の抗議デモのきっかけは、2013年にサンパウロで実施されたバス運賃の20セントーヴォ（約10円）の値上げであった。それへの抗議がやがて多様な問題へと広がった（木下 2013）。ちょうど6月後半にサッカーのコンフェデレーション・カップが開催されたが、その開催への批判も加わり、それは翌年（2014年）のW杯開催批判へとつながった。とくに2013年6月20日に、百数十万人が参加する大規模デモが全国約百の都市で展開された。ほとんどの抗議デモは平和的だが、暴徒化して商店を襲うといった非行も一部にあった。日本のマスメディアの報道では、同時に警官のストライキ（以下ストと略す）による治安悪化や強盗など犯罪の多発も報じられた。「デモ、スト、劣悪な治安」の情報が同時に私たちの耳に押し寄せてきて、ブラジルはどうなっているのかと不安も生じたが、3つは詳しく考察すると別ものである。まずストと治安からみていこう。

ストは今回に限らず毎年頻度高く実行されているので、珍しくない。しかし全国の連邦大学教職員のストの長期化は同業者として気になるところである。また2012年5月のサンパウロ州営地下鉄労働者の賃上げストは、印象的だった。実施予定日（23日）の直前に、「赤ライン（第3線）」

で車両の衝突事故が生じて40人以上が負傷したのだが、労働者側はスト決行を発表した（VEJA, 17 de maio de 2012）。ストをほとんど見たことがない世代の日本人の目には、理解しにくい強気とうつるだろう。彼らは今回のW杯でもストを実施している。日本代表チームのグループ・リーグの初戦（対コートジボワール戦）が開催されたレシフェ市での警官のストも、報じられていた。ストを実行したのはPM（Polícia Militar）という軍警察である。ブラジルには連邦警察と州警察があり、後者は文民警察（司法警察、犯罪捜査担当）とPMに分かれ、PMは警察と消防から成る（ブラジル日本商工会議所 2005）。そこがストをしたので、同市の防犯機能が停止して、治安が悪化したようだ。州警察だけでなく、連邦警察（PF: Polícia Federal）も全国各州で「賃上げとキャリアの再構成」を求めてストを実施した。

警察のストを考慮すると、治安悪化とストが関連しているともいえるが、治安問題それ自体はW杯とは独立した社会問題である。それは非常に深刻で、表1に示したサンパウロ市でみると、故意の殺人は過去約10年の間に顕著に減ったのだが、窃盗は激増し、強盗は横ばいである。現在の強盗の状況については、サンパウロ市では東京都の発生率の約500倍である。

この20年で「悪化」したのか、「ずっと悪い」のか、よくわからないが、表1にみるように構成比は変化した。その理由の解析は今後の課題したい。治安の悪さの要因は、失業と貧困、警察の腐敗、刑務所や裁判所の腐敗、スラム街の教育システム、麻薬組織の動向など多様で、それぞれの変化の分析を総合する必要がある。ちなみにJICAが日本の交番制度を2005年からサンパウロ州に導入し始め、治安の改善に貢献している。

表1 サンパウロ市における犯罪件数の変化
(1999年～2013年)

年	住民10万人当たりの故意の殺人	住民10万人当たりの窃盗	住民10万人当たりの強盗
1999	52.58	1,085.19	1,068.39
2001	49.16	1,096.21	1,065.78
2003	39.97	1,333.79	1,237.66
2005	22.56	1,609.71	1,014.76
2007	13.96	1,345.84	988.26
2009	11.08	1,581.67	1,105.83
2011	9.01	1,752.53	969.82
2013	10.27	1,758.69	1,105.39

注) 自動車への窃盗と強盗は除かれており、強盗については2013年で約723件(10万人当たり)である。

出所) サンパウロ州政府のウェブサイト情報より抜粋。
<http://www.ssp.sp.gov.br/estatistica/dados.aspx?id=565>

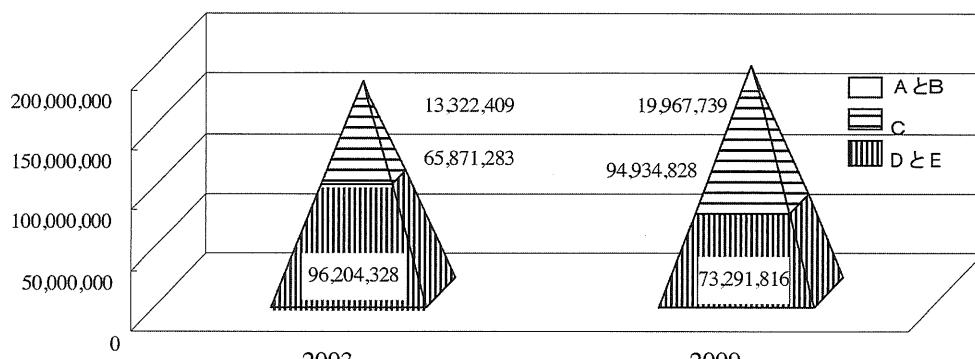
II 抗議デモの参加者と動機 —「ミドル・クラス」の不満

デモの参加者は、大半が大学生や「ミドル・クラス」の人々で、要求の内容は、たとえばW杯開催のための施設の整備予算の支出過程の透明化と、保健医療や学校教育や公共交通などの質の改善などである。抗議は、大まかにいえば、貧困解消がもたらした社会現象といえよう。

ブラジルは2003年以来10年以上にわたる労働者党(PT: Partido de Trabalhadores)政権のもとで、貧困層の生活水準の改善がある程度達成された。PT政権は多党連立政権で、内閣には経済界出身者もいる。全体としては「中道」と形容される場合もあるが、特徴付けが難しい政権である。グローバル競争が激化している今日、労働者党政権に何ができるかというと、総合的に国際競争のサバイバル戦略を重視するという「現実的路線」を採用せざるを得ないことは、十分に理解できる。他方で貧困層や労働者階級からの貧困撲滅への期待に応えるという必要も、政治的「現実」である。2つの「現実」に挟まれて両義的な政策体系が展開してきた。貧困対策面では、過去数十年で最低賃金を実質で1.5倍以上引き上げた(名目値は2000年が151レアル、現在が724レアル)。さらに「ボルサ・ファミリア」という条件付き現金給付制度(CCT: conditional cash transfer)を拡充した。現在1400万世帯が裨益する、予算規模では世界最大のCCTである。貧困層を月収70レアル以下と70～140レアルに分け、前者への基本額としては、条件付きで月額70レアル(約3150円)を給付している。条件とは子どもの就学等で、日本の市町村にあたる基礎的自治体がモニタリングを徹底している。

こうした貧困対策と2000年代の全般的な好景気と雇用増が作用して、約3000万人が極貧を離脱してミドル・クラスに合流した。政府統計で

図1 ブラジルの中間層(Cクラス)の拡大(単位:人)



出所) CPS-FGV(2010, 13)の情報を抜粋して作成。原資料はPNAD(ブラジル全国家計調査)

は、この国独自の方法として、国民を A～E の 5 階層に分けることが多い。A が最富裕層で E が最貧層である。その分け方は、ブラジル国内でも機関によって異なっている。経済・経営学分野における最高水準の大学院大学であるジェツリオ・ヴァルガス研究所に、社会政策センター (CPS : Centro de Políticas Sociais) がある。同センターによる家計収入で区分した数値を紹介しておこう¹⁾。これは PNAD というブラジル全国家計調査の結果のデータをもとにしている。D と E を合わせた貧困人口は 03 年から 09 年の間に 22,912,512 人も減り、中間層のクラス C は 29,063,545 人も増加している (CPS-FGV 2010)。そのピラミッド構造の変化を示したのが図 1 (前頁) である。ちなみに、2003 年から 2011 年の間のクラス C の増加数として、約 3900 万人という値もある (浜口・河合 2013, 68)。クラス C の膨張で、ブラジル市場の構造は 2000 年代以降劇的に変化したのである。

ミドル・クラスの台頭は、ブラジルだけではなく世界的現象である。今回のデモの多発はミドル・クラスの不満が最大の原因である。先進国の「ミドル」階層はかなり豊かな生活を享受しているが、ブラジルではそうではない。CPS の基準ではおよそ 45,000 円～194,000 円¹⁾ の家計収入の階層である。地域にもよるが、リオやサンパウロは東京並の物価水準で、この水準の家計収入では決して豊かな暮らしというわけではない。また、公共サービスと社会資本が乏しい地域で暮らす、貧しい「ミドル」の人々も多い。

こうした公共財が不足する事情として、3つ指摘できよう。第 1 に、先述の CCT の影響である。CCT の受給条件が就学とワクチン接種であったので、多くの子どもが「児童労働」をやめるか減らして、学校に通うようになった。しかし公立学校でいえば、教室が不足していて、全国的に 1 日 2 回以上の入れ替え制であるし、教師の質も數も不足している。教師の質については賃金の引き上げを実施しているが、追いつかないといえよう。就学者の急増に学校教育システムの改善が追いつ

いていない。

第 2 に、次節で論じるが財政緊縮モードが続いている。社会資本整備に資源が十分に配分されていない。就業年限保証基金 (FGTS) という強制貯蓄（賃金の 8%）を原資とする財政投融資制度もあるが（扱いは連邦貯蓄銀行）、1990 年代以降それは国債購入を重視した時期もあり、社会資本整備に十分投資してこなかった。そのため全般的に社会資本が不足しているのである。結果として、地方の道路は役所の前あたりしか舗装されておらず、町内で土埃が舞っているし、地下鉄もサンパウロやリオを除いて、大都市で未整備である。サンパウロ市の地下鉄については、州営の路線が長短 12 本に増えたが、自動車台数が増えたこともあり、市内の交通渋滞は極めて深刻である（富裕者の上層のごく一部は渋滞を回避すべく、自家用ヘリコプターで移動している）。

第 3 の事情は、内陸部の農業経済の好景気で、たくさんの新しい都市（または集住地や入植地）が生まれたことである。とくに大豆やその派生製品をつくる関連産業が重要で、過去約 20 年にわたり、ブラジルの内陸部とくにセラード（草原）地帯は、ゴールド・ラッシュならぬ大豆ラッシュの状況になっていた。新しい都市では、道路も公共交通も学校も住宅も、あらゆる公共財が乏しい。

好景気の中で個人所得の面では「ミドル」階層に入ったが、社会資本へのアクセスを含めた生活の質は低水準のままで、人々の不満が蓄積していた。ブラジルのミドル階層と貧困層の間では、日々フラストレーションが蓄積している。「W 杯どころではない」というのは、ブラジル人のごく自然な感情といえる。

ところで、W 杯のための予算が大きすぎたために貧困対策が遅れたという因果関係はない。W 杯予算は約 300 億レアルと報じられていたが（日本円約 1 兆 3500 億円）、巨大な連邦政府予算の約 2%（2014 年度予算比）で、福祉分野への年間連邦予算と比べてもわずかである（VEJA, 4 de março de 2014）。人々は予算額だけでなく、W

杯予算管理のあり方を批判しているのである。浜口伸明教授（神戸大学）が『日本経済新聞』（朝刊）の記事「わかりにくいブラジル経済」で紹介しているように、安全管理に問題がある建設会社が選ばれた経緯や国内開催地の選考過程などが不透明なのである（浜口 2013）。

III 新興国としての挑戦

ブラジルが新興国へと成長した過程を簡単に振り返っておこう。1960 年代と 70 年代の軍政時代（「権威主義体制」ともいわれた）も、「ブラジルの奇跡」といわれる高度成長・工業化を達成していたが、当時は高率関税による保護下での輸入代替工業化（ISI）が進んだのであって、国際競争力の高い工業製品を多く生産・輸出していたわけではなかった。自動車産業への外資参入は ISI 体制下でも盛んになっていたが、外資も主に国内市场向けに自動車を生産・販売していた。国内の貧富格差は大きく、現在のような厚いミドル層が形成されていたわけではない。国営企業と外資と民族系独占資本の 3 者がいわゆる「三本の脚（Tripé）」といわれる関係——それはブラジル型国家独占資本主義体制といえるが——をつくって経済発展を牽引していたが、国営部門の生産効率は低水準で、高インフレ率の要因であった。公的部門にオイルマネーが貸し付けられていたが、ブラジル経済全体の効率性が低かったので、債務返済不履行の危機に直面し（1980 年代初頭）、世銀・IMF の指導を受けるようになった。85 年に軍政が終わり、民主化が始まる中で財政支出が急速に拡大して、1990 年前後は数千%のハイパー・インフレとなったが、1994 年に F.C. カルドーゾ蔵相（マルクス主義派の社会学者）が為替アンカー政策でインフレを一気に収束させた。その功績による人気で彼は大統領選で勝利し、95 年からカルドーゾ政権が始まった。

同大統領は、出身政党はブラジル社会民主党であったが、政策の多くは新自由主義的で、それは 2 期 8 年継続した（2002 年まで）。関税はすでに

1992 年に大幅に引き下げられていたが、さらに国営企業の民営化を進め、財政は緊縮モードに変えた。2000 年には財政責任法を制定して、連邦と州と市町村の財政規律を急速に高めた。この 90 年代の新自由主義的な「構造改革」で、ブラジル経済は引き締まって国際競争力を養ったといえるが、雇用情勢は悪化し、労働者の不満が非常に高まつた。批判は選挙に反映され、2003 年に労働者党政権すなわち「左派政権」が成立した。この政権の性格は上述したように両義的で、ルーラ大統領の言説は反米・反グローバル化であったが、実際の政治は反米・親グローバル化で、新自由主義的な政策も採用した（山崎 2012）。2000 年の財政責任法が効いているので、財政出動を大胆に展開したわけではない。そのため社会資本が不足しているのであるが、他方で一定の労働者保護の政策を実施し、好況下で結果的に雇用も増えて、クラス C が拡大したのである。

この間ブラジルの多くの経済評価は、改善した。たとえば国際的評価の 1 つとして、実質実効為替レートがあるが、ハイパー・インフレが収束した 1994 年を 100 とすると、ここ数年は 80 前後のレアル高で推移している。実態経済を示す指標はどうであろうか。対外債務も減り、IMF にも完済し、対外債務の GDP 比は現在 14% 程度へと緩和している。外貨準備高は政府の意思決定で積み上げるものだが、現在 3600 億米ドルもあり、金融の不安定性に対応できる十分な量と思われる。ブラジルの国際取支構造は、基本的に経常収支は赤字、資本収支は黒字であって、この構造の善し悪しの評価は難しい。連邦財政のプライマリー収支は、ここ数年 440 億～1300 億レアルの黒字である。これについては、国際経済界は評価するだろうが、ブラジル国民から見ると財政支出が不十分なことの結果だと批判されてよい数値といえる。政策金利（Selic）は、高率インフレ再燃の懸念がゼロではないため、8% の比較的高い水準が維持されている。これも、ブラジル国民とくに産業を担う企業には厳しい高率である。

IV 岐路にたつ新興国ブラジル

この間の成長はコモディティ・ブームによる幸運による、というだけではなく（それもあるが）、国内の地道な制度改善の成果でもある。ただしこの「制度改善」の性格の理解が難しいわけで、カルドーゾ、ルーラ、ルセフと続く財政緊縮モードを基調とした新自由主義的要素の強い制度改善だったともいえる。しかしそれだけでは評価として単純すぎる。最低賃金の段階的大幅引き上げや世界最大のCCTの整備など、かなり大規模な所得分配や所得再分配の改善政策を実施してきた。また市民セクターの一定の活性化も実現した。たとえば住民参加で地方自治体の予算の一部分をきめる「参加型予算」がいくつかの都市で取り組まれた。さらに「連帯経済」を促進するための局が連邦労働雇用省内に設置され、この新しい分野の発展が少しづつ追求されている。小池洋一教授（立命館大学）は、近著『社会自由主義国家—ブラジルの「第三の道』（新評論）で、1990年代以降のブラジル経済は市場と国家と市民社会の3つがそれぞれ機能しあって発展してきた体制だと、明快に分析した（小池 2014）。筆者もこの見方に同意する。その路線が1つの岐路に直面しているという観点から、今後のブラジルに注目していきたい。

注

- 1) CPSの研究での階層区分は、以下の通りである（いずれも月収）：AクラスはR\$6,329より上、BクラスはR\$4,854～R\$6,329、CクラスはR\$1,126～R\$4,854、DクラスはR\$705～R\$1,126、EクラスはR\$0～R\$705まで。

参考文献

- [1] CPS-FGV (2010) A Nova Classe Média: O Lado Brilhante dos Pobres (CPSのウェブサイトよりダウンロード。<http://www.cps.fgv.br/cps/ncm/>)。
- [2] VEJA誌、2014年3月4日号のワールド・カップに関する記事。URLは以下：<http://veja.abril.com.br/noticia/esporte/custo-total-da-copa-poderachegar-aos-30-bilhoes-de-reais>
- [3] 小池洋一（2014）『社会自由主義国家—ブラジルの「第三の道』』新評論
- [4] 木下義貴（2013）「ブラジルの大規模デモ」『ラテンアメリカ時報』秋号（No. 1404）
- [5] 近田亮平編（2013）『躍動するブラジル—新しい変容と挑戦』アジア経済研究所
- [6] 浜口伸明・河合沙織著（2013）「(第2章) ブラジル経済の新しい秩序と進歩」（近田亮平編著『躍動するブラジル』アジア経済研究所所収）
- [7] 浜口伸明（2013）「わかりにくいブラジル経済」『日本経済新聞』6月8日付朝刊
- [8] ブラジル日本商工会議所編（2005）『現代ブラジル事典』新評論
- [9] 山崎圭一（2012）「ブラジル労働者党政権下での都市住宅政策の新自由主義的性格：ボトム・ミリオンズの未救済』『エコノミア』第63巻第1号、5月

（やまざき けいいち 所員 横浜国立大学）

過労死防止法の意義と課題

岩城 穣

I 四半世紀を超えて広がり続ける「過労死・過労自殺」

1988年4月に大阪で、続いて同年6月に全国8か所で「過労死110番」の電話相談を開設したところ、相談の電話が殺到し、深刻な社会問題とな

なっていることが確認された。

同年10月には「過労死弁護団全国連絡会議」が結成され、過労死の労災申請に組織を挙げて取り組みを開始した。1991年11月には「全国過労死を考える家族の会」が結成され、過労死遺族自らが声をあげはじめた。

その後、過労死の労災認定件数の増加、行政訴

訟での勝訴事例の増加、認定基準の緩和（1995年、2001年）、過労自殺の判断指針（1999年）・認定基準（2011年）の制定、電通事件最高裁判決（2000年3月）をはじめとして企業の責任を認める判決の増加などがあり、労働省（その後厚生労働省）・労基署も労働時間管理の適正化や残業代不払いの摘発などに力を入れるなどしてきました。

しかし、過労死はなくなるどころか、1990年代後半には、過労やパワハラなどによってうつ病などの精神障害を発症して自殺する「過労自殺（自死）」も増え始め、過労死・過労自殺は職種・性別・年齢を超えて広がっている。とりわけ、近年の、就職して日の浅い新入社員を含む青年労働者の過労自殺は、目を覆うばかりの状況にある。

II 「過労死防止基本法」制定運動の始まりと議員立法による「過労死防止法」の制定

このような状況のもとで、「もはや過労死を防止する法律が必要ではないか」との議論が起こり、2008年9月に過労死弁護団全国連絡会議、同年11月には日本労働弁護団がそれぞれ総会で「過労死防止基本法」の制定を求める決議を採択した。

このことを知った大阪、兵庫、岡山の過労死遺族数名が地元選出の国会議員に「過労死防止基本法」を国会で制定してほしいと陳情したことがきっかけとなって、全国過労死家族の会が2010年10月13日、衆議院議員会館で「ストップ！過労死 第1回院内集会」を開いた。国会議員17人を含む約170人が参加し、過労死遺族たちが国会議員に涙ながらに過労死の悲惨な実態を訴えた歴史的な集会となった。

その後1年間の準備を経て、2011年11月18日に開いた第2回院内集会で、「ストップ！過労死 過労死防止基本法制定実行委員会」が結成された。

実行委員会は、①「ストップ！過労死 100万

人署名」を中心に世論を広げる、②議員立法をめざして国会議員に働きかける、という2つの柱で精力的に活動を開始した。

「ストップ！過労死 100万人署名」は、幅広い個人・団体の賛同・協力を得て広がり、最終的に55万筆を超えた。

地方自治体の議会で「過労死防止基本法制定を求める意見書」を採択してもらう取り組みも行い、意見書を採択した自治体は10道府県（北海道、宮城県、神奈川県、長野県、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、島根県、宮崎県）を含む121自治体に達した。

2013年4月には、国連（ジュネーブ）の社会権規約委員会の日本審査に過労死遺族有志が参加して「過労死・過労自殺は社会権規約に違反する」と訴えたところ、社会権規約委員会は5月17日、過労死・過労自殺の防止措置を日本政府に勧告した。

これらの取り組みを、多くの新聞・テレビ・雑誌などが報道し、過労死防止の世論は急速に広がっていった。

実行委員会は、発足後、年3回程度の頻度で、200～270名規模の院内集会を積み重ねた。過労死防止法の必要性と世論の広がりを国会議員たちに伝えるうえで、院内集会は大きな原動力となった。

取り組みを始めた当初は、2009年9月から始まった民主党政権時代であったが、その後2012年12月に衆議院総選挙、2013年7月に参議院選挙が行われ、それまで熱心に支援・協力してくれていた多数の議員が落選し、自民党が圧倒的多数を占めるに至ったが、実行委員会は、衆院選に際して、全政党に対するアンケートと全立候補者に対する賛同依頼を行ったところ、ほとんどの政党から積極的な回答が寄せられ、また多くの議員から賛同書が返送された。参院選でも同じく賛同依頼を行い、多くの議員から賛同が寄せられた。

これらの取り組みは、政党や国会議員に過労死問題や過労死防止基本法の必要性を知らせ、また、選挙後の国会での取り組みの足掛かりを作る

うえで、大きな役割を果たした。

2013年通常国会の終盤である6月18日、ついに「過労死防止基本法の制定を目指す超党派議員連盟」が発足し、議員連盟の会員数は最終的に130人に達した。

同年10月中旬からの臨時国会では、過労死家族の会の中心メンバーが東京に常駐して、連日ロビー活動を行った。その結果、臨時国会最終盤の12月4日に野党6党が先行して「過労死防止基本法案」を衆議院に提出し、継続審議とされることになった。

2014年1月下旬に始まった通常国会では、自民党のワーキングチームが精力的に会合を重ね、4月1日、「過労死等防止対策推進法案」の最終素案が確定し、各党内での承認手続きが行われた。

そして、5月24日には衆議院厚生労働委員会で全国過労死家族の会代表の寺西笑子さんが参考人として意見陳述後、満場一致で採択され、5月27日の衆議院本会議で満場一致で可決された。さらに、6月19日、参議院の厚生労働委員会でも寺西笑子さんの参考人意見陳述と満場一致採択を経て、翌20日参議院本会議で満場一致で可決され、法律として成立した（平成26年法律第100号）。

III 過労死防止法の内容

第1章（総則）の第1条（目的）は、過労死遺族らの長年の思いと、ワーク・ライフ・バランスやディーセントワークといった近時重視されている考え方を取り入れられ、この法律にとどまらない、労働法全体の指導理念となるべきものである。

第2条（定義）は、過労死・過労自殺の現行の認定基準に沿ったものであるが、法が初めて過労死・過労自殺を定義づけた意義は大きい。

また、ここでの定義自体は狭いものではあるが、後述の第8条2項で、調査研究の範囲を拡大し、「業務において過重な負荷又は強い心理的負

荷を受けたことに関連する死亡又は傷病について、事業を営む個人や法人の役員等に係るものを受けたこと」としていることは重要である（傍点筆者）。具体的には、①過労による事故など、②脳血管疾患・心臓疾患（循環器系疾患）以外の疾患（例えば、ぜん息などの呼吸器系疾患、十二指腸潰瘍などの消化器系疾患など）、③労働者でない個人事業主や会社役員など勤労者全般の過労死等についても、調査研究の対象となり、必要と認められれば法制上の措置が講じられることになるのである（第14条）。

第3条（基本理念）の1項は、過労死等の防止対策は、過労死等の調査研究による実態解明と、国民の関心と理解を深めることによって行われるべきこと、2項は、その対策は国、地方公共団体、事業主その他関係者の相互の密接な連携の下に行われるべきことを定める。

第4条（国の責務等）は、1項、2項で国と地方公共団体は、過労死等防止対策を効果的に推進する責務を有するとされた。これは、第1条と相まって、国・地方公共団体が過労死をなくす責務を負うこと明らかにしたものである。3項は事業主に国・地方公共団体の実施する過労死防止対策に協力する責務を、4項は国民に過労死防止の重要性の自覚と、これに対する関心と理解を深める責務を課した。

第5条（過労死等防止啓発月間）は、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」として、「その趣旨にふさわしい事業」を行うことを定めている。

第6条（年次報告）は、政府に毎年、過労死等の概要と過労死等の防止策の実施状況について、国会に報告書（「過労死白書」）を提出する義務を負わせている。これによって、国民は過労死等が今どのような状況にあるか、それがこの1年間の防止策の実施によってどのように改善したか、などを把握できることになる。

第2章（過労死等の防止のための対策に関する大綱）の第7条は、政府は過労死等防止対策大綱を定めなければならない（1項）、厚生労働大臣は大綱案を作成して閣議の決定を求める（2項）、

大綱案を作成するときは、関係行政機関の長と協議するとともに、過労死等対策推進協議会の意見を聴く（3項）、大綱を定めたときは遅滞なくこれを国会に報告するとともに、インターネットなどで公表する（4項）、としている。

第3章（過労死等の防止のための対策）は、過労死等の防止対策として、以下の4つを挙げている。この点で、この法律は単なる理念法ではなく、具体的な過労死防止対策の推進を定めたものとなっている。

第8条（調査研究等）の1項は、「国は、過労死等に関する実態の調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究並びに過労死等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う」とする（傍点筆者）。前述のように、これらの調査研究や情報収集・活用は、これまで極めて不十分であったものであり、大変重要な規定である。2項の調査研究の範囲については、第2条の解説で述べたとおり、過労死等の定義を超えて、「関連する死亡又は傷病」、「個人事業主や法人役員に係るもの」に広げられていることにも留意されるべきである。

第9条（啓発）は、第5条の啓発月間とも関連する条項であるが、より日常的、一般的に、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の关心と理解を深めるよう必要な施策を講ずる」としている。

第10条（相談体制の整備等）は、「国及び地方公共団体は……過労死等のおそれがある者に早期に対応し、過労死等を防止するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずる」とし、その内容の例示として、①「過労死等のおそれがある者及びその親族等が過労死等に関し相談することができる機会の確保」、②「産業医その他の過労死等に関する相談に応じる者に対する研修の機会の確保」を挙げている。

第11条（民間団体の活動に対する支援）は、「国及び地方公共団体は、民間の団体が行う過労

死等の防止に関する活動を支援するために必要な施策を講ずる」としている。

第4章（過労死等防止対策推進協議会）は、厚生労働大臣が大綱案を作成・変更する際に意見を聴くための機関として「過労死等防止対策推進協議会」について定める。

第12条は、協議会の設置を定め、**第13条**は、協議会の委員は20人以内とし、①過労死・過労自殺の当事者（存命）又は家族（遺族）のほか、②労働者代表、③使用者代表、④過労死等に関する有識者の中から厚労大臣が任命すること等を定めている。

第5章（過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等）は、**第14条**として「過労死等に関する調査研究等」（第8条）の結果、必要があると認められるときは「過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置」を講じるとしており、いわば「二段階構造」となっている。この点も、将来に向かって労基法をはじめとする法律の改正につながりうるものであり、大変重要である。

最後に、**附則2項**は、施行後3年を目途として、施行状況等を勘案して見直しを行い、その結果に応じて必要な措置を講ずるとしている。

IV 過労死防止法制定の意義

過労死防止法は、1980年代半ばから労働法分野で一貫して規制緩和が行われてきた中で、労働者保護を前面に掲げた貴重な法律である。また、制定や改正をめぐって労使が激しく対立することが多い労働分野における初めての議員立法であり、しかも、衆参両院とも全会一致で可決・成立了、画期的な法律である。

その具体的な中身としても、以下のように、非常に重要な意義を有する。

(1) 過労死防止を国家的な目標として国会が定めたこと（過労死をなくす国家的宣言）

これまで、「過労死」という用語を使った法律そのものがなかった中で、「過労死等」をきちん

と定義したうえで、国と地方公共団体は「過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務」（第4条1、2項）を有するとしたことの意義は大きい。

（2）本格的な調査・研究の開始の可能性（過労死問題の科学的な解明と対策）

これまで、働き方（長時間労働、ストレス、深夜労働、睡眠不足、パワハラなど）と脳・心臓疾患や精神疾患との関連性について、調査・統計が大変不十分であった。この法律ができたことによって、従来には実施されていなかった様々な調査を今後おこなう可能性が生まれた。

特に、調査の対象に、この法律の「過労死等」の定義を超えて、様々な疾病（呼吸器疾患、消化器疾患等）や事故（過労運転による事故等）も含まれ、また、労働者以外の自営業者や役員に関しても調査対象としていることは、「勤労者の働き方全体」を対象としている点で、重要である。

（3）国民全体レベルでの広報・教育による啓発（過労死をなくす国民運動の開始）

国や地方公共団体による広報・教育活動（第9条）、11月の啓発月間の設定（第5条）は、過労死問題を国民的課題として取り組んでいくうえで、重要なステップとなり得る。

これまでも、過労死を考える家族の会や過労死弁護団など民間団体のレベルでは様々な場で過労死の実態を訴えてきたが、今後、規模・内容とも拡大・充実した社会的なアピールが可能となる。また、あらゆる段階の学校で、過労死問題をきちんと教育していくことの条件がひろがったことは、若者の過労死防止にとって貴重な前進である。

（4）被災者・遺族の声を取り入れた過労死防止対策（当事者・遺族の声の制度的反映）

大綱作成のための協議会の委員に過労死遺族も入ることが明記されるなど、過労死の防止に向けて被災者・遺族の声をよく聞いて政府が方針を決めていくことが体制面で確保された。

（5）「過労死防止対策大綱」の策定・変更と国会への年次報告（過労死白書）は、過労死防止対

策の大きな推進力となり得ること（過労死防止のエンジンの起動）

過労死防止対策大綱には、4つの過労死防止対策（第8条～第11条）のほか、法制上の措置を待たずに行える方策（例えばサービス残業をなくすなど現行法規の遵守、時間外労働に関する通達の徹底など）も取り入れるべきことになる。

また、毎年政府が作成して発表する年次報告（過労死白書）は、1年間の過労死防止対策の課題と実施状況（到達点）の積み重ねを、毎年国民の前に明らかにしていくことになる。

これらは、過労死防止対策全体を推進する「エンジン」の役割を果たし得るものである。

（6）将来過労死をなくすための様々な実効性ある政府の措置（労働法令の改正等）につなげていくための条件が設定されたこと（2段階構造）

前述のように、この法律自体は、ただちに労使関係の当事者の権利義務に影響を与えるものではないが、調査研究の結果、必要ということになれば必要な法律改正を行うという2段階構造になつており、その意味で、将来の法律改正につながる仕組みを持っているのである。

V 民間団体・国民の取り組み努力が法律に「魂」を入れ、実効性を持つものにする

この法律自体は、直ちに労働者と使用者に権利義務を課すものではないが、この法律の名のとおり、過労死防止対策を具体的に推進していくものである。そして、その防止対策は、国や地方公共団体と、事業主や経営者団体、労働組合や労働団体のほか、過労死家族の会や過労死弁護団などの民間団体との密接な連携のもとに行われることになっている（3条2項）。

したがって、幅広い団体・個人が、組織や立場の違いを超えて、過労死に関する調査研究、広報・教育を通じた啓発、相談体制の充実などを通じて、国・地方公共団体や使用者団体・労働者団体と連携していくことが求められる。それによっ

て、この法律に「魂」が入り、その過労死防止対策が真に実効性のあるものになっていくのである。

過労死防止法は、2014年11月1日に施行された。そのため同月が最初の「過労死防止啓発月間」とされ、11月14日に国・厚生労働省主催の「過労死等防止対策シンポジウム」が行われたほか、全国約20の都道府県で、労働局や地方自治体の後援を得て「過労死防止を考えるつどい」などが行われることになっている。

また、施行後2015年6月ころまでの約半年間の間に、「過労死等防止対策大綱」が作成されることになっており、それにあたって意見を述べる「過労死等防止対策推進協議会」が設置され会合が行われる。より実効性のある大綱を作るために、協議会の場を積極的に活用していくことが私

たちに求められる。

民間サイドで国・地方公共団体と連携して過労死防止対策を進めていく任意団体として、私たちはこの10月末に「過労死等防止対策推進全国センター」（略称：過労死防止全国センター）を設立し、また、2015年6月には「過労死防止学会」の設立を予定している。各地でよりきめ細かな防止対策を、その地域の地方公共団体と連携して行っていくために、「地方センター」の結成も広げていきたいと考えている。

（いわき ゆたか 弁護士 大阪弁護士会所属・元過労死防止基本法制定実行委員会事務局長・過労死防止全国センター事務局長・過労死弁護団全国連絡会議 事務局次長・大阪過労死問題連絡会事務局長 あべの総合法律事務所）

学校教育法・国立大学法人法の改悪 芦田 文夫

I 改悪の概要

2014年6月20日、「学校教育法」と「国立大学法人法」の改悪が強行された。「学校教育法」93条の改定は、従来の1項「重要な事項を審議するために教授会を置かなければならない」の文言を削除し、2項を新設し教授会の権限を限定して、学長が「決定を行うに当たり意見を述べる」だけとした。そして、「意見を述べることができる」事項を限定し、学生の入学・卒業・課程修了、学位授与、その他学長が「意見を聞くことが必要」だと認める「教育研究に関する重要事項」とした。3項を新設し、学長が「つかさどる教育研究に関する事項」について審議し、「求めに応じ、意見を述べることができる」とした。

「国立大学法人法」の改定は、これまで学長選出にあたって大学構成員による意向投票が実質的

に大きな役割を果たしてきた慣行を変えようとするもので、学長選考会議が「選考基準」を制定し公表することを義務化する（12条7項に文言追加、8項の新設）。副学長の職務に、学長の「命を受け公務をつかさどる」ことを加え、教育研究評議会の評議員とする（学校教育法92条4項に文言追加、法人法21条3項の新設）。経営協議会の学外委員を拡大し、「2分の1以上」を「過半数」に変更した（20条3項）。

以上のように全体としてその改訂は、学長の選考過程における大学構成員の意志を排除し、学長の指揮命令権の強化を図り、教育研究の権限の主体を学長に置き、教授会はその「求めに応じて意見を述べることができる」存在に変えられ、教員人事権・組織権を実質的に剥奪してしまう、そして経営協議会における学外委員の発言力の拡大を企図したものであった。

II 「アベノミクス」と「大学改革」

長い歴史のなかで蓄積されてきた大学の教授会と構成員の自治の伝統を、根こそぎ破壊してしまうとするこの暴挙が、何故いま実行に移されようとしているのか。近年とくに目立つのは、日本資本主義の経済危機に喘ぐ財界からのストレートな要求と圧力である。

本年2月の中央教育審議会大学分科会の審議まとめ「大学のガバナンス改革の推進について」では、大学関係者の反対もあって法律改正ではなく法令改正で決着していたし、教授会が審議すべき重要事項のなかには「教育課程の編成」や「教員の教育研究業績等の審査」も残されていたのが、財界出身委員の強い巻き返しでもっと踏み外した内容の法案提出に追い込まれた、と伝えられる。下村文部科学大臣の次の発言がこうした背景をよく物語っているように思われる

「日本が目指すべき方向は、新産業を創出し、科学技術イノベーションを図ることです。アベノミクスの三本目の矢です。それを支える人材は今までの教育では間に合わない」「大学のガバナンス改革は、今まで言われたことは全てやる。大学の重要な項目は教授会に諮らなければならぬから、意欲的な総長や学長がいても何も変えられなかつた、ということがないように。教授会の役割だけでなく、大学の内規、学則も変えて…時代に合った改革ができるよう、法令や制度で担保する。それをするところに財政的な支援をする。やらない大学は自己責任ですから、しょうがない」（『中央公論』2014年2月）。

III 「新自由主義」大学改革の流れ

1980年代以降、世界的潮流となった「新自由主義大学改革」は、ふつう次のような特徴をもったものとして性格づけられているようである。すなわち、グローバルな市場経済化のもとでの「規制緩和と自由競争」、大学間での「生き残り競争」

に誘い込む、「小さな政府」で国家経費は削減し「自主努力」「自己責任」でやらせる、「大学評価制度」（計画—評価—資源配分）による「目標管理」制度が導入され、新たな国家統制が始まり、選別と淘汰、「格差づけ」が著しくなる、大学の中では「大学の企業体化（民間的経営手法）」と「トップダウン」管理運営方式が押し付けられてくる。

このような新自由主義的な教育改革全般の日本における端緒となったのは、中曾根政権下1984年に設置された「臨教審」であったとされる。また、高等教育の領域における転換の画期となったのが、1995年科学技術庁による科学技術基本法（科学技術創造立国）の制定と科学技術基本計画（産官学の連携）の策定であったといわれる。同年、日経連は答申「新時代の日本の経営」において、大学を産業・科学技術政策のなかに位置づけること、大学を労働力の3分類に応じて種別化・差別化することを提言していた。その後、経団連（96、99、03、14年）や経済同友会（12年）は、日本企業の国際競争力強化の視点からする一連の教育・大学改革プランを提起し続けていく。

これらの意向を受け、1998年「大学審」は答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性輝く大学」において、大学全体を「最先端の研究志向大学」「専門的な職業能力育成大学」「総合的な教養教育大学」「地域社会の生涯学習大学」の3タイプに再編する方向を表明した。そして、小泉構造改革に合わせて、その司令塔である経済財政諮問会議に遠山文科大臣が「大学（国立大学）の構造改革の方向」（遠山プラン）と「大学を起点とする日本経済活性化のための構造改革プラン」（構造改革プラン）を提出する。そのなかでは、①国立大学の再編・統合、②民間的発想の経営手法の導入、③第三者評価による競争原理の導入、が3本柱とされ、評価結果に応じた資金の重点配分、競争的資金の拡充、「トップ30」育成が提言されたのである。

この辺りから改革は、文科省ではなく、内閣府と経済財政諮問会議によって主導されるようにな

るのが特徴的となる。そして、「失われた20年」(90年代から2000年代)の経済混迷からの脱却に、丸ごと大学再編を利用していこうとする意図が露骨に出されてくるようになるのである。

以後、これにそって新自由主義的構造改革は、04年からの国立大学法人化、06年の教育基本法「全面改訂」へと続く。法人化では、従来は法人格をもたない国の施設等機関であった大学を法人格を有するものへと改編し、国の大学管理を直接管理から「目標管理」(サッチャー政権によって始められた「新しい公共管理NPM」、徹底した市場原理主義に基づき、大学の教育研究の目的を、資金提供者=「主人」である政府や財界が設計する科学技術政策と人材育成方針に、大学法人=「代理人」を従属させ統制する)に移そうとするもので、日本の場合、その目標管理が教学関係を含む大学管理全般にわたっている点で、他国に例を見ないような特異性をもつとされる(大崎仁『IDE』2012年11月号)。

こんどの「学校教育法」と「国立大学法人法」の改訂は、この政府・文科省→法人の長=大学の長の管理システムと、憲法23条「大学の自治」を担う中核的機関と位置づけられてきた「教授会」をはじめとする学校教育法上の管理運営システムとの間の“矛盾”を取り除き、トップダウン型への一元化を図ろうとしたものであったといえよう。

第2次安倍内閣が発足してからは、13年4月の文科省「人材力強化のための教育改革プラン」(産業競争力・グローバル人材力)、13年11月の文科省「国立大学改革プラン」(「ミッションの再定義」、運営費交付金の配分、大学評価、第3期目標をテコとした国立大学改革の方針や方策、実施行程を策定)など、「教育再生」と「産業競争力」とが並べて結びつけられ、大学イノベーションが国家戦略の基軸に押出されてくるようになるのである。

IV 日本の大学改革の特異性

しかしながら、このような国家が大学を直接に取り込んでいこうとするやり方は、同じ新自由主義改革の波に洗われながらも、欧米とはまた質が違った特異性をもつもののように思われる。というのは、欧米諸国の中では国家の様態如何にかかわらず、社会(市民社会)の中に存在するものとして大学の自律性が広く承認されてきているからである。そのことは、「大学は、単なる設置者の教育事業ではない。大学の運営は大学自身が決めるという大学自治の尊重は、先進諸国に共通する原則である」というヨーロッパ大学協会の2009年宣言(大崎仁・前掲論文)にも示されている。

今年の9月に立命館で開かれた国際シンポジウム「規制改革と大学の自治」でも、ドイツの例(「大学大綱法」や各州の「大学法」)について報告したハンス・ペーター・マルチュケ同志社大教授が、以下の点を強調した。すなわち、「国家は、自由な研究および教育の制度的な前提について事実上の独占権を有するのであるから、人員、財政および組織のための手立てを保障・支援して、学問の空洞化を防止することを義務づけられており、特に自由な学問的営みのための機能遂行能力のある制度を自由に使わせることを義務づけられている」。それと同時に、「大学は何らの従属的な国家官庁でもなく、一般的な国家権力から区別されるべき独自の“高次の自律的権限”(“高権”的意訳)を行使する。国家の監督は、法的監督に限定され、合目的性の考慮は原則として許されない」。つまり、大学は市民社会とともにある自律性をもった存在で、時々の国家や資本の外からの権力によっては左右されない、というコモンセンスが歴史的に形成されているのである。

日本では全く逆に、財政支出は削減の一方なのに、それを使って最大限に大学をコントロールしようとする。大学を再び、明治憲法下の大学令にいう「国家の須要」(=「富国強兵」)に応ずる存

在に逆戻りさせてはならない。

V 改訂法の実質化をめぐるせめぎ合い

さて、改訂「学校教育法」「国立大学法人法」が強行成立させられたとしても、これを各大学で実質化させない取り組みが大事であって、これが大学人の次の共通した課題になるであろう。教育や研究の分野では、戦後憲法に基づく平和主義と民主主義の理念と運動は、それぞれの現場でかなりの定着をみているからである。

そのことをいちばんよく知っているのは政府・文科省のようで、早速改悪法の具体的実施の手立てに苦心をこらしつつある。「大学のガバナンス改革の推進方策についての検討会議」（委員は、北城格太郎・経済同友会終身幹事、安西祐一郎・中教審会長、松本紘・当時の京大総長ら）を設置して、施行通知（8月29日）を出した。そこでは、学長に最終決定権があることを強調し、教授会決定の学内規則を見直すことを求めている。また、国会審議では議論されていないことまで含まれていた。すなわち、「ステークホルダー」論が「改正の基本的な考え方」の第1に位置づけられ、「大学が果たすべき社会的責任」の主体は学長にあり、学生・教職員は企業と並んで大学の利害関係者に置かれ、「大学の自治」の主体的担い手から教職員・学生を排除して、学生・教職員の社会的責任が学長に吸い上げられ学長との関係に矮小化されているのである。

そして、各大学の内部規則を見直すためのチェックリストを事務連絡し、12月中旬と来年4月末に状況調査を実施すると通告している。また、2016年から国立大学法人第3期中期目標が始まり、このなかでは“各大学の特色”を活かした内容づけが求められることになっている（「各個撃破の危険性」）。

しかし他方では、国会審議の論戦のなかで、「学長が教授会の意見を聞くことが必要な事項を定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよ

う努める」（衆院文部科学委員会の付帯決議）、あるいは学長が教学事項について教授会に委任することは「法律上禁止されていない」、学長選考基準について「決定過程及び決定後を問わず」文科省はそれに関与しない、などの確認（参院文教科学委員会での答弁）が押さえられ、今後の運動化の手掛かりも残されているのである。

VI 新たな運動化の課題

私たち大学人は、従来のような外からの権力的な介入に対しては、聞き方はだいたい経験を積んできている。だが、この新しい市場経済化をベースにした大学間「生き残り競争」に巻き込んでいくやり方に対しては、どう運動を構築していくべきか。多くの大学人は、今はもう「政府・文科省のようなやり方をしていたら日本の大学は駄目になってしまう」と感じとるようになっている。しかし、自分の大学が生き残っていくためには「黙って見ている他ないか」というような気分がほとんどではないだろうか。各大学において、「大学間競争」を克服していく意と行動をどう創りあげていくか、これから本格的な課題が提起されてきているように思うのである。

このたび、内外の長い歴史のなかで培われてきた「学問の自由」（憲法23条）とその制度的保障である「大学の自治」を根底から崩そうとする「学校教育法」「国立大学法人法」改悪の暴挙に、全国の大学人は短期間に7500名を超える反対者の署名を結集し、論議や行動に立ちあがった。この動きの中で、政府・文科省が大学構造改革の橋頭堡と目してきた京都大学やその他の大学の総長選挙において、これに批判的な候補者の“逆転勝利”も見られるようになっている。私も呼びかけの一人となつたために、多くの他大学の人々や国公私立の元総長・学長らとも意見を交す機会をもつことができた。そこで感じとった、新たな運動化に向けての幾つかの留意点を最後に記しておくことにしたい。

第一点。いま攻撃が集中されている教授会を基

盤・足場にしてやっていくのは大変に大事なのであるが、その枠組みを越えるような運動化をどう起こしていくのかという問題である。私がいた立命館の経験でも、「オール Rits」や「立命館の民主主義を創造する会」や「立命館フォーラム」など、かつて無かった全学的な横の教員・職員の自発的な協同組織が続々生まれて、それらが事実上の原動力になっている。また、私が代表を務める「立命館の民主主義を考える会」は名誉教授など3桁にのぼる退職元教職員が賛同者になって運動を後押ししている。いま大学人一人ひとりが、研究者としての、教育者としての、権利をどう守っていくのか、それを自覚的に考え直してみなければならぬところに立たされているように思われる。そして、非正規教職員とともにその権利も含めて、なかんずく学生諸君の学ぶ権利を基礎に置いて、市民や社会にも広く働きかけていく。

第二点。政府・文科省の構造改革の政策化がそれぞれの大学において研究・教育・学生生活の実際にどういう影響を及ぼしてくるのか、それを具体的に論議していくことである。そして、「批判」とともにそれと切り結ぶ「積極的なオルタナティブの政策化」を創りあげて、現場の教職員・学生の多くの合意と支持を得ていくことである。立命館でもこれらの運動体の手によって、ようやく「オルタナティブ基本政策」(オール Rits 政策文書『確信が持てる未来のために』40 頁、6 月にドラフト版、10 月に決定版) が作成された。学園の危機、歴史的な岐路にあって、進むべき方向を、4 つの柱（管理運営体制、学園財政、教学改革、学生生活）にそって具体化し、全学的な論議の叩き台に供しようとされたものである。

(あしだ ふみお 所友 立命館大学名誉教授)

大学入試制度改革と 高大接続の新たな段階

森谷 一夫

I 教育再生実行会議の動き

安倍内閣の推進する教育改革、その「司令塔」ともいるべき「教育再生実行会議」(以下「会議」)が動き出してから既に 2 年近くが経過した。この「会議」は「21 世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要がある」という趣旨で開催され、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成されるものである(2013 年 1 月 15 日閣議決定)。

2014 年 9 月までに「会議」は第 1 回(2013 年 1 月 24 日)から第 25 回(2014 年 9 月 17 日)まで開催されている。そして既に、第一次提言「いじめ問題等への対応について」(2013 年 2 月 26

日)、第二次提言「教育委員会制度等の在り方について」(2013 年 4 月 15 日)、第三次提言「これからの中等教育等の在り方について」(2013 年 5 月 28 日)、第四次提言「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」(2013 年 10 月 31 日)、第五次提言「今後の学制等の在り方について」(2014 年 7 月 3 日)として 5 つの「提言」がまとめられている。このように「提言」では現行の教育制度そのものの全般的な見直しにまで言及されている。

本稿では、「第四次提言」から現在まで文部科学省中央教育審議会(高大接続特別部会)の審議に現われてきている大学入試制度改革の動向と、その背景として「第四次提言」に至るコンテクストを分析する。「第四次提言」を受けての取り組み状況としては、「高大接続特別部会」が第 8 回から第 19 回まで開催されており、第 14 回部会

(2014年3月25日)では「審議経過報告」が行われ、第18回部会(2014年8月22日)においては大学入試制度改革の骨格(高大接続の新たな段階)が見えてきたところである。

II 高大接続と達成度テスト

(1) 達成度テスト導入の背景

マスコミの報道は、「会議」が「第四次提言」をまとめてから大学入試制度改革、端的には、選抜方式(テストの実施形態や内容・評価方法)に集中してきた。しかし、肝腎なことは「大学入学者選抜の在り方」が問題になる背景である。

「第四次提言」は、後期中等教育(高校)と高等教育(大学)とを接続する「大学入学者選抜制度」の問題点を、次のように指摘している。すなわち、「知識偏重の1点刻みの大学入試や、本来の趣旨と異なり事実上学力不問の選抜になつてゐる一部の推薦・AO入試により、大学での学びに必要な教養や知識等が身に付いているかどうかを確認する機能が十分発揮されて」いない。その結果、「i) 大学入試に合格することが目的化し、高等学校段階で本来養うべき多面的・総合的な力の養成が軽視されている、ii) 大学入学者選抜で実際に評価している能力と本来大学が測りたいと考えている能力との間にギャップが生じ、学生にとっても大学入学後の学びにつながっていない」というのである。

では、「大学入学者選抜制度」をどういう方向で改革していくのか。これについて「第四次提言」は、「大学入試の仕組みの改善のみを問題にするのではなく、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方について、一体的な改革を行う」(同上)という、「三位一体改革」と呼ぶべき方向性を提示する。それは、①高等学校教育の質の確保・向上、②大学の人材育成機

能の抜本的強化、③能力・意欲・適性の多面的・総合的な評価を可能にする、「総合型選抜」への転換をめざすものである。こうした転換を具体化する、「高等学校段階における学習の到達度を把握し、高等学校の指導改善や大学入学者選抜に活用する新たなテスト」として提言されたのが、今回の「達成度テスト」である。

(2) 達成度テストのイメージ

「第四次提言」では表1のように「達成度テスト」の骨格を提示している。それによると、「達成度テスト」は、「基礎レベル」と「発展レベル」という2種類のテストからなる。「基礎レベル」は、「高等学校の基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、学校における指導改善にいかず」という機能を担うものとされている。この点については、「高等学校在学中に複数回受験できる仕組みとすることを検討」するという記述に関わって、高校の教育現場ではその実務負担を懸念

表1 「達成度テスト(仮称)」に関する提言内容

名称 (仮称)	達成度テスト	
	基礎レベル	発展レベル
目的	高校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換を図る改革を行う。その一環として、高校段階における学習の達成度を把握し、高校の指導改善や大学入学者選抜に活用する新たなテストとして導入	
機能・大学入学者選抜での活用	高校の基礎的・共通的な学習の達成度を客観的に把握し、学校における指導改善に活かす 推薦・AO入試における基礎学力の判定に際しての活用を促進	大学が求める学力水準の達成度の判定に積極的に活用 各大学で基礎資格としての利用を促進 利用する教科・科目や重点の置き方を柔軟にすると等弾力的な活用を促す
受験回数	高校在学中に複数回受験できる仕組みとすることを検討	試験として課す教科・科目を勘案し、複数回挑戦を可能にすることを検討
試験内容等	基礎的・共通的な教科・科目 知識・技能の活用力・思考力・判断力・表現力を含めた幅広い学力を把握し、指導改善につなげる 高校の単位及び卒業の認定や大学入学資格のための条件とはしないが、できるだけ多くの生徒が受験	大学教育に必要な能力の判定という観点から教科・科目や出題内容を検討 知識偏重の1点刻みの選抜にならないよう、試験結果はレベルに応じて段階別に表示
試験運営	大学入試センター等が有するノウハウ、利点を活かしつつ、相互に連携して一体的に行う	※具体的な実施方法や実施体制、実施時期、名称、制度面、財政面の整備等は、高校での教育活動に配慮しつつ関係者の意見も踏まえ、中教審等において専門的・実務的に検討。 出所) 教育再生会議「第四次提言」参考資料

する声が出ている。さらに、「推薦・AO入試における基礎学力の判定に際しての活用を促進」するとなると、高校教務への拘束力はかなり強いものになることが予想される。かねてから「アドミッション・オフィス入試、推薦入試における学力把握措置」の課題が指摘されてきたが¹⁾、今回の「達成度テスト（基礎レベル）」の導入は、事実上その帰結と捉えることができる。

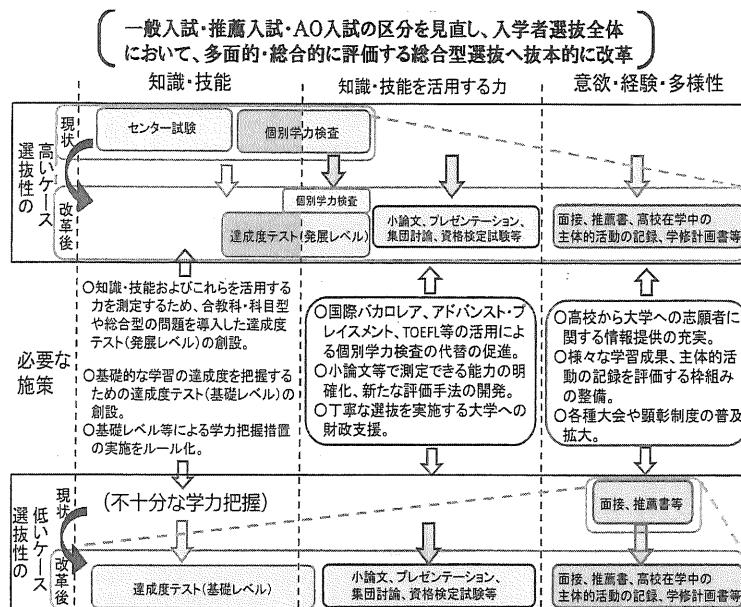
「発展レベル」は、「大学が求める学力水準の達成度の判定に積極的に活用」するものであり、「各大学で基礎資格としての利用を促進する」、またその際、「利用する教科・科目や重点の置き方を柔軟にするなど弾力的な活用を促す」とされている。その限りでは大学のアドミッション・ポリシーへの配慮がなされており、大学側では「改革の基本的な方向に賛意を表す」（国立大学協会）と受けとめている。ただし、大学入学者選抜の改革については、「多面的・総合的に評価する入学者選抜は、「達成度テスト（発展レベル）（仮称）」のみならず各大学の個別試験や推薦入試・AO入試等を通じて、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づき、面接、小論文等を含む様々な選抜

方法を取り入れることにより実現していくことが有効かつ現実的である」というように、大学側の立場には確固としたものがある（国立大学協会「今後の国立大学の入学者選抜の改革の方向について」2014年8月22日）。

（3）大学入学者選抜の転換イメージ

「第18回高大接続特別部会」の配布資料では、「大学入学者選抜の転換のイメージ」が提示されている（図1）。それは、「一般入試・推薦入試・AO入試の区分を見直し、入学者選抜全体において、多面的・総合的に評価する総合型選抜へ抜本的に改革」する、より具体的には、大学入学者選抜を「選抜性の高いケース」と「選抜性の低いケース」に区分して、前者には「達成度テスト（発展レベル）」、後者には「達成度テスト（基礎レベル）」を組み込むというものである。それによって、大学入学者選抜における「知能・技能」「知識・技能を活用する力」「意欲・経験・多様性」についての現状の評価システムを再編成し、「総合型選抜」へ改革するという趣旨であろう。はたして現実は想定通りに動くであろうか。

図1 大学入学者選抜の転換のイメージ



(4) 大学入学者選抜の改革スケジュール

さらに、「第18回高大接続特別部会」の配布資料では、今後の「高校教育・大学教育・大学入学者選抜の改革スケジュール（案）」までも提示されている。「高大接続答申」を受けて、高校教育改革、大学教育改革、そして大学入学者選抜の改善を「三位一体」で進めるというイメージである。高校教育改革（「答申を受けた改革プランに基づく高校教育改革の推進」）、大学教育改革（「答申を受けた改革プランに基づく大学教育改革の推進」）、そして高校教育と大学教育を「接続」する大学入学者選抜の改善（「大学入学者の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価する総合型選抜への転換」）を、一体的に行っていくというものである。これらはすでに、2014年度から改革スケジュールに組み込まれている。

高等学校教育改革は、次期学習指導要領改訂作業と、大学教育改革は、大学への編入学等の改革（中教審総会諮詢、実行会議第五次提言）、大学評価の改革とそれ各自タイアップしている。大学入学者選抜の改善は「達成度テスト」と「個別入試」の改革からなるが、「達成度テスト」の「詳細な制度設計」（基礎レベル）や「専門家による検討」（発展レベル）はすでに始まっており、2017年度から「プレテスト準備・実施・結果反映」、そして「新テストの導入」へと至る。「達成度テスト」（基礎レベル）については2019年度、「達成度テスト」（発展レベル）については先行して実施されている「個別入試」の改革と組み合わされて2020年度から実施されることになる。今後、高校の教育現場へ今回の「改革」の影響が次第に現われてくることが予想される。

III 高大接続とキャリア教育の新たな方向性

今回の大学入試制度改革は高大接続の新たな段階を画するものであるが、「キャリア教育」の問題と絡めて捉えることでその狙いを透視できるのではないだろうか。

中央教育審議会は、2011年の答申で、「経済のグローバル化が一層進む中、国内のみならず、世界を視野にキャリア形成の在り方を考える必要性が高まっている。また知識基盤社会の到来や「ソフトパワー」の重要性、科学技術の発展等によりイノベーションの創出の重要性が増しており、それらに求められる知識・技能や人材の需要が高度化している」と述べた（中央教育審議会「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」2011年1月31日）。一方、「第四次提言」も、「世界を舞台に挑戦する主体性と創造性、豊かな人間性を持った多様な人材」に必要な資質として、「夢を持ち、それを強い志に高め、実現に導く情熱や力、社会に貢献し責任を果たす規範意識や使命感」「幅広い教養と日本人としてのアイデンティティ、語学力や交渉力、多様な人と協働する力を含めたコミュニケーション能力、課題発見・探求・解決能力、リーダーシップ、優しさと思いやりといった豊かな感性」をあげたうえで、それらの育成との関わりで、高校と大学の「間をつなぐ大学入学者選抜」の重要性を強調している。

このように、双方の現状・課題認識、そして人材育成観には共通性がみられる。大学入試制度改革はキャリア教育と軌を一にしているのである。

さかのぼると、高校教育と大学教育の「接続」は、まずキャリア教育において取り上げられた問題である。中央教育審議会の1999年12月16日の「初等中等教育と高等教育の接続について」（いわゆる接続答申）では、キャリア教育を「望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育」であるとして、「小学校段階から発達段階に応じてキャリア教育を実施する必要がある」という認識を提示した。その後、この答申に基づいてキャリア教育の枠組みが整えられていくことになる。

国立教育政策研究所生徒指導研究センター調査研究報告書（2002年11月）「児童生徒の職業観・

勤労観を育む教育の推進について」では、「職業観・勤労観を育む学習プログラムの枠組み（例）——職業的（進路）発達にかかわる諸能力の育成の視点から」により、「職業的発達段階」と「職業的（進路）発達にかかわる諸能力」としての「4領域8能力」が提示された²⁾。

次いで、文部科学省「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議報告書——児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てるために」（2004年1月28日）では、キャリア教育の基本的な方向性がまとめられた。それは、キャリア教育を「児童生徒ひとりひとりのキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」、端的に「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」であると定義している。

その後、教育基本法改正（2006年12月22日）では、第2条（教育の目的）2「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」が掲げられ、高等学校学習指導要領改訂（2008年3月9日）では、第1章総則第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」5（4）において、「生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行い、キャリア教育を推進すること」と明記されるに至った。

このようにキャリア教育は「勤労観・職業観」の育成に重点を置いた基礎的・汎用的教育として捉えられていたが³⁾、その後、「社会的自立のために必要な力の育成がやや軽視されてしまっていることが課題として生じている」（2011年1月31日、前掲「答申」）として、課題が指摘されるようになった。

そうした中で、キャリア教育を通じて育成すべき能力は、就職の際に重視される能力や、その後に提唱された類似性の高い各種の能力論（内閣府「人間力」、経済産業省「社会的基礎力」厚生労働省「就職基礎能力」など）とともに、「分野や職業にかかわらず、社会的職業的に自立するために

必要な基礎となる能力」として再編成されることになったのである。

前掲「答申」では、キャリア教育を「一人一人の社会的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリアの発達を促す教育」として、「4領域8能力」から「基礎的・汎用的能力」へと新たな定義をしている。いよいよ「労働力政策としてのキャリア教育」という属性が浮き彫りになってきたのである。そして、その「基礎的・汎用的能力」の内容とは、人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力の四つの能力からなるものであった。これが「第四次提言」に至るコンテキストである。

今回の達成度テストの導入は、大学教育改革と高校教育改革とを接続する大学入試制度改革に位置づけられるものであるが、その背景にあるのは産業構造や雇用構造の変化に対応させたキャリア教育の新たな展開である。大学入試制度改革とはそのための新たな「高大接続」制度の構築である。では、キャリア教育の新たな方向性として「基礎的・汎用的教育」が要請される理由はいったい何であろうか。そこに見えてくる実像は「雇用の流動化」への対応であり、労働力流動化政策である。

今後の展開として、「高校教育・大学教育・大学入学者選抜の改革スケジュール（案）」によれば、まず中央教育審議会において「高大接続答申」がまとめられることになる。そして「新テスト」の導入に備えて教育現場では対応を余儀なくされることになり、教務の再編を推し進める圧力が強まることが予想される。こうした現実の動向にただ翻弄されているのではなく、キャリア教育を若者の人間発達を保障するものに再編していくこと、その否定的側面の裏に肯定的側面を見出していくこと、すなわち、未来社会につながる「労働の転換」（多面的発達）のイメージを見据えたものへと彌琢していく営為が、ますます必要になってくるのではないだろうか。

注

- 1) 「平成 23 年度大学入学者選抜実施の変更について」
20 高大審第 89 号（2009 年 3 月 31 日）は、アドミッション・オフィス入試、推薦入試における出願要件や合否判定に、①各大学が実施する検査（筆記、実技、面接等）の成績、②大学入試センター試験の成績、③資格・検定試験などの成績等、④高等学校の教科の評定平均値の採用を通知している。
- 2) 「職業的（進路）発達の段階」とは、各発達段階において達成しておくべき課題を進路・職業の選択能力及び将来の職業人としての必要な資質の形成という側面からとらえたもので、小学校は「進路の探索・選択にかかる基盤形成の時期」、中学校は「現実的探索と暫定的選択の時期」、高等学校は「現実的探索・試行と社会的移行準備の時期」と位置づけられ、

各発達段階を通して「職業的（進路）発達にかかる諸能力」としての「4 領域 8 能力」を系統的に形成することを目指している。「4 領域 8 能力」は「人間関係形成能力」（自他の理解能力、コミュニケーション能力）、「情報活用能力」（情報収集・検索能力、職業理解能力）、「将来設計能力」（役割把握・認識能力、計画実行能力）、「意思決定能力」（選択能力、課題解決能力）からなる。

- 3) 「教育振興基本計画」（2008 年 10 月閣議決定）では、「キャリア教育」を「勤労観・職業観や知識技能を育む教育のうち勤労観・職業観の育成に重点を置いた基礎的・汎用的教育」とし、「職業教育」を「勤労観・職業観を育む教育のうち知識・技能の育成に重点を置いた専門的・実践的教育」として捉えている。

（もりや かずお 所員 東京支部）

戸籍窓口業務の外部化 —足立区の動きを中心に—

喜入 肇

政権に返り咲いた安倍自公政権の特徴は、財界の忠実な代弁者でアメリカいなり、その上に独自の軍国主義復活論を振りかざすきわめて危険な内閣です。道州制とあわせて、財界に「官製市場」を提供するために自治体「構造改革」をすすめ、あらゆる公務公共業務の規制緩和とアウトソーシングを狙っています。このもとで足立区をはじめ全国の自治体の窓口業務を委託する動きがすすんでいます。

ここでは闇いが継続中の足立区における取り組みの中で明らかになった教訓をまとめます。

I 政府・財界による公務業務の民間市場開放のねらい

小泉内閣のもとに設置された宮内義彦オリック会長（当時）を議長とする総合規制改革会議は、2002 年 12 月 12 日に第 2 次答申を発表しました。この答申はいわゆる「官製市場」について民間に開放し、「民間参入を積極的に推進」することを求めるものでした。ここで「公権力の行使に当たると考えられる事務・事業についても、政

府部門による裁量の余地が比較的少ないものについては、その執行を積極的に民間にゆだねることは可能」であり、「裁量の余地が比較的大きいもの」は「ルールと基準が明確になれば、積極的に民間にゆだねる」とされました。

2002 年 10 月 23 日にアメリカは「日米規制改革および競争政策イニシアティブにもとづく日本政府への米国政府の年次改革要望書」の中で、日本における米国企業の市場拡大のための提言を行っています。公共業務の市場開放は一貫して財界と米国企業の強い要望なのです。

II 自治体の窓口業務の市場化に向けた政府の動向

自治体においても公共業務の民間委託を拡大し、民間企業に市場開放を行うための仕組みづくりが進められました。2006 年に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（市場化テスト法）が成立し、官民競争入札で自治体の事務事業が民間業者にゆだねられる仕組みを作りました。

これらを自治体の窓口業務に具体化するために、2008年1月17日付で内閣府公共サービス改革推進室から、「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等による民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」（以下、内閣府通知）が各自治体に発せられ、「事実上の行為又は補助的業務」は委託できるとされました。この内閣府通知に基づいて、2008年3月25日には、法務局によって「『公共サービス基本方針』の一部（別表）の改定について」（以下、補佐官通知）が通知されました。この通知では、公共サービス改革法で「受付」及び「引き渡し」に限定された委託以外の事務について、「公共サービス改革法に基づく民間委託と同様の形態で民間委託することは認められません」と明確に述べています。また、戸籍事務の民間委託について厳しく制限し、委託した場合にも「市町村長の指揮監督下に行われる体制が確保されている必要」があり、「判断行為、戸籍簿の管理棟の事務を民間事業者に取り扱わせることは認められない」と念押しています。

しかし、2013年3月28日には法務省民事局民事第1課長名で「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について（通知）」（以下、317号通知）が出されました。317号通知の問題は、「契約時に包括的に業務内容を示した上で、「職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制が確保」されていれば、「受付」「引き渡し」以外の事務について「業務請負契約を締結しても、戸籍法上問題は生じないものと考える」と変更したことです。これに基づいて「戸籍謄抄本等の交付請求に関する業務」「戸籍の届出に関する業務」について、「事実上の行為又は補助的行為」と「判断が必要となる業務」を区別しました。このことが戸籍事務の委託を認める口実となっていました。

III 足立区における大幅な窓口業務の民間委託の経過

足立区は以前、市場化テストによる窓口委託に挑戦し断念したことがあります。そのリベンジをはかったのか、足立区が中心の「日本公共サービス研究会」は2013年6月に中間報告を出し、区民に対しては「コスト削減」と「住民サービス向上」を掲げて戸籍窓口委託を具体化しました。足立区職労は委託の通告を受けて「解明要求」を提出しましたが、管理運営事項と称して、区職労の「解明要求」に足立区はまともに答えず、（株）富士ゼロックス・システムサービスに委託し、12月試行、1月本格実施で強行したのです。

委託への移行の具体的な方法は、12月からの1ヶ月間、委託業者に対して区の職員が直接レクチャーするなどの具体的な研修を行い、戸籍窓口業務のノウハウを委託業者に教え、2014年1月から本格実施とするというものです。1月からの窓口委託の実態については、足立区民がその調査をしており、3時間も待たされる実態などが早々に明らかになっていました。こうした足立区の委託のすすめ方に区民からも批判が寄せられるることは当然のことです。

IV 足立区の窓口委託反対の闘い

(1) 自治体労働組合と住民運動の結合

足立区における戸籍窓口の委託は、自治体業務の根幹に踏み込むものです。これが全面的に許されれば、自治体業務のほとんどが委託できることになり、全国に拡大する問題であることから、東京自治労連として重視して取り組みました。同時に足立区においても足立区労連などが中心になって、多くの住民団体などの共同で、「足立区政の外部委託を考える会」（以下、「考える会」）を立ち上げました。ここに東京自治労連も参加し、運動をバックアップすることとしました。

「考える会」に結集した方々の中で、足立区の

戸籍窓口委託をはじめ、国民健康保険、介護保険など多くの窓口業務の委託が検討されていることや、戸籍窓口が委託された後の区民サービスの実態などの現状認識を共有しました。運動の最初の課題は、「プライバシー問題」「窓口は他業務との総合業務」「守秘義務」などを住民に知らせることでした。北千住駅での駅頭宣伝を皮切りに、1月21日には230名の学習交流集会を開催し、戸籍窓口委託の内容と実態、業務委託の問題点について参加者で共有しました。日本共産党足立区議団は、独自の調査を進めながら委託の過程や方法、実態などについて明らかにしていきました。これを力に地域や駅頭、区役所前などでの宣伝行動、署名行動を旺盛に展開していきました。6月17日には足立区役所庁舎ホールで500名を超える区民集会を開催し、参加者全員で委託の実態と問題点、これからの運動について確認しました。

(2) 自治体労働者の専門性を生かして

委託との闘いをすすめるためには戸籍法に基づく業務の分析が重要であることから、東京自治労連として戸籍窓口に従事している職員の協力を得て、「補助的業務」「事実上の行為」と行政処分の範囲、あわせて偽装請負などの労働法との関係についても分析し、学習会を3月14日に43名で開催しました。この分析においては、戸籍窓口業務を担当している自治体労働者の専門性を生かし、戸籍法や2007年の法改正、要綱や各種通達などに基づいて委託反対の根拠を明確にしたこと、さらには、日常業務の実態調査を基本に据えたことが重要でした。

(3) 国會議員団、足立区議団との連携、法務省レクチャーと国会質問

同時に国會議員団との連携を重視し、国会内の法務省民事局のレクチャーを東京自治労連、自治労連で具体化しました。足立区議団としても東京法務局、東京労働局に接触を始めました。

法務省民事局レクチャーや仁比聰平日本共産党参議院議員の国会質問によって、判断業務は職員

が行うべきこと、電算システム入力の際にも1件1件について判断業務が伴うこと、住民からの申請を受付時の本人確認などについて判断業務が伴うこともあることが確認されました。これらは2013年6月に自治労連が法務省との交渉で確認した内容について、改めて明らかにしました。

国会における民事局長回答では、民間業者は電算システム入力時のコンピューター上の質問に対して、たとえ違っていてもすべて「イエス」と答えて最後まで電算入力を行い、その後職員が再び電算入力後の各項目について、あらためてシステム上で一つひとつ判断を行う必要があることが述べられました。

これらのレクチャーや国会質問の理論的な根拠を支えたのが、戸籍に従事する自治体労働者の専門的知識であり、事前の周到な業務分析です。

(4) 東京法務局・東京労働局の足立区立ち入り調査、運動体としての調査

また、労働法の関係では足立区議団による厚生労働省レクチャーの中で、足立区が「了承された」と主張している東京労働局の足立区への「回答」は、一般論を述べただけであることが明白になりました。これをうけて東京法務局が再度5月8日に、また東京労働局が4月30日に、それぞれ現地調査に入りました。

東京法務局はその後、足立区からの事務改善報告に対し、5月23日に「戸籍事務現地調査の結果について（通知）」を送り、「指摘事項に係る問題は解消されたものと認めます」との回答を行いました。一方、東京労働局は現地調査に基づいて、7月15日に足立区に対して、きわめて異例のことですが是正指導書を送ったのです。

運動をすすめる側としても「戸籍事務の民間委託の法的問題点」を発表した東京自治労連弁護団、仁比議員もそれぞれ独自に足立への現地調査を行い、具体的な実態を把握するとともに、足立区当局の対応の不適性や誤りについての指摘を行ってきました。

V 聞いで明らかにした戸籍法と労働法に関する論点

(1) 自治体の判断業務を明らかにした取り組み ——戸籍法に関わって——

足立区は戸籍窓口業務の委託にあたって2013年12月13日、東京法務局に「事務改善等の報告」を行いました。これを受け翌年2月25に東京法務局による現地調査が行われ、その際、①戸籍PCの決定入力を受託業者が行い、出力後職員が受理決定していること、②疑義については、業務リーダー等が区に対して疑義照会（エスカレーション）していること、③窓口での不備の案内等を受託業者が実施していること、などの点が問題となりました。

この調査をふまえた3月17日の東京法務局による改善要求の中心点は、受理決定等の処分決定については市町村長が行うべき判断業務であること、窓口で不備があった場合の判断業務は市区町村の長が行うべき業務であること、などです。さらに異例ではありますが、労働法については東京労働局に確認することも付け加えました。

足立区はこれらを受けて3月31日付けで東京法務局に事務改善報告を行いました。しかしその後、届出入力を委託業者がシステム上での判断も含めて行うことは違法であると国会質問で明確にされたため、東京法務局の了承が得られませんでした。最終的に届出の受理決定等の処分決定、窓口での受理判断等について以下の通りとしました。

- ・入力システムの質問には「保留」として、入力は仮入力とした
- ・区の職員が受付窓口での不受理判断をすることとした

これによって足立区は届出の入力の際に委託事業者はPC上の質問に対しては「保留」として仮入力を済ませ、あらためて区の職員が同じくPC上で判断を行うという時間のかかる業務を行うこととなりました。さらには、改善されたという

疑義照会などについても、その後に東京労働局に改めて指摘を受ける結果となりました。

証明の受付・入力等、届出の移記等の入力などについては、戸籍業務従事職員から問題点を指摘されており、現在その内容について検証中となっています。

(2) 偽装請負の事実を明らかにした取り組み ——請負と派遣法に関わって——

2014年7月15日に東京労働局は足立区に対する「是正指導書」で、戸籍法に基づく業務を遂行するにあたって、疑義が生じた際のエスカレーションと称する区の職員に対する疑義照会は偽装請負であると断じました。さらに、すべての委託業務についても、点検の上、是正をすることと要求しました。

これらは、足立区が行った、委託業務の遂行上、戸籍法に抵触しないようにした上で偽装請負を避けるために業務リーダーを配置するなどの工夫についても、偽装請負となることを明確にしたものでした。足立区は8月18日に是正報告書（中間報告）を東京労働局に提出し「疑義照会を契約書（仕様書）から削除し、必要な業務を区が直接行うこととした」と報告しました。これは民間事業者に業務委託する足立区の計画を大幅に変更しなければならなかったことを意味しています。それはまた、同時に業務委託をしながら戸籍法に基づいて判断業務の事務処理を正確に行おうとすれば、偽装請負となることを明確にした点でも重要です。

IV 聞い半ばの戸籍窓口委託反対闘争の教訓

聞きは未だ半ばにありますが、これまでの聞きによって重要な教訓が見えてきました。途中経過ではありますが、それらは以下のようにまとめることができるでしょう。

(1) 住民運動の大きな展開こそが力

「考える会」は地域の住民団体や個人が、足立区政の外部委託に疑問を持ち、危険な流れを止めようと集まって作られました。「考える会」の旺盛な地域での宣伝・署名活動、2度にわたる区民集会の成功、対区要請行動などが足立区当局を包囲する大きな力となりました。「考える会」での議論の中では、「自治体の職員だからこそ信頼できる」という発言が何度も出されています。地域住民と自治体労働組合が共同して、さらに自治体の民主的転換へつながる取り組みへと発展させることも重要です。

(2) 自治体労働者が先頭に立った取り組み

① 自治体労働者の専門性を發揮し、窓口業務を自治体労働者が直接になら根拠を明確にする。

自治体の窓口業務のほとんどが、市区町村長の実施すべき事務、すなわち自治体労働者による判断を伴う業務であることは、事務に携わっている職員であれば誰でもわかることです。日常的に窓口業務に従事している自治体労働者の専門性を發揮して、自らの業務でどの場面で判断を行っているかを分析することによって、職員の判断業務の範囲を明確にすることが求められます。

② 偽装請負との関係を明確にする。

「補助的業務・事実上の行為」を委託労働者が処理する場合は、戸籍法上の違反とはなりません。戸籍法に基づく判断業務ではないからです。しかしその際に判断の必要な事項が生じた場合、委託労働者が職員に判断を仰げば偽装請負となります。まさに二律背反です。足立区の場合、委託業者の管理者（サブリーダー）が区職員に疑義照会をする「エスカレーション」という仕組みをもうけましたが、東京労働局は、この方法も「偽装請負」と断じたのです。

③ 業務の専門性・継続性・安定性の確保の重要性を明らかにする。

来庁する住民の受付・面談の段階から法に基づいて様々な判断をする力は、日常業務を通じてこそ研ぎ澄まされていくものです。これらも含めて業務委託を行えば、やがて自治体職員としての判

断力がきわめて希薄となり、将来的には現場で判断するノウハウは自治体職員に蓄積されなくなります。民間事業者は市町村長の行うべき判断業務を担うことができず、マニュアル以外に専門性の求められるノウハウの蓄積は不可能です。従って専門性を担保した業務の継続性や安定性は著しく損なわれることになります。

④ 窓口業務は他の窓口と関連する総合業務

窓口業務は戸籍の証明だけを求めて来庁するだけではありません。介護保険や国民健康保険、自治体の各種施策に必要な書類を求めている場合も少なくありません。他の窓口業務との関連を理解し来庁者に必要な説明ができるのは、担当業務に精通するとともに総合的な役所機能を理解している自治体職員に他なりません。業務委託の労働者に同様のことを求めること自体が不可能です。

⑤ 住民のプライバシーは徹底して守られる必要がある

自治体の窓口業務に集積される情報は、出生に秘密や離婚歴、既往症など住民の抱える多くのプライバシーばかりといえます。窓口に来る住民は、守秘義務のある公務員だからこそ安心して相談に訪れます。委託事業者が募集する労働者は法に基づく守秘義務はなく、その多くが非正規労働者であり、短期間で労働者が入れ替わることもプライバシー保護上の大きな懸念となります。この間ベネッセで起こったきわめて大規模な個人情報の漏洩事件は、民間事業者における個人情報管理の問題点を浮き彫りにしたものです。

⑥ 窓口業務の委託はコスト増、サービス低下となる。

足立区での闘いが明らかにしたように、委託をすすめた当局の言い分である「コストが抑えられる」、「住民サービスが向上する」という2つの根拠が根底から覆されます。判断業務を自治体職員が行わなければならないために、委託業者の処理後、重複する業務を自治体職員が行ってチェックすることになります。当然処理時間が長くなり来庁者を待たせることとなります。その上、委託料も払わなければならず、コストも削減どころか増

えていることも明らかになりました。委託の2つの根拠が崩れ去ったのです。

⑦ 窓口業務の委託は区民の税金を大企業の利益にまわすもの

窓口業務の委託は大手大企業に区民の税金を回すものです。たとえば足立の戸籍窓口を請け負った富士ゼロックス・システムサービス（株）は、全国の戸籍委託業務の6割ものシェアを持っています。同じシステムを開発しノウハウを集積することによって、自治体窓口業務そのものを儲けの対象にするものです。また富士ゼロックス・システムサービス（株）は、自らのホームページに足立区を「住民関連業務アウトソーシングサービスお客様導入事例」として掲載してPRしており、公平・中立であるべき自治体の立場からも問題があります。さらに住民の税金を大企業の利益に回すことは自治体のあり方として間違っています。

(3) 議員団との連携をとった取り組み

法的な裏付けを関係省庁から取り付けることは、自治体労働組合だけではきわめて困難です。国会議員団との連携、国会での論戦に発展させたことが大きな力となりました。さらに闘いの中で足立区が抱える必要な情報の収集、区議会で論点の整理や矛盾の追及で足立区議団が果たした役割は大きなものでした。議員団の取り組みが「考える会」を中心とした住民の闘いを前進させ、「考える会」の闘いが議員団の取り組みを促進するという相乗効果を發揮したことが重要です。

以上の教訓をそれぞれの実情に即して具体化し、戸籍窓口委託にとどまらず、自治体業務の大半を許さない大きな闘いを職場・地域から作ることが重要です。

（きいれ はじめ 東京自治労連書記長）

読者の声

先日届いた経済科学通信135号掲載の長濱利夫氏の「TPPと日本の農業」で、十勝について報告されており驚くとともに大変嬉しく思い、唐突で失礼かとは存じましたがお便りをさせていただきました。

帯広市を中心に1市18町村からなる十勝地区は面積10,800km²、人口約35万人。耕地面積255,200ha、一戸当たりの耕地面積37.9ha、食糧自給率1,100%で農業が基幹産業であることは言うまでもありません。しかし、19市町村はそれぞれ自然条件や歴史的経緯などで産業構造は異なっております。また、農業においても19市町村それぞれ特色があります。

長濱氏は「北海道訪問を計画するときに、各町村に農協があることを知った」と書かれていますが、十勝には芽室農協の他にも、それぞれ独自の理念や特色を持った大規模農協が複数あります。6次産業化ということでは、1988年から複数の農家が共同で野菜販売の直営店を経営したり、酪農家がアイスクリーム・ヨーグルト・ヨーグルト・チーズ等乳製品の製造販売を手がけたり等々の多彩に展開されています。また酪農業の盛んな鹿追町、土幌町では家畜の糞尿を利用したバ

イオガス発電も行われています。

一昨年から今年にかけて「TPPは十勝にとって死活問題」ということで北海道・帯広市・町村会などの行政、農協、商工会議所、さらには連合傘下の労働組合、帯広地区労連、新日本夫人の会なども加わり文字通り“オール十勝”で「TPP反対」に取り組んでいます。十勝は世界的にも珍しいといわれているモール温泉（十勝川温泉）や、天然記念物の丹頂鶴、大鷲も間近に見ることができるなど、観光面でも魅力があります。ぜひ多くの方が調査を兼ねて訪れていただければと願っています。

私は「働きつつ学ぶ権利を担う」に惹かれて30年近く「経済科学通信」を購読しています。ただ現役のときは開封したまま“積読”状態でした。定年退職して時間的な余裕ができたのでバックナンバーも含めて読みつつ、学ばせていただいております。今号では特に特集「自然エネルギーと地域経済」を興味深く拝読しました。次号も楽しみに待っております。

小林 正明 所員

特集によせて

安倍政権の右傾化はとどまるところを知らないが、これが重要なのは、それが必ずしも財界やアメリカの圧力で推進されているわけではないことである。その典型は2013年12月の靖国参拝にあり、それにアメリカは「不快感」を表明、財界弁者の『日本経済新聞』は社説で批判した。

しかし、もしそうだとすると、何が安倍政権をして、そのような動きを取らせているのか。この問題を考える時、やはり世論自体の右傾化を見ておかなければいけない。安倍首相が靖国に参拝した際、その支持率が下がったわけではない。むしろ人気を博したとも言える。この趣旨から、本セッションでは、現代日本の右傾化を「世論」との関係で論じる。

こうして「世論」に問題の焦点を向けると、この点で極めて興味深いのは、今春の都知事選挙の結果である。安倍首相が応援した舛添氏のさらに右に石原元都知事の応援した田母神氏があり、それが61万票もの得票を得たことが特筆される。この分析が十分になされなければならない。

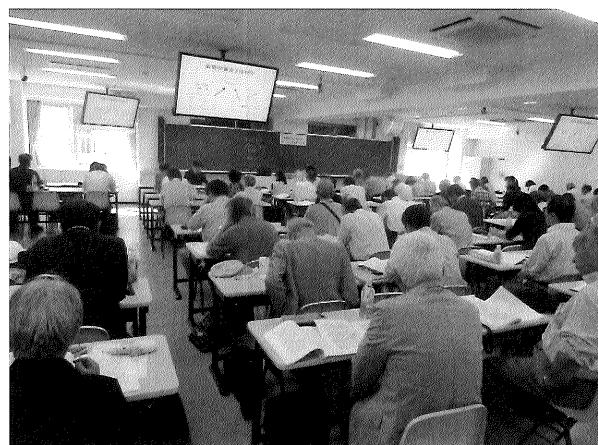
しかし、この都知事選挙結果で重要なのは宇都

宮候補の約98万票でもあり、これは共産党が参議院選挙の際、吉良候補でとった70万票の1.4倍にあたる。これは共産党支持者に留まらない幅広い革新層が存在することを示しており、参議院選挙時に山本太郎氏に投票した市民もが合流していることを示している。

以上のような問題意識から、2014年9月14日の基礎経済科学研究所研究大会（於駒沢大学）では柳沢遊慶應義塾大学教授、瀬戸岡紘駒澤大学教授と満田夏花FOE JAPAN理事に問題提起をしていただいた。具体的には、①2013年の都議会議員選挙、参議院議員選挙と絡めて2014年の東京都知事選挙分析を柳沢教授から、②諸外国の「右傾化」との比較を踏まえた共通性分析を瀬戸岡教授から、③脱原発運動など草の根運動に合流してきている一般市民層の政治意識について満田理事からである。

以下に、その問題提起を各人に文章化していただいた。お三方に感謝申し上げるとともに、読者の検討をお願いするものである。

（大西 広 所員 慶應義塾大学）



特集 I

現代の政治状況と市民運動

都知事選挙からみえる政治意識の流動性

柳沢 遊

本稿は、2014年に実施された東京都知事選挙における各候補の得票構造についての考察をおこなった。この選挙に表出された東京都民有権者の政治意識の流動的性格を、とくに宇都宮候補の支持者の動向に焦点を当てて明らかにするとともに、安倍晋三が、総理大臣になった後の東京都民の政治意識の変化についても言及している。

はじめに

——東京都知事選挙を見る視点——

本報告は、「現代日本の右傾化」という大会テーマに接近するために、2014年2月の東京都知事選挙の結果、表出した政治意思を考察する。

本報告は、①「希望のまち東京を作る会」が作成した資料や各候補の善戦した地域の特徴を検討する、②2007年以降に東京を舞台に展開した社会運動の都民の政治意識への影響を展望する、という2つの視角にもとづいて、2014年2月の都知事選挙の特徴について、基礎的検討をおこなう。あらかじめ結論的にいえば、この選挙が、一面では、従来の「保守」対「革新」の構図をその基本軸のところでは残しているものの、新しい「都市型デモクラシー」の萌芽を含む有権者意識が表出するとともに、他面では、安倍内閣の誕生以降に活性化した富裕層と若者の排外主義的傾向をも顕在的に示した選挙としてとらえ返してみたい。

まず、主要候補の得票をみてみよう。舛添候補は211万票、宇都宮健児候補は98万票、細川護熙候補は95万票、田母神俊雄候補は61万票を獲得した。各候補の得た得票数の意味は、過去10年間の東京の政治史および社会運動史をふりかえるなかで、その歴史的意義を、展望することができる。同時に、東京の各地域的個性とその地域に在住する有権者の政治意識、住民運動の多様な遺

産を視野にいれて、各候補の得票基盤を考察する必要がある。

I 地域別得票傾向について

主要4候補の獲得した得票の地域別特徴をみてみよう。①東京都の区部、市部で万遍なく40%以上の得票を獲得した舛添候補、②富裕な資産家の集住する都心3区をはじめとして絶対得票率上位14位までを23区以内で獲得した区部に強い田母神候補、③自家所有・高学歴・平和志向の市民層の多い中央線沿線都市の武蔵野市、小金井市、三鷹市町田市、多摩市、西東京市、国分寺市、狛江市など、港区、渋谷区、目黒区、世田谷区などの「山の手」区で20%以上の得票を獲得した細川護熙候補、④三多摩地区の18都市で得票率20%をこえたほか、東京のなかでは相対的に貧困層の多い、「都心下町」区でも前回票にくらべて6%以上得票率をのばした宇都宮候補の得票構造が、先行研究で明らかにされている¹⁾。

また、年代別の得票傾向をみると、舛添候補は、20歳代(35%)から60歳代(43%)、70歳代(54%)まで高齢者に傾斜しつつも、万遍なく各世代から得票を得ている²⁾。宇都宮候補は、20歳代で全投票者の16%とやや低いほかは、19~23%の間で得票をえている。この点で特徴的だったのは、田母神候補であり、20代投票者の27%、30代投票者の23%という「若い有権者傾斜型」

の得票構造を出口調査は示している。田母神候補は、「60歳代」で8%、「70歳代」では5%の得票しか獲得しておらず、この高齢者世代では、ほかの3候補に大きく水をあけられているのである。「40代」では、舛添候補が37%でトップだが、宇都宮20%、細川18%、田母神18%、と3候補は横一線の支持をえていた。4年後、8年後になっていくと、「田母神候補」の支持層が、20代から40代にかけて、青年層、中年層で支持を獲得するであろうから、「保守」「革新」「極右」の3極構造になっていく可能性も否めない。

東京都では、2000年代にはいってから、投票率のおおきな変動に規定されつつも、自民党・公明党の推薦する候補が、つねに40～70%の支持をうけて、他候補をよせつけずに「圧勝」する構図が継続していた。ちなみに、国政選挙における東京都自民党の比例代表の得票率をみても、自民党は、2010年（20.7%）を例外にして、25～32%を維持してきた³⁾。社会民主党の基盤がきわめて脆弱な東京では、これに、共産党の基礎票よりつねに20万票前後上回る集票能力をもつ公明党の支持が加われば、「鬼の金棒」の威力を發揮してきたのが、2003年以降の都知事選挙であった。今回は、そうした自公候補の「圧勝」構図に陰りが見えた選挙となった。舛添候補は、投票日当日に大雪にみまわれたという悪条件が左右したのか、本来の基礎票250～300万票の最低ラインにとどまった。それにかわって、主として20～30代の若い有権者、都心近辺に在住する有権者をひきつけたのが、田母神候補であった。

II 10年間の東京政治史 —政党の消長と新しい社会運動—

今回の都知事選挙の結果を過去10年の社会運動史から考察するうえで、画期となる社会運動上の変化は、3つあった。第一に、2004-05年に各地域に結成された「9条の会」の活動が、1960-70年代に平和運動の経験を持つ世代を中心に、各地域に平和問題を考え行動する空間を用意し、2度

の安倍内閣の改憲政策に抗して活性化したことである。東京には、2009年時点で900近く「九条の会」が地域活動を展開しており、とくに「都心・下町」では、「グローバル化と新自由主義の産業再編によって、中小零細企業の衰退・移転問題が深刻にな」っていること、「この地域に移住してきた多国籍企業本社従業員など、新しい富裕層や中間層によって保育所の増設などにみられる」古典的福祉運動が芽生えていると渡辺治は指摘している⁴⁾。

第2に、2007年に誕生した「反貧困ネットワーク」が、反貧困運動の組織的結集に成功するとともに、労働者派遣法の抜本的改正にむけた労働組合の社会運動とも合流し、リーマンショック後に、大量の派遣労働者の解雇にたいして、反貧困運動の高揚がひきおこしたことである。とくに、「派遣切り」の大量発生は、反貧困NPO団体と労働組合の協力・共同による「年越し派遣村」（村長が宇都宮健児）の運動形態を生み出し、それがマスメディアの報道を媒介に、2009-10年に社会問題となった。首都圏青年ユニオンや「もやい」などの各種団体・ユニオンが相互に連携を保ち、連合、全労連、全労協という労働運動の系列の違いをのりこえる運動が展開されて、「派遣切り」や「ブラック企業」の労働契約違反問題に果敢に立ち向かい、それを新聞や週刊誌もとりあげるようになった。

もちろん、こうした社会運動は、ただちに反貧困運動を下支えする諸政党の伸長には結実しなかった。これらの社会運動が、既存の政治勢力の力関係に影響をあたえるのは、2013年をまたなければならなかった。

2006-09年には、東京における政治対抗としては、自民党・民主党・公明党の3党のあいだでの政治的力関係の変動によって左右され、端的には、2009年には衆議院選挙で民主党は、40.98%という高水準をしめした⁵⁾。

社会運動の第3の波は、2011年3月11日の大地震とそれにひきづく原発事故が、新しい社会運動として、「脱原発市民運動」を活性化させて

といったことである。反原発市民連合は、毎週金曜日夕刻に「反原発抗議行動」をくりひろげ、1200人から5000人前後にいたる市民がこの運動に参加した。

2011年4月都知事選挙では、石原慎太郎候補が圧倒的支持をえて再選されたが、4月末の世田谷区長選挙では、脱原発を掲げた保坂展人候補が区長に選出された。2010年7月の参議院選挙でも、分厚い「構造改革」受益者のいる東京都では、民主党の躍進、自民党の停滞、公明党の堅調という政治得票構図であった。日本共産党の小池晃候補は、55万票という「反構造改革」票を獲得したが、当選ラインである5人区の一角を占めるにいたらなかった。以上が2011年4月期までの政治的力関係であった。

III 2013年に生じた変化 — 6-7月に何が起きたか —

2013年6月の東京都議会議員選挙においては、自民党（59議席、36.0%）、民主党（15.2%）、公明党（14.1%）、日本維新の会（8.3%）、みんなの党（6.9%）という「保守多党制」の時代の幕開けとなった。日本共産党は、17議席を獲得したものの、その得票率は13.6%であり、公明党・民主党の後塵を拝していた（月刊東京、347号、二宮元論文、3ページ参照）。2013年都議会議員選挙が示したのは、まさに「保守多党制」というべきものであった。みんなの党、維新の会は、時々の世論の動向に左右されやすく、政党基盤の脆弱性を克服できていないのにたいして、自民党は、2009年時点から得票率でも10%伸ばし、得票数では146万票から163万票へと17万票の伸長をしめた。日本全体の「新自由主義改革」の先行的試行が10年にわたってなされた東京都における新自由主義受容、保守基盤の根強さが強化されつつある事態が示される。

その直後、2013年7月末の参議院選挙では、自民党が、東京都でも、約168万票を獲得して2議席を確保した。東京選挙区でも、全国的な自民

党堅調の波に乗り、直前の都議会議員選挙よりさらに自民党は得票を増加させていることに注目したい。これに、日本維新の会の候補の獲得票41万3000票を加えると、改憲志向の「保守」票は、およそ210万票になる。

しかしながら、一方で、参議院選挙では、「脱原発」「反貧困」「憲法9条擁護」を掲げた吉良よし子、山本太郎が、5議席のうち2議席をしめるという「番狂わせ」の結果ももたらされた。吉良候補は、70万票余、山本候補は、67万票弱、あわせて137万票の、「反構造改革、反アベノミクス、脱原発」を志向する政治意思が表明されたことは、東京都の政治史において、過去15年間みられなかった現象であった。従来棄権にまわっていた20-30代の無党派の青年・女性などが、安倍政権のすすめる憲法「改正」策動やブラック企業の暗躍、さらに原発再稼働への危惧から、この2候補に投票をおこなったとおもわれる。それでも、自民党の得票と公明党の得票79万7800票を合わせれば、247万5000票になり、東京における「自公体制」の厚い岩盤をつき崩すことは容易でないということが、参議院選挙の結果からも明らかとなった。

衆議院選挙とのダブル選挙により、62.6%という高い投票率にはねあがった都知事選挙で、430万票を獲得して当選後まもない猪瀬都知事の突然の辞任は、こうした政党間力関係のもとで生じたのである。

IV 2014年東京都知事選挙の 特徴について

2003年以降、70.12%，308万票（石原慎太郎）、51.06%，281万票（石原慎太郎）、43.40%，261万票（石原慎太郎）、65.27%，434万票（猪瀬直樹）という高水準での圧勝を繰り返してきた自公中心の都知事候補の得票率は、2014年2月には、43.40%という水準になった。革新系候補のこの3年の動きを得票率でみてみると、2011年小池晃候補は、10.46%，62万4000票で4位にとどまっ

たが、2012年の宇都宮候補は、15.04%（2位）、96万9000票そして2014年の都知事選挙は、20.18%，98万票（2位）に伸長させた⁶⁾。この3年間の社会運動の発展が、政党主導の選挙運動の形をこえて、社会運動団体の共闘、さらに市民が直接選挙運動の指導部に参入するという形態の都知事選挙を創出したといえるであろう。

徹底した「市民選挙」を貫いた宇都宮選対本部では、当初の基本政策を基軸にしながらも、次々に選対本部に加わってくる自発的団体・市民の政策要求を、基本政策に加えていった。「市民選対」による「政策追加」は、選挙戦をつらぬいて「社会運動」としておこなわれた。その意味で、この選挙は、東京都民各層に徹底して「政策の重視」を提起し、政策のなかみから候補者を選ぼうという社会運動でもあったのである⁷⁾。

一方で、田母神候補が獲得した61万票の意味もまたきわめて大きい。改憲を掲げた丸川珠代候補の106万票には及ばなかったが、丸川候補ともども、23区内の富裕層、20-30代の年齢層で大きく善戦していることは、重要であろう。田母神候補の支持者は、舛添候補を「眞の保守主義者ではない」とし、「近隣諸国に弱腰」な外務省、マスコミ、「既得権」有権者に反発している「強い日本」願望者ではないかと、安田浩一氏は述べている（東京新聞、2014年2月11日、26面）。彼らは、「集団的自衛権」を公然と認め、日本社会をここまで堕落させた「日本国憲法体制」の転換を図っている点で、舛添候補の支持層（とくに公明党支持層）とも一線を画しているのである。また、「環境・防災」を主要テーマにする人の多くも、田母神候補に投票した。「維新の会」支持層の25%，「自民支持層」の16%が、田母神候補へ投

票したという出口調査もある（朝日新聞、2月11日）。中西新太郎氏が、『「問題」としての青少年』で詳細に明らかにしているように、青少年をとりまく「消費文化」圧力、就職困難、身近な人間関係への気配り圧力は強度をましているが、そのごく一部では、新しい社会運動に参画したり、「ネット右翼」の文化空間にようやく自分の居場所を見出して中国・韓国の「反日」にいらだちを覚えたりしている人々が微増してきていることも、今回の選挙で明らかになった。彼らの「閉塞感」を取り除かないと、戦後史の知識を媒介にした、「戦後民主主義」「戦後平和主義」への接続は、困難であると考えている。

安倍政権の成立は、首都東京で、それまでにはない「改憲」志向の右翼的保守層および「新自由主義」受益層を投票所に向かわせたことに、私たちには留意する必要がある。

注

- 1) 山本公徳「都知事選挙と日本政治」『月刊東京』353号、8頁、同雑誌、352号、33頁。
- 2) 読売新聞出口調査、2014年2月12日。
- 3) 二宮元「都知事選挙から見る日本政治の現状」『月刊東京』347号、6頁。
- 4) 『月刊東京』302号。
- 5) 渡辺治「総選挙は何をもたらしたか」『月刊東京』307号、2009年11月、7頁。
- 6) 山本、前掲論文、13-15頁。
- 7) 宇都宮健児『悪と闘う』朝日新書、241-251頁。

（やなぎさわ あそぶ 慶應義塾大学）

※（追記）本報告の作成にあたり、河添誠氏（首都圏青年ユニオン青年非正規労働センター事務局長）から、資料の提供と視点の示唆を受けた。同氏に感謝したい。

最近の世界各国にみる右傾化の動向について —日本の右傾化傾向をより幅広くより深く考察するために—

瀬戸岡 紘

社会に問題が蓄積し、長期にわたり国民に不安や不満が鬱憤すると、国民は、社会変革を志向するより、むしろ現体制にしがみつきがちになる。そこでは、視野のミクロ化、自己（自國）の正当化の傾向とともに、短絡的・暴力的解決さえ容認しがちになる。右傾化は、こうした状況の反映であり、目下世界的な傾向にもなっている。

I 右傾化という大きな問題 —世界を見渡し、歴史をふりかえる 視点からせまる必要—

最近は、日本でも、右傾化傾向が大きな懸念材料になってきました。しかし、ここでは日本のそれを考察するために、あえて世界の右傾化傾向から考察しはじめることを課題としています。そればかりか、過去の歴史からも考察しはじめようとしています。なぜ、そうするのか。理由は、分析を間違えない最良の方法が「可能なかぎり幅広い視野からの検討にある」と考えるからです。そうすることは「詳細な調査結果を蓄積していくことに勝る」とも考えられるからです。右傾化傾向は、社会がはらむ諸問題が輻湊的にからみつつ一定の限界をこえるなかで発生すると考えられます。ここでは、その観点から、やや理論めいた検討をこころみることになります。

ところで、そのまえに右傾化が大きく話題になった最近の事例を一瞥しておきましょう。今年（2014年）の東京都知事選挙で話題になったことのひとつに、もと航空幕僚長の田母神候補が61万票をとったことがあります。当選した舛添、反原発をとなえた2人の候補につぐ得票で、強硬な国家主義的言動をつづけてきた同氏がこれほどの票を得たことは、世間の想定をこえるものだったといえます。驚かれたことは、大量得票ばかり

ではありません。得票の内訳を分析してみると、若者からの支持が非常に多かったこと。朝日新聞の出口調査によると、20代の4人に1人が田母神候補に投票したといいます。

このような国民一般の、なかでも若者の「右傾化」ともいえる傾向の背景には、日本をとりまく国際情勢の先鋭化をあげる人は少なくありません。たとえば、中国・韓国への日本政府の「弱腰」が許せないという苛立ちの感情を。なるほど日中両国共同による双方での世論調査の諸結果によると、中国にたいするマイナス感情をいだく日本人は93%にも達したようです（日本にたいするマイナス感情をいだく中国人も87%にまで増大）。しかし、若者を中心に見られるこうした苛立ちの感情の背景にあるものは、むしろ広範かつ多様にわたりながら、じつはどれもきわめて身近な悩みで、容易には解決できなくなっている諸問題だというべきでしょう。

それらのなかには、就職の悩み、仕事の悩み、収入の悩み、そして雇用の不安、長時間就業への苛立ち、将来への展望がもてないこと（結婚や出産の悩みもふくめて）、あるいは入学や通学中の学校・大学での不満や不安もあるでしょう。若い時から老後の不安を持ちつづけ、くわえて親や兄弟の不安も背負いこまなければならないことも、そのひとつでしょう。全体として、苦労のあまり、若い時から生活にも仕事にも疲れてしまっているのです。こうしたことが、まずは身近な選挙

である地方選挙に表れました。大阪、名古屋など、各地方の選挙のたびに目立ってくる保守系候補者の得票の増大はそれを物語っています。

II 右傾化とは何か？

右傾化とは、原点回帰傾向、あるいは極端な保守化といえるでしょう。しかも、そこに共通して見られる特徴が、自己（自国）にたいする正当化です。それは、自己（自國）にたいする自信喪失の裏返しの表現にほかなりません。この点を、もう少し丁寧に見ていきましょう。

右傾化の背景には、きまつて社会問題の山のごとき堆積が、さらにその基底には解決困難にも見える経済問題の膨大な集積があるものです。それらは、かなり有能な政治指導者たちによるきわめて周到かつ堅実な政策によっても解消不能なものです。今日の日本でいえば、長引く不況、一向に改善の兆しの見えない国民の仕事と生活にまつわる不安などがそれです。日本が景気後退局面に移行してから4半世紀。この間、与党と野党を入れ替わって、おのの最善と信ずる対策をとりましたが、何の解決の目途も見えていません。

このように、社会的問題が一定の限度を超えて渦巻くようになったとき、どんな時代でも、いざこの国でも、共通してふたつの潮流があらわれます。ひとつは、すでに確立された制度の原点に回帰して解決をはかろうとする潮流、もうひとつは、すでに確立された制度を改革または変革して解決をはかろうとする潮流です。すでに明らかのように、いわゆる右派とか右翼といわれるのは前者、左派とか左翼といわれるのが後者のことです。右傾化とは、国民が全体として保身の方向に傾斜したり、体制の原点に立ちもどったりして、山積する問題の解決に当たろうとする傾向をさします。重要な論点は、一般的に右傾化のほうが左傾化に優先する、ということです。

では、社会的諸問題が山積すると、なぜ右傾化が強まるのでしょうか。逆にいって、なぜ改革とか革新の方向にむかう傾向より、右傾化のほうが

強く現れるのでしょうか。

すでに確立された制度の原点に回帰して解決をはかろうとすることは、一般に、すでに確立された制度を変革して解決をはかろうとすることほど困難ではありません。少しばかり歴史を勉強すれば、現体制の原点は容易に知ることができ、実感もしやすいからです。それにたいして、変革後の社会を想像したり確信をいたしたりすることは、いまだ経験したことのない社会のことだけに、困難です。周囲の人たちに説得するばあいでも、保守の立場のほうが革新の側より容易です。いきおい、保守化潮流の方がその逆の潮流より拡大・進展しやすい、といえるのです。社会が多くの問題を内蔵するようになると、安直な対応としての右傾化に傾斜することは、どちらかといえば自然な傾向といえるのです。

III 各国にみる昨今の右傾化

右傾化の意味が理解できると、世界各地でおこっている右傾化の内容を容易に把握できるようになるものです。

アメリカのばあい、1960年代末以来の長引く不況のもとで、若者を中心に3つの傾向があらわれています。ティーパーティー運動をはじめとする保守化の潮流、オキュパイ運動に代表される革新の流れ、そしてどちらにも与しない圧倒的な数の無関心層の増大です。無関心層は、いずれ分解の運命にあり、分解後は上記の理論でいえば多くが保守化の流れに合流するものと見られます。アメリカの保守の潮流は、たんにティーパーティー運動にとどまらず、もっと長い歴史をもつ宗教的右翼の運動やその流れのひとつの現れである信仰回復運動が、アメリカが自信を喪失するにつれて大きく合流してくると、かなり巨大な運動になるものと予想されます。

ヨーロッパでは、各国各レベルでの議会に極右と見られる運動が大量得票していることがニュースになっています。とくに今年に入ってからはヨーロッパ議会議員選挙において、イギリスとフ

ラスで極右政党が最大の得票をして話題になりました。ヨーロッパ経済が低迷するなかで、各国ではことともあろうに移民排撃の機運が盛りあがり、フランスでは若き極右の女性指導者マリー・ルペンが堅実な支持層を確保しています。極右勢力は一般にヨーロッパ統合を批判し、むしろ自国利益優先をとなえており、それが国民の大きな共感を得る形になっています。かつては帝国主義のセンターとしての地歩を築いていたヨーロッパ諸列強も、その衰退のなかで、国民の意識は、ますます自国および自国民本位の方向へとむかっていることが読みとれます。そこでは、かつては徹底批判をしてきたはずのファシズムが見直され、ナチズムさえ再評価されている有様です。

ロシアは、「民族」統合意識の高揚をはかるべくソチで冬季オリンピックを成功させた直後、近隣のクリミアを略奪してみてはウクライナとの関係を先鋭化させるなど、自「民族」利害へのこだわりがきわどっています。その背景には、ソ連崩壊後に期待されていた経済発展も生活向上も実現されていないというロシア国民の不満の鬱積があります。

そもそも、なぜソ連は崩壊したのか？それは、ソ連という形態での経済や社会の発展の一定の成功が、はからずもたらした予想外の社会的不均衡にソ連が対応不能となり、国内に「ソ連」という外皮を邪魔物に感じる空気が強まった結果だったといえます。あらゆる発展は、不均等発展にはなりません。ソ連の発展は、ソ連国内に不均衡をもたらしたのでした。その国内矛盾の蓄積は、処理不能なレベルに達すると、協調的な国家体制（たとえば「ソ連」体制）を破壊の方向に誘導するだけでなく、侵略行為など対外攻撃的な国家を生みだしてしまうのだ、という例を、ソ連崩壊やウクライナ問題は示したといえます。ユーゴスラヴィア崩壊劇やコソボ戦争は、その序曲だったといえます。

中国では、「改革開放」後の著しい経済成長が生みだした膨大な社会的不均衡とそれにともなって鬱積する国民の不安・不満・不服に、政府は二

様の対応をせまられました。一方は不満分子の抑圧・肅清（アムネスティ・インターナショナルによると、多い年は世界の死刑の9割近くが中国で執行されているという）、他方は問題の外国への転嫁で、近年にわかに大きくなってきた領土問題は、その一現象です。前者の「不満分子の抑圧・肅清」には一定の限界が想定されるため、今後中国政府としては海外展開への一層の傾斜が不可避と考えられます。それは、13億ともそれ以上ともいわれる国民の雇用と生活の保障を考えるうえで年々緊急・焦眉の課題になっている点からも理解されることです。

具体的には、第1に、中央アジアをへてヨーロッパ方面への展開、その第一歩としてのウイグルの死守、第2に、太平洋の制海権を確保して中南米への展開、その第一歩としての東シナ海の内海化、第3に、明代には鄭和の艦隊も往来したインド洋を確保して、中東・アフリカへと展開、その第一歩としての南シナ海の内海化、という中国政府が対外政策として最もこだわっていることが、すべて国内矛盾の深刻化とともに強行されていることを見れば明白です。

なお、中国がマオ・ツォートン死後ほどなく「改革開放」に転換した理由は、マオ時代の政策が間違っていたからではなく、一定の成功をおさめたからだったといえます。中国共産党は、マオの指導のもとで農民の党に転換、農民の党として発展しますが、ほかならぬ農民の意向は自分たちが農村にとどまりつけることではなく、都市にでることでした。マオはその期待にこたえて、農民国家・中国の都市化・工業化をおしそすめ、それが国内に不均衡を生みだし、予定していなかった国内の不満を生んでしまったのでした。ここでも、あらゆる発展は不均等発展としてあらわれる事例が見てとれます。

イスラム世界のいわゆる「過激派」「武装集団」の勢力拡大も、当地なりの右傾化の現れと理解することができます。西アジアへの資本主義（市場原理／商品経済）の浸透は、域内矛盾を拡大し、それが民衆の不安や不満の増大を生み、そ

の解決のひとつの道として提起され一定の支持者を獲得してきた方法がイスラム原理への回帰の道です。それが最も早い段階で現れたのは、アメリカ化がもっとも進んだイランでおこったホメイニ革命です。以後、西アジアで西欧化が進展するにつれ、イスラム原理主義運動も拡大してきました。このような過激なイスラム原理主義は、7世紀にイスラム教が成立して以来、その長い歴史のなかで全く存在しなかったことでした。イスラム世界の資本主義的発展が、この地域に矛盾を生みだし、それが「原点に帰ろう」という強烈な保守思想、換言すれば右傾化を生んだのでした。

IV なぜ右傾化がおこるのか ——底流によくたわる長期不況——

すでに明らかなように、各国における資本主義の急速な発展、それは国内矛盾の急激な拡大と同義なのです。換言すれば、「経済成長」とは「経済格差の拡大」と同義でもあるのです。資本主義経済のもとでは、各国民政府は、貧困の救済を図ろうとしても、一層の貧困を醸成するほかないのです。「経済成長」戦略は、何十年ものあいだ諸国民に大いなる「期待」をいたかせてきましたが、近年の各国での調査結果がひとしく示しているように、経済成長の結果、「(仕事・生活の状態が)以前より悪化した」と感じる人の数がその逆の人の数より大きいのです。資本主義のもとで「発展とは不均等発展にはかならない」ことがわかります。

さらに重要なことは、経済成長は政策によっていつでも実現できるものではないということです。20世紀後半の初期には日米欧各国に飛躍的な成長が実現された時期がありましたが、それは大戦後の復興需要によるものでした。このときばかりは、恐れられていた1930年代不況の再来はなく、当時のケインズ主義者たち（ハンセンら）も驚いたほどでした。だが、きたるべきものは、やはりやってきました（復興需要が収束した1960年代末から欧米は不況の時代へ）。欧米の不

況は、各国大企業の多国籍企業展開にもかかわらず、克服されませんでした。その後やってきた東アジアの工業化の進展も、欧米企業にとって大きく成長する（投資を大幅に拡大する）契機とはなりませんでした。そこに石油危機が追いつをかけたのでした。これらすべては、国民から働く機会、所得の機会、生活向上の機会を徐々に縮めあげるように奪っていました。経済成長は国内に不満を蓄積しますが、だからといって成長しないことも国民にストレスをあたえることだったのです。それにともなって、これら欧米諸国、なかでも資本主義のセンターとしてのアメリカでは、右傾化が進行したのでした。新自由主義の台頭はその象徴的な現れといえます。

日本も、やや遅れはしたもの、例外ではありませんでした。1980年代を最後に成長の時代は終わり、最盛期には世界の3分の1を生産した日本の工業（鉄鋼／家電／自動車など）は過去の物語となり、いまや就職先のない若者の増大、その一方で長時間労働、非正規雇用の横行、しかも多くの人が雇用不安など先行き不安を感じる、等々。

中国も、かつては年率10%以上だった急激な経済成長時代も終焉、期待をふくらませて都会にでてきた者は裏切られを感じ、危険かつ長時間の労働（世界史上例のない1日16時間労働さえ普通に横行）を強いられ、大学は出たけれど将来がまったく約束されないと不安をいだく若者たちが増大しても、それらの問題を解決し国民を救済しうるほどの経済力はもはや中国には期待できなくなっています。急激な都市化と農村の変貌に戸惑う人も多く、これら全体が年間十数万件とも数十万件ともいわれる暴動の原因にもなっていますが、それらの問題を解決するには従前よりはるかに大きな経済成長が不可欠なのに、現下の中国でそれは全く望みえない事柄になっています。

西アジアでは、原油の輸出が巨万の資金の流入をよび、その結果、社会の底辺からの変化（国民の生活様式や意識の進化）を待つことなく、表層の資本主義化が一気に進行し、砂漠のなかに忽然

と摩天楼があらわれ（ドゥバイ、ドーハ、など）、欧米からの観光客などが押しよせるという、一見したところ奇跡といいたいほどの変化がおこりましたが、そうであるがゆえに、その流れに対応しきれない人たち（砂漠の民ベドゥインら）の戸惑いと反感が拡大し、それが西歐的・資本主義的な経済・生活様式に便乗した人たちとのあいだの摩擦を生んでおり、その解決は、世界的な不況と脱天然資源の潮流とがあいまって、これまでのような原油収入依存の経済体质では不可能になっていきます。

以上、経済成長は一定期間進行したあとは長期の不況をまねくこと、そして、その解決のために、恐慌といった経済レベルの循環的破壊行為をこえた、超・経済的破壊活動（多くは戦争）に期待するほかなくなること、さらに、そのような超・経済的破壊活動がただちに実行不可能な状況のもとでは、不況は延々と持続する——それが資本主義的経済システムの逃がしたい真実だということができます。

V なぜ長期不況は右傾化を促進しがちなのか

そのような不況下では、民衆の意識にも一定の傾向が見られます。第1に、とりあえず自分の周囲のことしか眼中に入らなくなる、すなわち視野が狭くなりがちだということ。第2に、とりあえず自分だけは救われたいとの思いから自己中心主義へと傾斜しがちだということ。第3に、とりあえず救いをもとめて焦りがち、すなわち短絡的な行動や暴力的な言動に共感しがちだということです。

第1の傾向の結果あらわれている諸現象が、国民意識のミクロ化です。個々人も、各企業も、多くが自己の関心事や利益（または損失を出さないこと）に集中し、全社会的・全国民的視点での言動が減少している（1960年代と対比せよ）のがそれです。学問にもそれが反映し、経済学の世界では、ミクロ経済学がマクロ経済学や政治経済学

を圧倒する大流行を呈しています。このような状況に対応して一世を風靡している思想が新自由主義です。

第2の傾向の結果あらわれている諸現象が、自己とか自国の事柄への正当化・合理化の傾向です。個々人のあいだには自己正当化意識が高まり、国家レベルでは国家や民族の利益が外国から脅かされているとして、自国防衛意識が高まり、ナショナリズム（国家主義または民族主義）へと傾斜しがちになります。

第3の傾向の結果あらわれている諸現象が、直接的行動や短絡的解決策への期待の高揚です。自分や自国の利益のために暴力的解決をも辞さないという態度が、小は「いじめ」から、大は戦争にいたるまで、さまざまな暴力を生みだしやすくしている点です。イスラム国に戦闘員に志願しようとする若者が世界各国にあらわれるのもその現象のひとつといえます。各国政府は、このような状況に対応して、軍拡、戦争体制の準備などがやりやすくなり、じっさい各国で戦争の準備がすすんでいる（日本でも国家秘密保護法が可決され、集団的自衛権が容認されていった）とおりです。

VI 右傾化は侵略戦争に連結しがち

ここから理解されるように、右傾化は侵略戦争に連結しがちだということです。かつてイタリアのファシ斯塔党やドイツのナチスが勢力を急拡大したのも、国内矛盾が拡大するなか、右傾化が進行し（もちろん左傾化とともに進行し、）結局、戦争国家への道を急激に、しかも圧倒的な勢力に拡大しながら突進していったのでした。日本についても、満州事変や、5.15事件、2.26事件、その他幾多の事件にみたとおり、日本国内の（植民地をふくめて）諸矛盾の解決が不能になるなか、軍国主義路線の拡大だけが針路となり、見境がなくなるなかで、日中戦争や日米戦争という無謀な戦争に突入したのでした。

国内矛盾が解決不能になると戦争に訴えがちになるという事例は、近代とか資本主義体制下だけ

の問題ではありませんでした。ギリシア都市国家群とペルシア帝国が激突した（ペルシア戦争）のも、奴隸制下にあった両陣営それぞれ（とりわけペルシア帝国側）の国内矛盾の蓄積の結果でした。隋帝国や唐帝国が朝鮮侵略やベトナム侵略をやった理由も、国内の農民掌握の行き詰まりが深層の原因でした。ロシア帝国もつねに国内矛盾を抱えており、ツァーリ権力はドンコサックなど農民反乱に悩まされており、その都度東方、南方に侵略の手をのばし、はからずも結果的に広大な国土をもつ帝国になることで生き延びてきました。ロシア帝国がつぎなる領土獲得戦争ができなくなった時点での革命（1905年と1917年）がおこったことは、もはやこれ以上ふれる必要はないでしょう。

現代の問題に話をもどせば、資本主義の急速な発展がもたらした矛盾の巨大な蓄積は、まずは右傾化としてあらわれがちですが、以下のようなさまざまなものために、きわめて高い確率で戦争指向や戦争不可避論の方向に進みがちです。第1に、資本主義の発展の結果生じた資源や食糧の不足は、海外から調達しようとする傾向が強いこと。第2に、過剰となった設備は海外に移転しようとする動機がはたらくこと（技術の輸出）。第3に、過剰となった資本は海外に投資することによって新たな蓄積機会を得ようとする力がはたらくこと（資本の輸出）。第4に、資本主義発展の恩恵にあずかれず国民のあいだに鬱積した不満は海外にそらすことで解消したいという動機がはたらくこと。そして第5に、国内矛盾蓄積のために政治指導者の無能ぶりが目立ってくると、それを、外国を悪者にすることによってかわそうという動機もはたらくこと、などです。

関連していえる大切なことを一点——先進国にたいする尊敬や憧れの感情がはたらいているうちは、国内に入りこんできた外国勢力には協調的空気が強いものです（たとえばイベリア人がイスラム勢力の支配下に700年の長きにわたってあまんじていた理由も、亜大陸インドがあっさりイギリスの支配下におさまっていた理由も、それ）。し

かし、ひとたび事態が順調さを失うと一転して猛然たる排撃運動がはじまるものです。その意味では、現在、中国には2万3000社の日系企業が1000万人超の労働力を雇用していますが、いま操業がほぼ順調にいっているのは、日本にたいする好感や敬意が少ないとといえ存在しているからであって、もし中国社会が混乱してきたときは、「日本企業は当初から収奪者だった」とか「ひどい抑圧者だった」などといわれはじめ、「新たな日本帝国主義」との烙印がおされ、猛烈な反日運動へと直結していくかもしれません。その意味で、日本資本の中国展開そのものが危険な行為であることを知っておくべきだと考えられます。

暴力的傾向に関連して、もう一点、最近明らかになってきた重要な点は、インターネットのはらむ危険性についてです。そのひとつは、不満のほけ口としてネットが利用された場合、問題の根本的解決から逸脱する方向に傾斜しやすいことです。ネットの利用者は、まず、とりあえず、つぶやく（不満をぶちまける）。やがて、不満（つぶやき）はネットをとおして容易に社会全体に蔓延する。そして、不満の内容と質はネットをとおしているうちに平準化する、ということです。もうひとつは、ネットが突然暴走する危険性をはらんでいることです。不満の内容と質が平準化しているところに、もしアジテーターが出現すれば、一気にファシズム的方向に傾斜することになりかねません。すでに中国の若者の抵抗運動など最近の世界各国での事例が語っているように、ネットの威力は無視しがたいものであり、イスラム武装集団もその点はよく心得ていて、ネットをとおしてアメリカなど超大国に脅しをかけていることは周知のとおりです。

VII 右傾化にいかに対応するか？

右傾化にどのように対応すべきか？これまでの議論すでに明らかなように、大切なことは、些細なことのようでも、日常の経済活動や生活の場のなかに問題を生まないようにすること、たとえ

生んでも早期に解決すること、といえます。諸問題が生じても、経済成長（とどのつまり資本蓄積へと帰結するほかないこと）に期待するのでなく、現在の生産と消費の力量の枠内でいかに不均衡を調整するか、そのすべを学ぶことでもあります。こうして、解決不能なレベルに成長するかもしれない国内矛盾をあらかじめ生みださないような国民の日常的な決意と行動が大切だといえます。

ところで、現在の日本では、将来の日本を背負うべき若者を見ただけでもさまざまな問題がすでに多く散在しています。たとえば、「小市民」的思考への傾斜、海外旅行あるいは海外留学をしない（視野の縮小）、小・中・高校生の「いじめ」の横行（校内暴力が転じて——「いじめ」にせよ校内暴力にせよ欲求不満の排出）、晩婚化という不安、男子の草食化などという揶揄、チャレンジの回避、改革の回避または現状に慣れる（現状維持に自分を慣らす）、展望の喪失とその裏返しとしての「英雄待望論」。これらは「些細な問題」

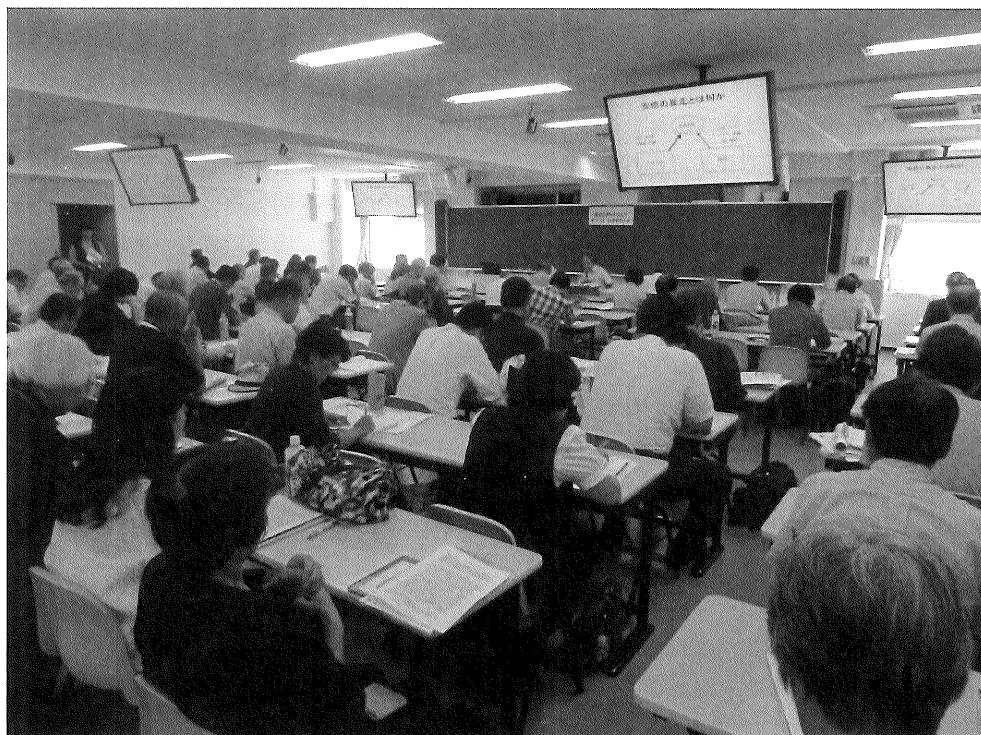
ではすまされない問題ばかりだと思われます。

その背景にあるのが、長期不況、金利のかぎりない低下、技術開発の限界、資本の過剰、就職難、雇用不安、非正規雇用の蔓延、所得の減少・喪失、社会的信頼関係の減少、近隣諸国の急速な資本主義的成长にたいする漠然とした不安感などといった経済問題です。それらは過激なナショナリズムへと傾斜していく危険性をはらんでいるといえます。ここでもいえる大切なことは、やはり、ごく普通の国民が日常感じる不安が右傾化の大きな温床であり、右翼活動家や右翼団体の過激な言動ばかりが右傾化の要因ではない、ということです。

右傾化、ひいては戦争への道を阻止していく道は、ごく普通のわれわれ国民の日常の努力にあるといわなければならないでしょう。

（せとおか ひろし 所員 駒沢大学）

*この原稿は『アジア・コア』資金からの支援をいただいた。記して感謝する。



福島支援と脱原発の取り組み

満田 夏花

はじめに——なぜ、FoE JAPANが原発に取り組みはじめたのか？

FoE JAPAN（フレンズ・オス・ジ・アース・ジャパン）は、世界77カ国にグループがある国際的な環境団体のネットワークの一員として、気候変動、森林、廃棄物、開発金融と環境など、さまざまな環境問題に取り組んできた。私自身も、これまで開発途上国における日本のODAを使った開発の問題や森林破壊の問題などをテーマに活動してきた。2011年まで原発問題は私たちの活動テーマとはなっていなかったが、3・11を境に、それががらりと変わることとなる。

3・11後、私たちは1週間ほど事務所を閉じて連日スタッフ会議を開き、「いま何をなすべきか」——被災地への支援について国際環境NGOという立場から何ができるのか、原発事故にどう対応すべきか——をくりかえし議論した。その結果、私たちは、私たちの社会の根幹の問題にかかる、原発とエネルギーの問題に真正面から取り組むこと、また、原発事故と放射能汚染の脅威にさらされている福島の人達への支援に全力をあげることを決定した。

FoE JAPANは多岐にわたる環境・社会問題に取り組み、分野によっては一定の成果を上げてきた。とりわけ、途上国での環境や人権問題に関す

る政策提言や、木材利用における環境社会配慮などの分野では、最先鋭の活動を展開してきたという自負もあった。しかし、原発や放射能問題に関しては、その時点で私たちには特段の知識はなかった。それがいきなり、「原発に取り組む。福島の被ばく最小化に貢献する」と宣言し、やみくもに突っ走り始めたのである。このことについては、組織内での危惧や葛藤がなかったわけではない。しかし、環境団体として、日本の直面する危機的状況について何もしないことは許されない。また、いわゆる“専門家”，とくに原子力ムラの御用学者たちが原子力に関する安全神話をつくりあげ、その結果が原発事故につながったことも看過できない。こうした状況の背後には、“専門家”に対する過信と権威への盲目的な依存、良識的な市民によるコントロールの弱さがある。何度もテレビに出演して、「健康への影響はない」とくりかえすような御用学者たちに、行政やメディアを支配させたままでよいのか。FoE JAPANを特徴づけているのは、単なる環境問題にとどまらず、社会の構造的な不条理にまで踏み込んだ活動を行い、常に社会的に弱い立場の方々の側に立ってきたことではないか。今まで培った経験やノウハウを活かして、ずっと原発問題に取り組んできた市民団体と連携して、原子力村と対抗していくべきではないか。原発問題に取り組むというのは、こうした議論の後の決定だった。

I 20ミリシーベルト撤回運動

(1) 4月19日の「20ミリシーベルト」通知

私たちは、他の市民団体¹⁾とともに、2011年4月下旬以降、子どもに対する「20ミリシーベルト」を撤回させるため、政府交渉や署名活動を開いていた。その経緯を振り返ってみよう。2011年4月19日、文部科学省は、学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年20ミリシーベルト、校庭において3.8マイクロシーベルト／時という基準を福島県教育委員会や関係機関に通知した。これを受け、今まで校庭の利用を控えていた学校側は、3.8マイクロシーベルト／時を安全基準と判断し、子どもたちの屋外の活動制限を解除した。しかし、この「年20ミリシーベルト」、またそこから導き出された「3.8マイクロシーベルト／時」という基準は、3.8マイクロシーベルト／時は、労働基準法で18歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」(0.6マイクロシーベルト／時以上)の約6

倍に相当する線量であるなどの重大な問題をはらんでいた。

この「20ミリシーベルト」基準が文科省から発表されるや否や、国内外で大きな批判の声が上がった。国外では例えば、1985年のノーベル平和賞を受賞した核戦争防止国際医師会議の設立母体である「社会的責任を果たす為の医師団(PSR)」が4月29日に、上記の基準を危惧する内容の声明を出している。私たちは、この「20ミリシーベルト」基準の撤回を求める署名運動を開始し、わずか10日間ほどで、世界61か国から1,074団体の賛同および53,193筆の署名が集まった。4月29日には内閣官房参与の小佐古敏莊氏が、「(年20ミリシーベルト)を乳児、幼児、小学生に求めることは、学問上の見地からのみならず、私のヒューマニズムからしても受け入れがたい」と述べて辞任した。

その後、私たちは、精力的に国会議員への働きかけを行い、党派を超えた議員33名から「20ミリ撤回」の署名を得ることができたが、文科省はかたくなに態度を変えなかった。そこで、東京で



2011年5月23日の文科省前要請行動

のコーディネート役を担っていた福島老朽原発を考える会（フクロウの会）と FoE JAPAN が、福島みずほ議員事務所の協力のもとに、福島の親たちが直接文科省に交渉をする場を設けることを要請し、これが以下に述べる 5 月 23 日の文科省前での要請行動へつながってゆく。

(2) 5 月 23 日文科省前要請行動と

文科省「1 ミリシーベルト」通知

2011 年、5 月 23 日の午後、ときおり小雨がぱらつく中で、文部科学省の東館前は異様な熱気に包まれた。福島からバス 2 台を連ねてやってきた 70 名の父母たちとそれを支援する市民団体、総勢 650 名、そして与野党を問わず、かけつけてくれた国会議員たち。あくまで 20 ミリシーベルトの撤回を求める父母たちに対して、言を左右にする渡辺格・文部科学省科学技術・学術政策局次長。文部科学省の旧館は、全国から参加した市民による人間の鎖によって取り囲まれた²⁾。

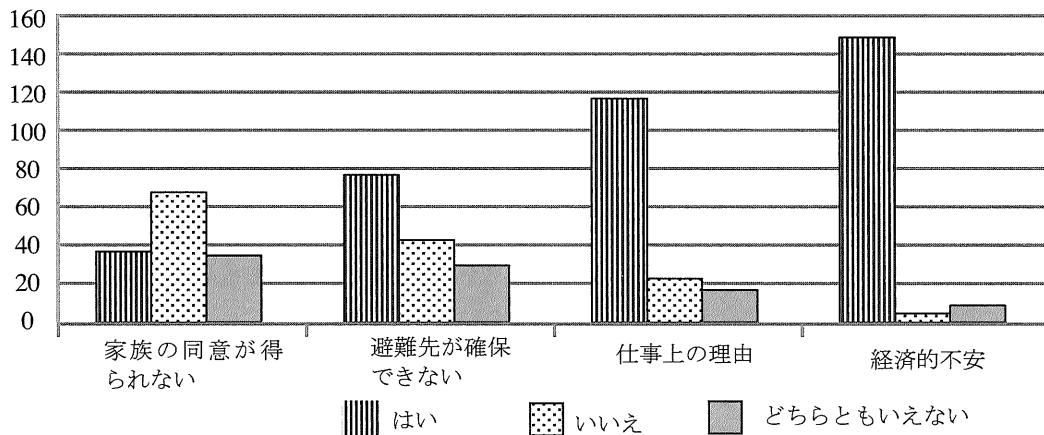
2 時間以上行われた交渉は白熱し、理屈にあわぬ文科省側の答弁に対して「大臣出てこい！」「20 ミリシーベルトを撤回！」などの声はどんどん高まっていた。この熱気にみちた抗議行動の状況は、広く報道され、政府に対する圧力になったと思う。4 日後の 5 月 27 日、文部科学省は、「福島県内における児童生徒等が学校等において受け

る線量低減に向けた当面の対応について」を発表し、「今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度学校等において児童等が受ける線量について、当面 1 ミリシーベルトを目指す」とした。

この新たな通知は、①2011 年 4 月の始業式から来年 3 月の終業式までの期間の被ばく量に関する基準であり、2011 年 3 月の事故後の被ばく量は含めていない、②学校内における被ばく量の目標値であり、学校外における被ばく量や内部被ばくを含めていない、③あくまで目標であり、線量がそれを超えた場合に何かの措置をとるわけではない、という問題をはらむものであった。すなわち、文科省の言う「1 ミリシーベルト」の目標値は、実際にははるかに高い線量を指しているのである。しかし、このような重大な問題点を残しながらも、文科省前の要請行動は、一定の成果を上げた。同時に、福島の子どもたちを守る措置として、校庭などの利用基準とともに、避難・疎開の問題が、重要な課題として浮かび上がってきた。なぜなら、「年 20 ミリシーベルト」基準は避難区域設定の基準となっていたからである。

夏休みが迫る中、福島でも、もはや文科省に子どもたちを守ることを要請するのは無駄であると感じ、避難や一次的な県外への移動を考える親たちが増えてきた。このため、避難を促進するため

図 1 避難を妨げている要因



出所) 自主避難に関するアンケート結果 (2011 年 7 月 25 日, 国際環境 NGO FoE JAPAN / フクロウの会実施

の措置を、原子力災害対策本部に求めていく必要性が高まってきた。

II 「避難の権利」確立に向けて

(1) 避難の権利とは？

一連の活動の中で、私たちは、「避難の権利」を訴えてきた。「避難の権利」とは、すなわち、「自らの被ばくのリスクを正しく知り、自らの判断で避難をするか留まるかを判断する権利」である。人はだれでも安全に、健康で文化的に暮らし、幸福を追求する権利を持っている。これは憲法でも国際人権規約でも認められており、普遍的に認められている当然の権利だ。

それなのに、なぜ、私たちがことさら「避難の権利」を強調しなければならなかったのか？図1はFoE JAPANおよび福島老朽原発を考える会が、実施したアンケート調査である。これによると、多くの人々が避難を妨げている要因として、「経済的不安」「仕事上の理由」をあげている。同じアンケートの自由回答では、多くの人が、見えない放射能への恐怖とともに、二重生活による経済的な苦境や、避難先での生活に対する不安などを訴えている。また、避難することがあたかも福島を見捨てることであるかのように言われることによる罪悪感や、放射能問題を周囲が真剣に考えていないという意識のギャップに対する苦悩が浮かび上がってきた。すなわち、被ばくの影響を避けるために「避難する」ことが社会的に認知されていないことが避難を妨げている要因の一つとなっていることがうかがえる。

(2) 避難区域設定の問題点

現在の避難区域は年20ミリシーベルトを基準にして設定されている。2011年7月の段階では、自主的避難の問題は、文科省内に設けられた原子力損害賠償紛争審査会で議論すらされておらず、避難区域外からの避難に関しては、まったく賠償が認められていなかった。しかし、避難区域外であっても、福島県内各地、とりわけ福島市、郡山

市、伊達市、二本松市などでは、いまだに年推定数ミリ～20ミリの高い線量を示している場所が多い。子どもたちを抱えたお父さん、お母さん方は、子どもたちを守るために、真剣に避難を考え、悩みぬいた末の決断を迫られた。しかし、上述のように区域外避難への賠償は議論の俎上にものぼっていなかったことから、たくさんの方々が、経済的な理由から、あるいは仕事上の理由から避難をためらっていた。

この実情を踏まえ、「避難の権利」確立のため、FoE JAPAN、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）などの市民団体は、避難区域外の住民や残らざるを得なかつた人々への賠償を求める活動を開始した。「自主」避難された方々、福島にとどまらざるを得ない方々の声を原子力損害賠償紛争審査会に運ぶことが重要だと考え、2011年7月以来、多くの方々から「声」をお寄せいただき、文部科学省や審査会委員に伝える活動を行った。また、何度も文科省前でアピール行動を行い、自主避難された方々に自らの置かれた状況について語っていただいた。これら多くの「声」から、福島の、そして避難した方の切実な状況が浮き彫りになってきた。下記はその中からの抜粋である。

「小さな山を1つ越えると、避難区域です。そんな場所に小さい子供を住ませることはできません。親として子供を守るのは当然です。」

「避難したくて、避難しているわけではありません。どれほど悩んで避難したか。また災害が起こる可能性、何かあった時子どもを守れるかどうかなど、本当に悩みぬき避難しました。」

「どうか私達「自主避難者」と呼ばれる者が、断腸の思いで選んだやり方を、愛する人達を守る正当な方法であることを理解して下さい。私達は福島を捨てたのではありません。守るべき人を守りたいだけです。」

(3) 正当な賠償を求める市民運動

「避難の権利」確立のための運動——これは避難者に正当な賠償を求める運動でもあった。私た

ちは、審査会委員への手紙、意見書、自主的避難者へのアンケート、審査会が開かれる文科省前のアピール行動、東電への要請行動、東電への請求書提出行動、審査会事務局との交渉、自主的避難者を招いての集会、署名運動など、考えられるありとあらゆる手段を使って、政府に、委員に、社会に訴え続けた。この過程で、「自主的」避難者のみなさんが各地から参加してくれた。また、東電への賠償請求運動は、弁護士グループ「福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（SAFLAN）」と協力して行った。

糸余曲折があったものの、中間指針決定後も、自主的避難者への賠償が、審査会の継続課題となり、その後、私たちが強く要求した、審査会での避難者を招いての公聴会が実現した。2011年12月6日の追補により、極めて限定的な内容であるが、「自主的」避難および在留者への賠償が正式に認められるに至った。しかし、金額としてはごくわずかであり、「避難の権利」を実質的に保障するものでは到底なかった。また、指定された地理的な範囲も限定的であった。

III 「渡利の子どもたちを守れ！」 ——避難問題の最前線の状況——

「年20ミリシーベルト」を避難基準として運用する国に対して、私たちは、幅広く「選択的避難区域」を設定し、住民が避難するか留まるか選択できる区域を求めてきた。しかし、国は頑強に態度をかえず、そのための悲劇が生じてきている。

(1) 面的に広がる高い放射線量

福島市渡利地区は、原発から約60km、福島駅の南東を流れる阿武隈川の対岸に広がる住宅街で、川と山林に挟まれた平地に、6,700世帯1万6千人が暮らしている。県庁のある中心部まで橋を渡って歩いて行ける距離にある。渡利地区では、早い段階から放射能汚染が深刻なことが明らかになっていた。2011年6月には、福島市の測定で、平ヶ森、大豆塚などで、毎時3.2～3.8マ

イクロシーベルトを観測した。

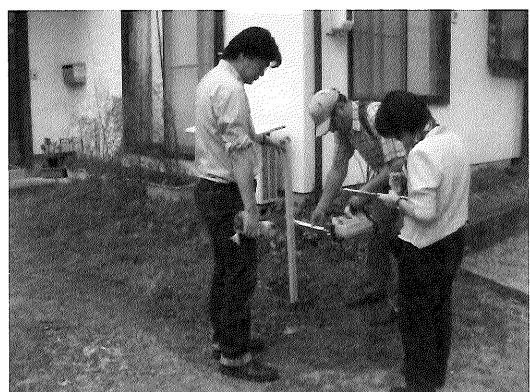
同年7月上旬に文部科学省が実施した自動車サーベイでも、渡利地区に高線量の地域が面的に広がっていることが確認された。7月19日に福島で実施された政府交渉では、市民団体側は再びこの問題を指摘し、渡利の人々がリスクを正しく理解したうえで自らの判断で避難できるように説明会を開催すること、また、避難に対する賠償がきちんと支払われるべきであることを主張した。しかし、政府側はこの要求を無視した。

2011年7月24日には、福島市は除染モデル事業を実施し、小学校の通学路などを、市民を動員して除染した。しかし、福島市が公表した測定結果によると、線量が低減した箇所もあったが、逆に増加した箇所もあり、除染後も2.0マイクロシーベルト／時前後の高い値がみられ、除染による空間線量の減少率は、除染直後の福島市の計測ですら、3割弱にとどまった。

8月の下旬になって国はようやく、渡利・小倉寺を特定避難勧奨地点に指定するか否かを決めるため、詳細調査を実施した。しかし、この詳細調査は、あらかじめ国が「線量が高い」と判断した1部の地域を対象としただけであり、渡利地区の10分の1ほどの世帯しかカバーしていなかった。

(2) 市民団体による調査

9月に入って、FoE JAPANらは、渡利の住民を対象に、渡利の放射能汚染の実態や国の避難政



福島市渡利での測定

策の問題点、低線量被ばくや内部被ばくについて連続勉強会を開催。のべ310名もの住民が参加し、活発な議論が行われた。この勉強会を通じて、渡利の住民たちの多くが、高い線量に日々不安を抱えながら、仕事や家庭の事情などから避難できずにいること、政府の避難勧告や賠償の保証さえあれば避難に踏み切れたであろう人が多くいるという実態があきらかになってきた。

9月14日、神戸大学の山内知也教授に依頼し、渡利における空間線量および土壤汚染調査を実施した。その結果、空間線量が依然として高い水準にあることのみならず、深刻な土壤汚染の実態（最高で30万ベクレル／キログラム以上、5箇所中4箇所でチエルノブイリの特別規制ゾーンに相当）が明らかになった。

(3) 立ち上がった住民たち

私たちは、このような状況に危機感を感じ、勉強会を通じて出あった渡利の市民団体である、「渡利の子どもたちを守る会（Save Watari Kids）」および多くの渡利の住民たちとともに、10月5日に国の現地対策本部および市に対して、①渡利

地区を特定避難勧奨「地域」に指定（世帯ごとの指定ではなく、地区全体を指定）、②子ども・妊婦のいる世帯には厳しい避難基準の適用——などを求める要望書を提出した。

10月8日、原発事故から7か月もたって、ようやく国と市は、渡利・小倉寺地区を対象とした住民説明会を実施した。冒頭、国と市は、詳細調査の結果を発表し、国が定めた年20ミリシーベルト基準に該当する毎時3マイクロシーベルトを超える世帯が2世帯あったが、同世帯が避難を希望しなかったため、特定避難勧奨地点指定は見送ったこと、そのほかの世帯は毎時3マイクロシーベルトを下回ったため、特定避難勧奨地点には指定しないこと、渡利地区において、除染を優先的に実施すると述べた。

これに對して、出席した住民たちからは次々と抗議の声があがった。以下はその一部である。

「詳細調査は、一部地域のみ。全世帯を調べてほしい。」「南相馬市では、子どもや妊婦のいる世帯は、20マイクロシーベルト／時以上であれば、特定避難勧奨地点に指定している。なぜ、福島市では指定をしないのか？」「10マイクロシーベル



渡利住民と政府の交渉（2011年10月28日）

ト以上で、線量計が振り切れる箇所があちこちにある。」「除染はいつになったらできるのか?」「除染が済むまでの間、子どもたちを一時的に避難させてほしい。」「避難したい世帯は避難し、避難費用は賠償するべき。残る人は残る人で高い線量にさらされることに対する補償をするといった措置をとってほしい。」「特定避難勧奨に関して、地区指定を行ってほしい。」「全世帯むけの説明会を再度開催してほしい。」

説明会は5時間にも及び、時間切れで幕を閉じた。私たちは、主だった渡利の住民の方々と協議し、直接、国に対して交渉を行うことにした。

10月28日に、渡利の住民たちが東京に来て、参議院議員会館において国の原子力災害対策本部や文科省、原子力安全委員会と直接交渉を行った。このときは、渡利住民を支援する市民たちも含め、300人の参加者が交渉に参加し、「子ども・妊婦の避難だけでも促進すべき」と訴えた。政府側は、「誠意をもって検討する」と答えたものの、結局、住民の要求に答えることはしなかった。

12月7日には、渡利在住で、かねてから自宅や庭の放射線量が高く、ご自宅には4歳と小学校4年生の女の子がいる家の祖父が、福島の現地対策本部と市に乗り込み、地域1帯を避難地区に指定すること、子ども・妊婦の避難をさせること、近くの水路にふたをすることなどを要請した。この方の自宅では、市の測定で1m高2.95マイクロシーベルト／時、50cm高5.45マイクロシーベルト／時を記録していた。この必死の訴えに対しても、現在に至るまで国も市も回答を示していない。

(4) 福島ばかばかプロジェクト

国や市は、「徹底的に除染を行う」としている。しかし、除染しても山から土や水が流れ込む渡利の地形的な特質から、除染の効果は限定的だ。何よりも除染がいつから開始できるのか、どの程度時間がかかるのか、まったく説明がされなかつた。2012年3月現在、渡利の6,700世帯のうち、

除染が完了したのは7軒だけだった。

「わたり土湯ばかばかプロジェクト」(のちに、"福島ばかばかプロジェクト"に名称変更)は、そんな渡利の状況を踏まえて発足した。渡利を中心、大波・南向台・小倉寺も対象にした。さまざまな理由で渡利に生活の基盤を置かざるをえない家族の子どもでも外でのびのびと遊べるように、近隣の線量が低い土湯温泉(のちに猪苗代湖に変更)に、子どもたちの週末保養を実現させるというものである。

しかし、民間の限定的な保養プログラムでは問題の解決にはならない。現在の国の避難政策の見直し、また、とどまらざるを得ない住民たちのために、行政が主体となって、保養プログラムの提供や健康管理、健康保障を行っていくことが求められている。

IV 原発事故子ども・被災者支援法

「子ども・被災者支援法」は、福島原発事故の被災者の状況を解決したいという国会議員の動きを、多くの被災者・市民が後押しした結果として生まれた、福島原発事故被災者への支援策を包括的に定めた法律である。同法は「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険については科学的に十分解明されていない」(第一条)と明記し、「居住」「避難」「帰還」の選択を被災者が自らの意思で行うことができるよう、医療、移動、移動先における住宅の確保、就業、保養などを国が支援すること、子どもの健康影響を未然に防止すること、健診や医療費減免などを定めている。政府は同法実施のための「基本方針」を定め、その中で、「一定の線量」以上の地域を「支援対象地域」として指定することになっていた。

(1) 届かなかった被災者・自治体の声

ところが子ども・被災者支援法は、制定後1年以上もの間実施されず、ついに2013年8月22日に11名の被災者が国を相手取って提訴に踏み切った。復興庁が基本方針案を発表したのは、そ

のわずか 8 日後の 8 月 30 日のことである。9 月 23 日までのパブリック・コメント期間中、4,963 件の意見がよせられた。京都、新潟、福島、東京などで、FoE JAPAN 等の呼びかけにより、子ども・被災者支援法の内容や復興庁の基本方針の問題点などに関する学習会が開かれた。さらに、住民からの強い要請もあり、宮城県丸森町、栃木県那須塩原市、千葉県野田市・我孫子市などの多くの自治体が批判的意見を提出した。

よせられたパブリック・コメントの多くは、各地で公聴会を開催すべき、被ばく線量年 1 ミリシーベルト以上³⁾ を支援対象地域にすべき、災害救助法に基づく住宅支援の期間を延長すべき、福島県外でも被ばくに対応した健診を行うべき、などの内容であった。パブリック・コメントの期間中に復興庁が福島および東京で開催した説明会では、参加者が強い口調で、公聴会などの意見聴取を各地で行い、その結果に基づいて基本方針を見直すよう求めた。

このように強い批判が噴出したのは、後述するように、基本方針案の内容が「子ども・被災者支援法」の理念に反して、支援対象地域を極めて狭く設定し、支援の手を心待ちにしていた被災者の期待を裏切るものであったからだ。しかし、これらの意見はまったく反映されることなく、2013 年 10 月 11 日に基本方針は閣議決定された。

(2) 基本方針の内容と問題点

基本方針閣議決定の朝には、FoE JAPAN の呼びかけで各地からの被災者が官邸前で抗議集会を開き、直後に記者会見を開催した。集会に参加した郡山に住む Y さんは「想いをこめて意見公募に意見を書いたのに…。被災者を切り捨てるような決定は許せません」と声を震わせた。

「子ども・被災者支援法」の第五条第三項では、「政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させる」と書かれているが、実際は被災者の声は、まったくといっていいほど

反映されなかった。

さらに、基本方針は「支援対象地域」は福島県内浜通り・中通りの 33 市町村としている。支援法が求めている線量基準を定めていない上に、範囲があまりに狭すぎるのが問題である。その他に『準支援対象地域』が設定されているが、これは既存の政策それぞれの適用地域を呼び換えただけのものにすぎない（例えば生活習慣病対策といった従来の施策も支援策に盛り込まれているが、そのなかには対象が「全国」に及ぶものもある）。全施策 120 のうち 87 の施策が既存の施策の寄せ集めになっており、新規施策も大半は除染と健康不安の解消に関わるものである。最も重要な「避難の権利」を保障する避難者支援策については、避難者の多い地域における「マザーズハローワークの充実」などにとどまり、具体的な施策が書かれていない。

福島県県民健康調査に関しては、多くの専門家や市民が甲状腺癌や生活習慣病のみをターゲットとした現在の調査内容の見直しを求めてきたにもかかわらず、検討された形跡はない。また、千葉県の自治体や住民団体が求めていた福島県外における健診の実施などの健康管理については、「個人線量計の配布による外部被ばく量の測定」「有識者会合を設置して検討」とするにとどまった。

その一方で、“自然体験活動”への支援が福島県外にも拡大されたことや、民間団体を活用した被災者支援の拡充が盛り込まれたことは、わずかながら前進であった。

本格的な実施が遅れている「子ども・被災者支援法」であるが、基本方針の内容がどうあれ、法律が現に存在していることは、変わりのない事実である。私たちは、今後、各地の被災者・支援者とつながりあって、地道に行政と対話を重ねながら、民間団体や自治体レベルの支援実績を国レベルの施策に反映させていく道を模索している。

以上、3・11 以降の FoE JAPAN の活動を中心に紹介した。20 ミリシーベルト基準撤回運動、「避難の権利」確立のための運動、「子ども・被災

者支援法」の運動で、私たちの活動は不十分ながらも一定の成果を上げることができた。FoE JAPAN はこれらの運動で下記のような役割を担ったと考えている。

①福島の父母たちの声を「可視化」し、日本政府や原子力損害賠償紛争審査会、マスコミなどに伝え続けたこと

②一連の集会・政府交渉・抗議行動を設定し、準備し、コーディネートしたこと。常にこれらのアクションに参加し続けたこと。結果を文書化し、発信したこと

③国会議員への働きかけを行ったこと

もちろん、これらの成果は FoE JAPAN が単独でかちとったわけではなく、多くの市民団体とのネットワークと協働、一緒に声をあげて下さった多くの市民の方々によるものである。

V 何を得たか——発見と出会い、日本の市民運動の担い手たち

原発震災以降、私は福島支援、20 ミリシーベルト撤回運動、被ばく最小化、賠償問題、再稼働問題など、わき目もふらずに活動を継続してきた。今まで取り組んできた途上国の環境問題などの領域でも相変わらず大きな問題が続いているのだが、重要だと思いつつも、心の中で詫びながら、自分の専門領域を捨て、すべてを福島と原発問題につき込んだと言っても過言ではない。

そんな私にとって、政府交渉を繰り返し、福島に通う中でであった人々、緊迫した情勢の中で、動かない政府を動かそうと共にたたかった人々との出会いは、とても重要だった。彼らはいまま

で、地道に長いこと、報われることが少ない中でもめげることなく活動を続け、着実に成果を積み上げてきた。また、ある人たちは、電力会社や政府に対抗できる高い専門知識を蓄積してきた。すべての政府交渉で、運動側が周到に準備をかさね、文部科学省や原子力安全保安院、安全委員会側が反論できないほどの知識と論理で政府を追い詰めたのを私は何度も目撃した。これまで福島原発事故規模の原発事故が起らなければならなかったのは、ずっと原子力ムラとたたかってきた彼らの功績が大きいだろう。彼らの厳しい監視の目と、時には裁判も辞さずに戦う徹底した姿勢が、一定の牽制機能をはたしてきたのではないかと考えている。

注

- 1) 東京側で、政府交渉の調整を担ったのは、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）、および FoE JAPAN 美浜の会が専門的な知見から貢献し、グリーン・アクション、グリーンピース・ジャパンが国際的な窓口となった。福島の当事者として、子どもたちを放射能から守る福島ネットワークが参加した。
- 2) この行動の東京での準備やコーディネートは、福島老朽原発を考える会（フクロウの会）と FoE JAPAN が主に担っていた。野外の抗議行動に経験の深いフクロウの会の阪上武さんやブルトニウムなんていらないよ！東京の高木章次さんが下見を繰り返し、この場を設定してくれた。
- 3) 自治体の意見書では、汚染状況重点調査地域の毎時 0.23 マイクロシーベルト以上を支援対象地域とすべき、というものが多かった。被災者・支援者は何回も要請書を出し、記者会見を開催し、「基本方針に被災者の声を」と訴えた。

(みつた かんな

国際環境 NGO・FoE JAPAN 理事)

特集Ⅱ

現代日本の貧困とその打開に向けて

特集によせて

本特集は、基礎研第37回研究大会（2014年9月15日、駒澤大学）で行われた共通セッションII「現代日本の貧困とその打開に向けて」の報告とコメントをもとに構成されている。当日は姉歯氏と布川氏の報告にもとづいて、高野氏と北島氏がコメントをし、それらを踏まえて会場も交えて議論をした。司会は筆者が行った。所収原稿はコメントを踏まえた執筆となっている。高野氏にはセッション・テーマに関わる独自の課題からの論考を寄せていただいた。

「現代日本の貧困とその打開に向けて」というテーマ設定の背景は、以下の通りである。第2次安倍政権の登場以来、経済活力の回復、経済成長確保・実現が優先課題となり、労働条件や福祉制度の改悪が相次いでいる。「格差社会」と言われて久しいが、労働・福祉方面への配慮や対策と称されるものは後回しにされ、効果を発揮していない。こうした現状を正確に認識し、有効な解決策を考えようというものである。

姉歯曉「消費の中の貧困問題」は、サービス労働の増大、工業技術にもとづく社会体制の転換、サービス消費の増大による消費者の豊かさの実現などで特徴づけられる消費社会論・サービス社会論について、増加したサービス消費支出の内容を分析・類型化して、その要因が耐久消費財の普及、地価高騰と公営住宅不足による地代負担の増大、社会的共同消費手段の商品化による支出増加、女性の賃労働者化による家事労働の外部化にあり、これらは決して消費者の豊かさに結びつくものではないと主張する。さらに、サービス支出の増加は、財の生産性の高まりを反映し、工業生産の衰退を示すものではないとも論じている。

高野剛「在宅ワークによる母子世帯の母親の就労支援と貧困問題」は、2009年度より実施され

たひとり親家庭等の在宅就業支援事業を検討したものである。この制度は、母子家庭の貧困率が高く、生活保護に比べて児童扶養手当の受給が多いことを背景に、児童扶養手当の削減と就業による経済的自立支援を目的として導入されたものであるが、実際にはその訓練内容からも生活を維持できる収入の確保には及ばず、むしろワーキングプアを増大させる結果となっていることを明らかにしている。

布川日佐史「貧困解決のための社会政策」は、社会政策で就労支援優先となり、生活困窮者自立支援法が制定されたが、効果を生みだしていない。生活保護に陥る手前で支えようとする考え方で生活困窮者への対応が遅れる。生活保護基準が切り下げられ大きな影響が出てきている。しかし生活困窮者自立支援立法の諸事業具体化のテンポが遅く、地方自治体では対応が遅れている。生活保護強化の観点から、利用しやすくなるような観点からの改革が望まれると主張する。

北島健一「コメント」は、布川報告に対して、労働統合型社会的企業とヨーロッパでは呼ばれ、すでに制度化されている生活困窮者支援の歴史と現状を紹介して、「人々の関係づくり」の観点からも日本でも重視して取り組むべきであると指摘する（主旨は賛成であり、報告では現状分析を重点としたとのリプライであった）。

本セッションでは、貧困化対策と福祉拡充政策の現実的な展開の実情とその改革の展望が議論された。昨年の研究大会（京都府立大学）のテーマであるベーシックインカムや、基礎研固有の課題である人間発達なども視野に入れて、生産と消費、労働・仕事と生活を繋ぐ視点から、今後とも議論の継続が望まれる。

（中谷 武雄 所員）

特集II

現代日本の貧困とその打開に向けて

消費の中の貧困問題

姉歯 曜

本報告は、消費の豊かさを示す指標とされる「消費のサービス化」に対する批判的検証を行い、むしろ「消費のサービス化」という現象にこそ「貧困」の実態が読み取れることを明らかにする。

I 「消費のサービス化」の理論的基盤としてのベルの「脱工業社会論」

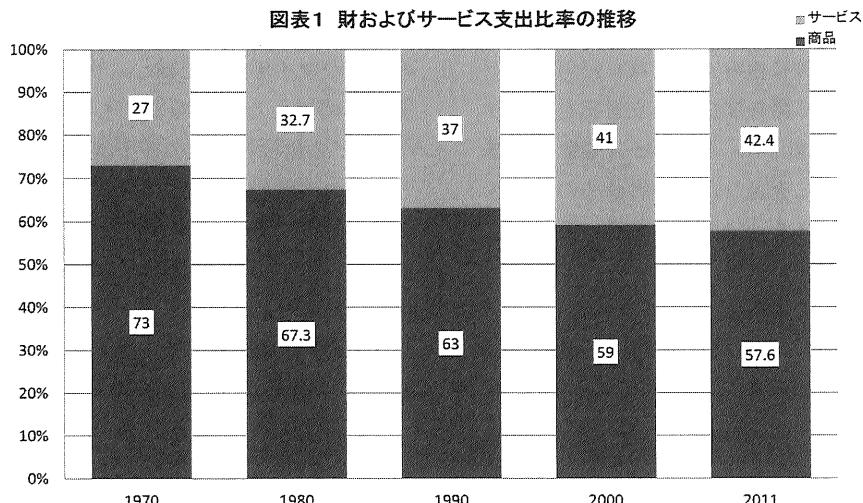
(1) 「消費のサービス化」とはなにか

消費のサービス化とは、家計消費支出に占める「サービス」支出が増加し、財への支出が相対的に減少することをさす（図表1）。これは、「経済のサービス化」が第3次産業部門の就業者が他部門に比べ相対的に上昇する労働移動に根拠を置くのに対し、消費局面の変化に論拠を置き「サービス社会」の到来を告げる主張である。1980年代に物質主義に対する批判を展開し、多くの読者を

ひきつけた山崎正和は、一連の著書、とりわけ『柔らかい個人主義の誕生——消費社会の美学』（中公文庫、1987年）で「消費」あるいは「消費社会」の可能性を示している。「現代の消費はますます消費としての純粹度を強め、もの…の消耗よりは時間の消耗を目指してみることも、重ねて強調する必要はないであらう（ママ）¹⁾」。「消費のサービス化」論が流行した際の代表的論者として、のちに三浦展は自著『第四の消費』（朝日新書、2012年）で、山崎の上述の書を「いかなる社会学者もこれを超える消費社会論をいまだかつて書いたことはない」と絶賛する²⁾。

当の三浦は、山崎以前の消費社会論が「左翼陣

図表1 財およびサービス支出比率の推移



注：財＝耐久財・半耐久財・非耐久財
出所：総務省『家計調査年報』各年版より作成

當からの一面的な消費社会批判か、消費を喚起する広告業界によるマーケティング的な消費論」しかなく、特に「八〇年代半ばですら、渋谷公園通りが資本主義による管理社会だなどという左翼系評論家がいたくらいで、まったく一般的な時代感覚と遊離していた³⁾」と主張する。三浦は、自身が編集長であった雑誌『アクロス』で用いた造語「創費（単に消耗するだけの消費ではなく、創造する消費の意）」を、「自己啓発および内的充足が得られるような商品（趣味、読書、芸術…）⁴⁾」ととらえている。三浦のこの「創費」で示されている内容は、「豊かさ」「消費者の主体性の象徴」「価値観の多様性」を内容とする「消費のサービス化論」と見事に符合するものである。

（2）ダニエル・ベルの「脱工業社会論」

「サービス社会論」の系譜をたどると、そのほぼすべてがダニエル・ベルの「脱工業社会論」に行き着く。ベルの主張するところを、本報告に関する内容を中心に紹介すれば、次の3点にまとめられよう。

まず、第1に、ベルによれば、「脱工業社会」における主要な労働形態は「サービス」労働であり、この「サービス」労働とは「物質的形態をとらないもの」であり、人と人との直接対して行われる労働であり、専門性の高い、知識労働である。第2に、こうして、「脱工業社会の到来」は、工業技術の発展を軸に組み立てられた経済システムやこれに依拠する階級関係の成立根拠を消失させるものとなる。第3に、「サービス消費」の増加は、モノ=物財に充足した消費者が心の豊かさを求めることができる「ゆとり」を手に入れたことの証左である⁵⁾。

このようなベルの主張は、「サービス化」社会を、文化的な消費、多様な消費形態、人間的なつながりを求める消費ととらえる現代の「消費社会論」の主要な柱となって引き継がれることとなる。

「物から心へ」「物からサービスへ」といった言葉が頻繁に使われたのは、ベルの著書が日本でブームとなった1970年代後半から1980年代にかけて

であったが、1983年には、獨協大の石崎唯雄によって、日本がすでに1970年代にはアメリカと並ぶ不平等国であったことが指摘されていたのである。このほとんど無視されていた研究にふたたびスポットライトを当てたのは一橋大の渡辺雅男だった。その内容は、格差が最近になって拡大したと信じ込んでいる多くの人々に衝撃を与えるものである。

石崎の検証によれば、第一次石油危機直前まで所得分配の格差が縮小する傾向にあったが、オイルショックで低成長期に入ると、再びその格差は拡大していったという⁶⁾。石崎は、1976年にOECDが発表した所得分配の国際比較で日本が他のOECD諸国と比べて平等度の高い国とされていることについて、この数値のもととなった「全国消費実態調査」が「調査対象として農家を除外しており、単身者世帯の比率が非常に少ない」(74頁)などといった多くの問題を抱えており、実際には「日本はOECDの平等国のトップにあるのではなく、ほぼアメリカに近く、最も不平等国に属しているといってよいのではないかと思う」と分析している⁷⁾。

すなわち、モノに充足した、主体性を持つ消費者による、豊かで、多様な消費生活が実現されつつあると考えられていた80年代は、実際にはアメリカ並みの不平等社会だったというわけである。実際、80年、81年はともに実質可処分所得の伸びがマイナスを記録し、サラ金苦による自殺急増が問題となった時期もある。このような「サービス化社会」論の中で展開される消費の姿と実際の消費の乖離を、少なくとも「サービス社会論」にとらわれた消費社会論は説明してこなかった。すでに70年代から80年代に「サービス化社会」論で示された「その時点で確認されていたはずの」あるいは「来たるべき」社会像が、その後、現実化しているのか否かについてあれから3~40年経過した今日まで、消費社会論の立場から何の検証もなされないまま、放置されている。だからこそ、時を経て同じ主張が繰り返されるのである。

II 「サービス消費」品目の分類

(1) 「消費のサービス化」論の問題点

これまでの通俗的な「消費のサービス化」論の最大の欠陥は、「サービス」消費品目が雑多な性格をもつものによって構成されているにもかかわらず「サービス」として一括されている事実を無視し、ひとくくりにして分析しようとしていることにある。したがって、まずは「サービス」消費品目の分類作業を行うことにしたい。

(2) 「サービス」消費支出項目の分類作業の前提

分類作業は以下の前提をもっておこなわれる。第1に「消費のサービス化」を表す指標として用いられる家計調査年報の収支項目分類をもとに分類作業を行う。第2に、分類の目的は、それぞれの「サービス」支出の増加の背景を明らかにすることにある。第3に「サービス」品目のなかにはいくつかの特徴を重層的に併せ持つものが存在するが、このような場合には、主要な特徴を基準として分類する。したがって、一つの「サービス」品目がいくつかの異なるカテゴリーに表示されることになる。

なお、「サービス消費品目」は、その性格に

よって以下のように分類される。

(3) 分類 I : 「消費過程で追加的に行われる財生産に対する支払い」

これらの項目は、いずれも財生産の一部が追加的に消費過程に入り込んだものであり、消費過程との関係上、さらに2つに分類される。

Ia: 修理・保全に関わって消費過程の中で断続的に労働が投下されるもの

火災・地震保険料（対物）、清掃代および家具・家事用品関連サービス、洗濯代および被服・履物修理代、自動車整備費、自動車保険料（任意・対物）、教養娯楽用耐久財修理代、動物病院代、教養娯楽用品修理代（腕時計やバッグなどの修理代）、非貯蓄型保険料（掛け捨て型の傷害保険や旅行保険など）がここに含まれる。この品目に対する支出は、財購入後に必要となる財の修理・保全のための生産労働に対する追加的な支払いである。なお、これらの労働は財の消費にかかわって発生することを確認しておきたい。

カリフォルニア大学バークレー校名誉教授であるR.A. ウォーカーは、「この修繕労働によって生産されるものは『適切に機能するよう、物質的に修繕された財』」であるとして、ここに投下される労働を“post-production labor”（生産後の労働）

本報告における「サービス」消費支出の分類基準

I	消費過程で追加的に行われる 財生産に対する支払い	Ia	修理・保全に関わって消費過程の中で断続的に労働が投下されるもの
		Ib	消費を行うためにあらかじめ一度きりの追加的な労働が必要となるもの
II	「現物貸付：減価償却+あるいは「土地資本：減価償却+利子+地代」に対する支払い (追加的な労働が加わる場合を含む)	IIa	現物貸付けに対する支払い（減価償却+利子）
		IIb	土地資本（土地と土地に固着した固定資本）の貸付けに対する支払い（減価償却+利子+地代）
III	「サービス」提供に対する 支払い	IIIa	その性格が本来共同体的一般条件として位置付けられるべきものであり、資本の論理に包括されにくい性格を持つ、いわば非営利的に営まれるべき性格をもつもの
		IIIb	私的に選択され、消費されるもの

図表2 サービス品目の再分類と消費支出に占める割合

分類	品目	2011年支出額(円)	対消費者支出
I a (財の修理・保全にかかるわり、断続的に投下される労働に対する支払)	工事その他のサービスのうち(火災・地震保険料)	9089	0.31%
	家事サービスのうち清掃代および家具・家事用品関連サービス	8420	0.28%
	洗濯代	6,298	0.21%
	被服・履物修理代	641	0.02%
	自動車整備費	13,964	0.47%
	自動車以外の輸送機器整備費	617	0.02%
	他の自動車等関連サービス	6,315	0.21%
	自動車保険料(自賠責)	5,210	0.18%
	自動車保険料(任意)	27,586	0.93%
	自動車保険料以外の輸送機器保険料	460	0.02%
	教養娯楽用耐久財修理代	1,205	0.04%
	動物病院代	4,430	0.15%
	教養娯楽用品修理代	152	0.01%
	身の回り用品関連サービス	467	0.02%
	非貯蓄型保険料	67,070	2.26%
	小計	151,924	5.12%
	一般外食	149,489	5.04%
I b (消費の前提として追加的に必要とされる労働に対する支払)	賄い費	710	0.02%
	仕立て代	331	0.01%
	工事その他のサービス(火災・地震保険料をのぞく)	46,605	1.57%
	現像焼付代	2,992	0.10%
	小計	200,127	6.75%
II a (現物貸付:減価償却+利子に対する支払)	被服賃借料	839	0.03%
	洗濯代	6,298	0.21%
	自動車整備費	13,964	0.47%
	自動車以外の輸送機器整備費	617	0.02%
	レンタカー料金	943	0.03%
	通信のなかの(運送料)のみ	4,488	0.15%
	教養娯楽賃借料	1,397	0.05%
	他の教養娯楽サービスのその他	8,018	0.27%
	小計	36,564	1.23%
	家賃地代	151,305	5.10%
II b (土地資本:地代+減価償却+利子に対する支払)	交通	63,228	2.13%
	年極・月極駐車場借料	17,986	0.61%
	他の駐車場借料	2,365	0.08%
	通信(郵便料・通信料のみ)	115564	3.90%
	宿泊料	17,667	0.60%
	パック旅行費(国内・海外)	41,967	1.41%
	放送受信料	23,537	0.79%
	入場・観覧・ゲーム代	31,757	1.07%
	インターネット接続料	21,081	0.71%
	温泉・銭湯入浴料	2,426	0.08%
	信仰・祭祀費	15,466	0.52%
	婚礼関係費	2,977	0.10%
	葬儀関係費	14,260	0.48%
	他の冠婚葬祭費	2,477	0.08%
	他の諸雑費のその他	7627	0.26%
	小計	524,063	17.93%
	学校給食	8,184	0.28%
	保険医療のうち(保健医療サービス)	71,081	2.40%
III a(本来、共同体的一般条件としての消費)	授業料等	73,656	2.48%
	補習教育	22,937	0.77%
	保育所費用	4,293	0.14%
	介護サービス	4,849	0.16%
	非貯蓄型保険料	67,070	2.26%
	他の教養娯楽サービス、諸雑費のうち(諸会費*子供会・老人会などの会費)	4,399	0.15%
	小計	256,469	8.65%
	家事サービスのうち家事代行業	1,716	0.34%
	月謝料	29,686	1.00%
	他の教養娯楽サービス、諸雑費のうち(諸会費*子供会・老人会などの会費)	4,399	0.15%
III b(私的消費部分に位置付けられるもの)	理美容サービス	32,993	1.11%
	信仰・祭祀費	15,466	0.52%
	婚礼関係費	2,977	0.10%
	葬儀関係費	14,260	0.48%
	他の冠婚葬祭費	2,477	0.08%
	小計	103,974	3.79%

注:品目によってIからIIIまでの分類に重複して収められているものがある。具体的には、「非貯蓄型保険料」(Ia, III a), 「諸会費」(III a, III b), 信仰・祭祀費, 婚礼関係費, 葬儀関係費, 他の冠婚葬祭費, (II b, III b)である。

出所: 総務省統計局『家計調査年報(家計収支編)』2011年版より作成

と名付けている。ウォーカーによれば、「サービス経済化」とされる現象は、物財生産から「サービス生産」への移行を示すものではなく、むしろ製造業における分業の進展を示すものである⁸⁾。

この品目への支出増は、高度経済成長期以降の耐久消費財の登場と普及が生み出す生産過程と消費過程の時間的交錯を示しており、「生産をめぐる社会的分業の細分化がすすみ、かつそれらの相互依存性が進展したことを意味するが、そのことはまた、各産業分野で生産そのものの内容が変化し、生産性が著しく発展したことを土台にしている⁹⁾」。

② Ib：消費を行うためにあらかじめ一度きりの追加的な労働が必要となるもの。

ここに含まれるのは、一般外食（土地資本や家具・調度の現物貸付という意味では IIa および IIb の性格を併せ持つ）、賄い費（下宿・寮などの食事代、ただし、家計調査には「勤労者世帯」における記載なし）、火災・地震保険をのぞいた工事費、仕立て代、現像焼付け代である。これらはいずれも消費の前提として追加的に必要となる労働に対する支払いである。たとえば、外食は、財生産と給仕労働という「サービス」が結合されたものである。ウォーカーによれば、通常の外食における「食事とは、キッチンの中で生産される財貨」であって、まさしく財生産の一部である¹⁰⁾。

(4) 分類Ⅱ：「現物貸付：減価償却+利子」あるいは「土地資本：減価償却+利子+地代」に対する支払い

これらは、「地代」とのかかわり方からさらに2つに分類できる。いずれも追加的な労働を伴う場合がある。

① IIa：現物貸付け（減価償却+利子）

被服賃借料、コインランドリー使用料、レンタカー料金、運送料、教養娯楽貸借料、コピー代がここに含まれる。これらは、通常はリース・レンタルと呼ばれ、貸付対象の重点が現物におかれているものである。

② IIb：土地資本（土地と土地に固着した固定

資本）の貸付けに対する支払（減価償却+利子+地代）

家賃地代、交通、駐車場借料、郵便料、各通信料、宿泊料等、入場・観覧・ゲーム代、インターネット接続料、温泉・銭湯入浴料、信仰・祭祀費、婚礼関係費、葬儀関係費、他の冠婚葬祭費、借りロッカ一代、貸金庫代、墓地代、冠婚葬祭費がここに含まれる。

例えば、家賃地代はまさに地代と建物という固定資本に対する支払である。また、郵便料や電話代は、郵便局や電信電話会社が所有する集合施設の一部を短期的にレンタルする料金であり、ここでの労働のほとんどは設備の維持・管理にあてられる。旅館やホテルの宿泊料のほとんどは地代と部屋の賃借料と考えられる。ただし、冠婚葬祭費にはさまざまな要素が混在している。例えば、結婚式場や寺の建物と家具調度の貸付に食物調理という生産が付与され、ここに介添えや食事の給仕、牧師や神父、僧侶の労働「サービス」が加えられるのである。

(5) 分類Ⅲ：「サービス労働の提供に対する支払い」

このⅢに含まれる項目は、いずれも収入と交換される活動状態にある労働の有用性を提供しているものであり、その多くは家事・育児・介護のような家庭内労働が外部化したものである。これらの項目の性格付けには「生活の社会化」および Grundrisse においてマルクスが示した「特殊な資本とその特殊な生産過程との諸条件にたいするものとは区別された社会的生産の共同社会的一般的条件¹¹⁾」という概念を用いる。

① IIIa：本来は共同社会的一般条件として位置付けられるべきもの

学校給食、保健医療サービス、授業料等、補習教育、諸会費（子供会や老人会等）、非貯蓄型保険料、保育所費用、介護サービスがここに含まれる。これらは、「人間は最も文字通りの意味でゾーン・ポリティコン〔ζωον πολιτικόν 共同体的動物、社会的動物〕である。単に社交的

な動物であるだけではなく、ただ社会のなかだけで個別化されることのできる動物である¹²⁾」ことを反映している。人間はいかなる歴史段階においても、個別の欲望とその結果としての消費とは別に共同での消費を必要とするのであり、それは資本制社会においても同様である。もちろん、こういった超歴史的規定とともに、これらの条件は資本制社会においてはその上に歴史的規定を受け取ることになる。学校給食、授業料等は、資本制生産の発達に伴って、労働者に求められる社会的一般的技能を身につけさせるための手段としての共同的な消費に対する支出とみなすことができる。また、保育所は、子供の社会性を育てる空間であると同時に、資本主義下で求められる労働者としての条件の基礎づくりを行う空間でもある。こうした共同体的一般条件は、常に資本化され、一般条件から外されるリスクを有している。その程度は、資本と労働者・市民運動との力関係に依存している¹³⁾。ここに非貯蓄型保険料を含めているのは、傷病によって労働力の再生産に滯りが出ないよう自己防衛をはかるものであり、本来は共同で消費する医療や介護が共同体的な性格を持つものであることと関係する支出であるからにはかならない。この項目への支出が増加することは、すなわち医療・福祉政策の欠如や雇用の不安定性の増大を意味する。

② IIIb：私的に選択され、消費されるサービスマルクスのいう本来のサービス労働ではあるが、その消費は必ずしも超歴史的な共同体維持のためのものとは考えられず、したがって選択的なものとみなせる項目がここに含まれる。

具体的には、家事代行業、月謝類、諸会費、理美容サービス（2b を除く）、信仰費、婚礼葬祭費、葬儀関係費、他の冠婚葬祭費が含まれる。結婚式場や葬祭場には儀式のために神父や牧師、僧侶などのサービス労働が存在していなければならぬ。これらの労働はマルクスのいうところのサービスそのものである。

III 「サービス消費」増加の原因

以上の腑分け作業を経て、初めて「消費のサービス化」がどのような意味を持っているのかを分析することができる。

（1）耐久消費財の普及

追加的な財生産に対する支払いが増大するということは、すなわち財の購入が増加していることを意味する。

（2）地価の高騰と公営住宅の不足

分類 IIb への支出だけで、「サービス」支出全体の 17.9% を占めている。さらに、分類 IIb のなかでも圧倒的な部分は地代に対するものである。サービス支出全体に与える地価の影響は極めて大きい。家賃地代の対消費支出比率の高さは貧困の存在を示すものであり、同時に、公的関与の不足を示すものである。住居は「生存・生活・福祉の基礎」である¹⁴⁾。人間の生活条件の基礎的要素である土地の価格の騰貴や家賃による家計圧力の大きさは豊かさの象徴となるものではない（図表 3・図表 4 参照）。

図表 3 年間収入 10 分位別の世帯属性、消費支出ならびに持ち家率、家賃地代（二人以上の世帯）

	平均 (~273万円)	I (273~350)	II (350~411)	III (411~480)	IV (480~556)	V (556~640)	VI (640~749)	VII (749~883)	VIII (883~1109)	IX (1109~)	
65歳以上人員 (人)	0.66	0.87	1.02	0.94	0.76	0.59	0.53	0.47	0.43	0.45	0.54
うち無職者人員 (人)	0.51	0.74	0.90	0.80	0.58	0.45	0.37	0.32	0.29	0.30	0.32
有業人員 (人)	1.43	0.82	0.81	0.98	1.23	1.38	1.53	1.67	1.79	1.93	2.20
世帯主の年齢 (歳)	55.4	60.7	61.1	59.3	55.9	53.3	52.2	51.7	52.1	52.8	54.7
世帯主の性別 男 (人)	0.907	0.707	0.880	0.920	0.914	0.936	0.941	0.933	0.945	0.944	0.947
女 (人)	0.093	0.293	0.120	0.080	0.086	0.064	0.059	0.067	0.055	0.056	0.053
持ち家率（現住居） (%)	80.6	66.7	76.3	78.2	77.5	77.7	80.9	82.7	86.4	87.8	92.1
家賃・地代を支払っている世帯の割合 (%)	20.3	32.9	24.0	22.5	23.1	22.9	20.2	18.5	15.6	13.7	9.9
消費支出 (円)	300,936	180,578	216,952	237,229	255,084	272,841	296,276	325,663	350,967	395,386	478,387
家賃地代 (円)	10,006	12,126	10,051	10,728	11,954	11,160	11,151	10,123	8,743	7,832	6,195
家賃地代／消費支出 (%)	3.3%	6.7%	4.63%	4.52%	4.69%	4.09%	3.76%	3.11%	2.49%	1.98%	1.29%

出所： 総務省統計局『全国消費実態調査』2009年より作成

(3) 社会的共同消費手段の商品化による支出の増加

① 必需的消費部分の増大

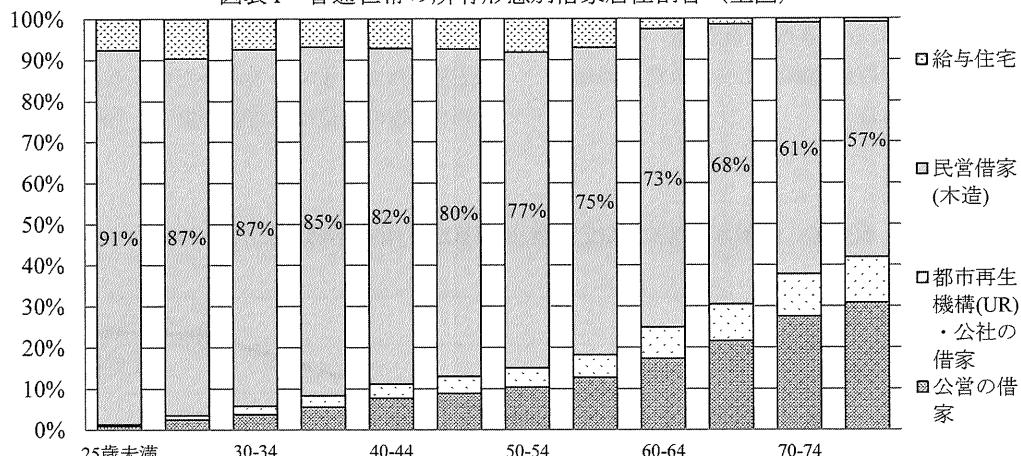
IIIa の支出額は「家賃地代」等を含む IIb に次いで大きい。中でも顕著なものは「保健医療」「授業料等」「非貯蓄型保険料」である。外部化された家庭内の機能のうち、資本に利潤を与える部分のみが商品として提供され、それらは貨幣と引き換えに再び家計に取り込まれる。利潤を生みださないと考えられるものについては「共同社会的・一般的条件」とされ、国家機能によって担われる¹⁵⁾。その不足部分は商品となって家計支出に占める「サービス消費」支出の増加を生じさせ

るか、再び女性を家事労働に縛り付けることによって埋め合わせられる。

② 保健医療サービス

保健医療サービスに対する支出が消費支出全体に占める割合は、その世帯における高齢者比率の高さ、女性世帯主比率の高さおよび収入の低さと相関関係にある。すなわち、この項目への支出増加は、このような世帯に対する公的支援の不足を示すものもある（図表5）。同時に、保健医療支出の増大は生活上のリスク認識を高め、そのことが民間保険料支出の増大を促すことにつながる。

図表4 普通世帯の所有形態別借家居住割合（全国）



注：「給与住宅」とは社宅や官舎のことをさす。

出所：総務庁統計局「住宅・土地統計調査」2013年版より作成

図表5 年間収入10分位別の世帯属性、消費支出ならびに保健医療

		平均	I (~273万円)	II (273~350)	III (350~411)	IV (411~480)	V (480~556)	VI (556~640)	VII (640~749)	VIII (749~883)	IX (883~1109)	X (1109~)	
65歳以上人員	(人)	0.66	0.87	1.02	0.94	0.76	0.59	0.53	0.47	0.43	0.45	0.54	
うち無職人員	(人)	0.51	0.74	0.90	0.80	0.58	0.45	0.37	0.32	0.29	0.30	0.32	
有業人員	(人)	1.43	0.82	0.81	0.98	1.23	1.38	1.53	1.67	1.79	1.93	2.20	
世帯主の年齢	(歳)	55.4	60.7	61.1	59.3	55.9	53.3	52.2	51.7	52.1	52.8	54.7	
世帯主の性別	男	(人)	0.907	0.707	0.880	0.920	0.914	0.936	0.941	0.933	0.945	0.944	0.947
	女	(人)	0.093	0.293	0.120	0.080	0.086	0.064	0.059	0.067	0.055	0.056	0.053
消費支出	(円)	300,936	180,578	216,952	237,229	255,084	272,841	296,276	325,663	350,967	395,386	478,387	
保健医療	(円)	13,414	9,301	11,778	13,118	12,318	12,769	12,959	13,628	14,124	15,614	18,528	
医薬品	(円)	2,414	2,063	2,351	2,406	2,381	2,272	2,280	2,301	2,542	2,598	2,950	
健康保持用器具	(円)	1,121	739	1,127	1,221	1,034	919	1,016	1,001	1,180	1,282	1,685	
保健医療用品・器具	(円)	2,223	1,285	1,651	1,976	1,942	2,276	2,331	2,357	2,417	2,835	3,163	
保健医療サービス	(円)	7,656	5,214	6,648	7,515	6,961	7,302	7,332	7,969	7,985	8,900	10,730	
保健医療サービス支出/消費支出	(%)	2.54%	2.89%	3.06%	3.17%	2.73%	2.68%	2.47%	2.45%	2.28%	2.25%	2.24%	

出所： 総務庁統計局『全国消費実態調査』2009年より作成

③授業料

授業への支出額は保健医療サービスへの支出比率を超える4.2%に達している。その背景には、わが国における教育への公的関与の低さが存在している（教育に対する公的支出の対GDP比はOECDの平均が1.1%であるのに対して、日本のそれは0.5%にすぎない。また図表6も参照）。

(4) 女性の賃労働者化と家事の外部化

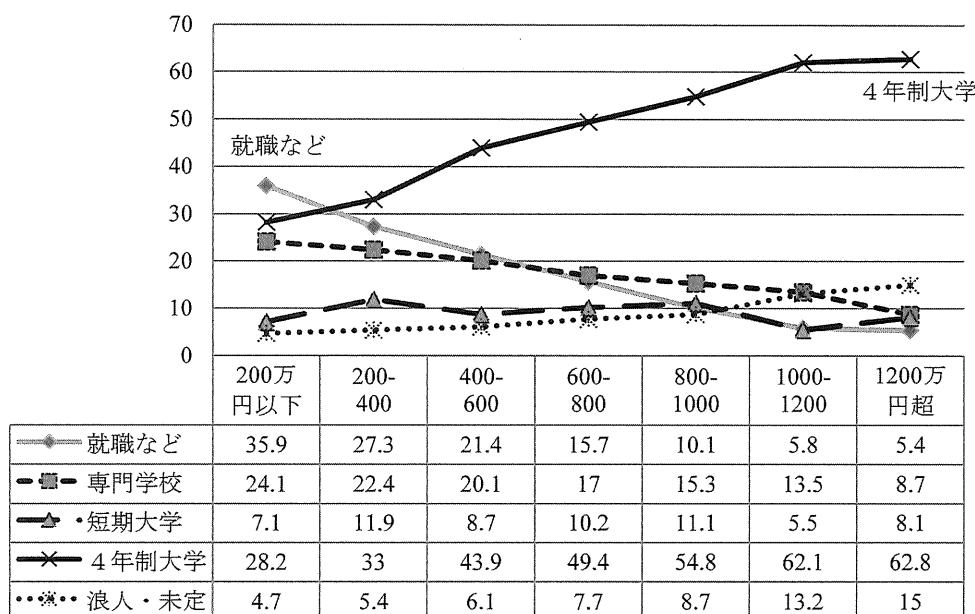
①女性の賃労働者化：家事労働の外部化

調理済み食品の購入は「財」項目に含まれるが、これらの商品の利用には、電子レンジや、より大型の冷蔵庫などといった耐久消費財の購入がつきものである。その購入は必然的に修繕費＝「サービス」消費支出の増大を伴う。また、家庭内での食事作りは外食によって代替され、労働スキルの高度化による生き残りをかけ、英会話スクールに通うなどの教養娯楽サービス利用の増大も、ここに含まれる。

②女性の賃労働者化は旧来のくびきからの解放に直結するのか

それでは、こうした家事労働の外部化は、女性労働者を家庭内労働の唯一の担い手としての重荷から解放するのであろうか。外部化された家事労働を代替する主体ならびに女性がどのような所得階層に属するのかによって結果は異なって表れる。代替される家事労働の担い手は大きく分けて二つ挙げられよう。すなわち、公的機関と資本の二つである。資本によって商品化されれば、所得階層の違いは商品価格には反映されず、したがって、所得に余裕がなければ女性は再び家庭内へと引き戻され、家父長制的家族の維持機能の担い手として社会的労働から再び排除される。そうなれば、女性は再び両者の労働すなわち賃労働と家庭内労働の両者を担わなければならない。「女が社会的生産労働から締めだされて私的な家事労働に局限されたままでいるあいだは、女の解放や、男女の平等の地位は不可能であり、今後も不可能で

図表6 両親年収別の高校卒業後の進路（所得階級7区分）%



出所：東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター『高校生の進路と親の年収の関連について』2009年7月31日，p.3, 図表2

あろう、ということである。女の解放は、女が大きな規模で生産一般に参加することができ、家事労働がわずかしか女をわざらわさないようになるときにはじめて、可能になる¹⁶⁾」。

(5) 「サービス」生産と財生産における生産性上昇率の違い

「サービス」範疇に属する品目の生産性上昇速度は財生産部門より相対的に遅く、これが「サービス」商品の価格を相対的に高くさせているものと考えられる。逆に言えば、「サービス」支出の消費支出に占める割合が高まっているということは、それだけ財生産の生産性が高まっていることの証であり、工業生産の衰退を示すものではない。

まとめ

① 「サービス」支出の増加は、耐久消費財の増加と相対している。また、医療費高騰の一因が医療機械の高額化であることからもわかるように、「サービス」の提供には、もう一方で多量の財が必要とされる。

② 「サービス」支出項目の腑分け作業なしに「サービス」支出の増加を「豊かさ」と結びつける通俗的な主張にのっとった消費社会論が与えるものは幻想にすぎない。

③ 「サービス」消費増大の原因について、「消費のための一般条件」すなわち「社会资本論」の範疇で蓄積されてきた研究の成果を融合させながらの検証作業が必要となろう¹⁷⁾。

注

- 1) 山崎正和『柔らかい個人主義の誕生——消費社会の美学』中公文庫、1987年、172頁
- 2) もっとも三浦自身が同調する「一般的な時代感覚」はわれわれの「一般的な時代感覚」とはだいぶずれているようだ。「一九九〇年代以降、若者のフリーター、

無業者の増加が問題になったが、その一つの理由は、若者が仕事を通じて自分らしさを表現したいと思うようになったという点」で、この「自分らしさ主義」をつくりだしたものは消費社会だと三浦は言う。対象の中身を詳細に観察することなしに現象のみを、いやその現象さえも観察することなしにこう言ってのける三浦の「時代感覚」こそが問題である。同上、126頁

- 3) 三浦展『第四の消費』朝日新書、2012年、201頁
- 4) 同上 64頁
- 5) Daniel Bell, *The Coming of Post-Industrial Society*, New York: BasicBooks, 1973 (内田忠雄訳『脱工業社会の到来』ダイヤモンド社、1975年)
- 6) 石崎唯雄『日本の所得と富の分配』、東洋経済新報社の1983年および渡辺雅男『階級政治!』昭和堂、2009年を参照。
- 7) 同上 p. 59, 第32表参照。
- 8) Richard A. Walker, "Is there a service economy? The changing capitalist division of labor", *Science and Society*, 49(1), Spring, 1985, pp. 64-65
- 9) 水谷謙治『現代の『サービス』に関する基礎的・理論的考察(上)』『立教経済学研究』第43巻第3号、1990年、100-101頁
- 10) Walker, *op.cit.*, p. 48
- 11) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie*, S. 432 (高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』第Ⅲ分冊、大月書店、470頁)
- 12) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*, MEW, Bd. 13, S. 616, (大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス=エンゲルス全集』大月書店、1966年、612頁)
- 13) 姉歯曉「「生産・消費のための共同社会的一般条件」の解体と資本への包摶」『駒澤大学経済学論集』45(1), 2013年9月参照
- 14) 『日本居住福祉学会』の「目的」より(同学会HP, <http://www.geocities.jp/housingwellbeing/page8gakkainituite.html>, アクセス2012年3月23日
- 15) K. Marx, *Grundrisse der Kritik der Politischen Ökonomie*, S. 432 (高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』第Ⅲ分冊、大月書店、470頁)
- 16) Ebd., S. 158 (高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』第Ⅲ分冊、大月書店、161-162頁)
- 17) 前掲、姉歯「「生産・消費のための共同社会的一般条件」の解体と資本への包摶」参照

(あねは あき 所員 駒澤大学)

特集Ⅱ

現代日本の貧困とその打開に向けて

在宅ワークによる母子世帯の母親の就労支援と貧困問題

高野 剛

母子世帯の母親は働いているにも関わらず、貧困である。本稿では、在宅ワークによる母子世帯の母親の就労支援と貧困問題を中心に検討する。

I 母子世帯の貧困の実態

母子世帯がどれくらいいるのかについて、厚生労働省が2011年11月に実施した「全国母子世帯等調査」を見てみると、123万8000世帯と推計されている¹⁾。「全国母子世帯等調査」では、母子世帯とは、「父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」と定義されている。

2011年の「全国母子世帯等調査」によると、母子世帯になった理由は、「離婚」が80.8%、「死別」は7.5%、「非婚」は7.8%となっており、離婚が最も多い。「死別」が減少傾向にあるのに対して、2011年調査では「非婚」が「死別」よりも多くなっている。同調査では、母子世帯の平均年間収入は291万円、母親自身の平均年間収入は223万円、母親自身の平均年間就労収入は181万円である。また、母子世帯の母親の預貯金額は、「50万円未満」が47.7%と最も多い。同調査では、母子世帯の80.6%が就業している。働いている母子世帯のうち、「正規の職員・従業員」が39.4%、「パート・アルバイト等」が47.4%、「不就業」が15%となっている。「正規の職員・従業員」の場合の平均年間就労収入は270万円であるが、「パート・アルバイト等」は125万円である。「副業している」と回答した母子世帯は6.9%であり、副業収入は「50万円未満」が67.0%である。同

調査では、養育費を受けたことがない母子世帯は全体の60.7%であり、養育費の取り決めをしていない母子世帯は全体の60.1%である。養育費の取り決めをしていない理由で最も多いのは、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が48.6%，次いで「相手と関わりたくない」が23.1%である。養育費を現在も受けている又は受けたことがある母子世帯のうち額が決まっている世帯の平均月額は、4万3482円である。

厚生労働省が「国民生活基礎調査」をもとに発表しているひとり親家庭の相対的貧困率は、2006年が54.3%，2009年が50.8%，2012年が54.6%であり、ひとり親家庭の2世帯に1世帯は貧困であることが分かる。母子世帯で生活保護を受給している世帯は、11万5793世帯（2013年1月）であり、児童扶養手当を受給している世帯は、98万6670世帯（2012年3月）である。母子世帯で生活保護を受給している世帯が少ないので、現行の生活保護法に補足性の原理があるため、生活保護の受給にあたって親族からの扶養が優先されたり、児童扶養手当などの他法他施策優先が行われたりするためである。

II 母子世帯の母親の就労支援

離婚件数は、厚生労働省の「人口動態統計」によると、年々増加の傾向にあったが、2002年の28万9836組をピークに減少しており、2011年は

23万5719組にまで減少し、2012年には23万7000組となっている。離婚件数の増加に伴い児童扶養手当の受給者も年々増加しており、1962年に15万4387世帯であったのが、2001年には75万9194世帯に増加している。そこで、2002年11月に、母子及び寡婦福祉法と児童扶養手当法を改正（2003年4月施行）し、支給開始から5年で半額を限度に支給額を削減（一部支給停止）することと、就業による経済的自立を目標とするといった自立条項が導入されることになった²⁾。ただし、児童扶養手当の5年間支給後に半額を限度に支給額を削減するという点は、病気や障害などで就労が困難な事情がないにも関わらず、就業意欲がみられない者に限るとし、2007年12月に凍結となった³⁾。このため、2008年4月からは、5年間受給後は半額に支給額が削減されるが、就労証明書などの証明書類と適用除外事由届出書を提出すれば継続支給できるようになった⁴⁾。

そもそも児童扶養手当の削減と就労による自立支援に重点を置く政策へと転換するようになったのは、2002年3月に、母子家庭等自立支援対策大綱が策定されてからである⁵⁾。具体的には、①子育て・生活支援、②就業支援、③養育費確保支援、④経済的支援の4本柱から構成されている。まず、①子育て・生活支援とは、保育所の優先入所の法定化やヘルパー派遣による子育て・生活支援や母子自立支援員による相談支援などがある。母子自立支援員は、かつての母子相談員を名称変更し、業務内容も職業能力の向上や求職活動支援が追加された⁶⁾。かつては都道府県に配置されていたが、市町村や福祉事務所にまで拡大して配置するようになった。2012年度に母子自立支援員は1622人いるが、そのうち非常勤職員が1200人で大半を占めている。次に、②就業支援とは、母子自立支援プログラム策定事業、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費）などがある。母子自立支援プログラム策定事業とは、2005年より福祉事務所などに自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手

当受給者と面談して個別の自立支援プログラムを作成することで自立を支援する事業である。自立支援教育訓練給付金とは、雇用保険法の教育訓練給付の受給資格のない母子世帯の母親に、医療事務や介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）など雇用保険制度（教育訓練給付）の指定教育訓練講座の受講費用の一部を給付している。2012年度の支給件数は1234件で、就職件数は880件である。高等技能訓練促進費とは、看護師や介護福祉士などの国家資格を取得するため、2年以上養成機関で修学する場合に市町村民税非課税世帯は月10万円、市町村民税課税世帯は月7万500円が支給され、入学支援修了一時金として市町村民税非課税世帯は5万円、市町村民税課税世帯は2万5000円が修了時に支給される⁷⁾。2012年度の資格取得者数は3821人で、就職者数は3079人である。資格取得者のうち看護師が1481人で准看護師が1580人であり、准看護師は中学校卒業でも2年で資格取得が可能であるが、日勤のみで働く職場が少ないため、親族と同居しているなど夜勤ができる母子世帯でないと常勤雇用で働くのは難しい。また、③養育費確保支援は、養育費相談支援センターの設置や専門相談員の配置などである。さらに、④経済的支援とは、児童扶養手当の支給や母子寡婦福祉資金の貸付などがある。

ここで母子家庭等就業・自立支援センター事業について、詳しく見てみると、2003年より都道府県・政令指定都市・中核市で実施されるようになったが、実際には全国母子寡婦福祉団体協議会や社会福祉協議会などへ委託して実施されている。2013年より父子家庭の父親も対象となった。2012年度時点で全国に107カ所ある。母子家庭等就業・自立支援センターでは、①就労支援事業、②就業支援講習会等事業、③就業情報提供事業、④母子家庭等地域生活支援事業、⑤在宅就業推進事業が行われている。まず、①就労支援事業では、就業相談、就業促進活動（求人開拓）、研修会の開催が行われている。次に、②就業支援講習会等事業では、就業準備・離転職セミナーの実

施、起業家支援セミナーの実施、就業支援講習会（習熟度別）が行われている。また、③就業情報提供事業では、メールや郵便での情報提供や情報紙の発行など母子家庭就業支援バンクが行われている。さらに、④母子家庭等地域生活支援事業では、母子生活支援施設等の巡回指導や養育費の取り決めの相談が行われている。最後に、⑤在宅就業推進事業は、2008年度より母子世帯の母親が在宅ワークで就労するための事業として開始された。2009年には国の安心こども基金から250億円が地方自治体に配分されて、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業となった。在宅ワークで働いている母子世帯の母親は、NPO法人あごらの調査によると、「2009年3月時点での平均月額収入2万7853円、作業時間91.6時間、1時間当たり304円」⁸⁾であり、最低賃金以下の労働条件で働いている。NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむが2010年に独自に行った調査では、週23時間（月92時間）程度働いて得られる月収3万円程度の在宅ワークについて、「主な仕事としてやりたい」が2.8%（8人）、「副業としてならやりたい」が39.6%（112人）、「やりたくない・できない」が51.6%（146人）であった⁹⁾。多額の予算を使って母子世帯の母親に在宅ワークの仕事をするよう支援しているが、在宅ワークのような低収入の仕事では自立するどころか逆に生活できるだけの十分な収入を稼ぐことができず、ワーキングプアを増大させてしまっている可能性がある。

III 在宅ワークによる就労支援

子育てで外に働きに出ることが困難な母子世帯の母親が、育児と仕事の両立を図ることができるようになるため、在宅ワークの就労支援をしている。具体的には、先述の母子家庭等就業・自立支援センター事業で、2008年度より在宅就業推進事業が開始された。2009年度補正予算でこども安心基金から250億円を積み増して、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業が創設され、①業務の開拓、②参加者の能力開発、③業務処理の円滑な

遂行などを行う地方自治体の事業に対して助成を行うことになった¹⁰⁾。

事業内容について見てみると、まず①業務の開拓とは、業務Aと業務Bの2類型を想定し業務を開拓している。業務Aとは、DTP編集など無理なダブルワーク等の解消につながるレベルの月6万円程度の収入が得られる業務であり、業務Bとは、生活の維持や将来の教育費支出等に備えるレベルの月3万円程度の収入が得られる業務とされている。次に、②参加者の能力開発とは、パソコンの使い方などの基礎技能を身につけるための基礎訓練と、在宅ワークの仕事を実際にしながら実務的な技能を身につける応用訓練を実施しており、訓練期間中は受講者に訓練手当が支給される。具体的には、業務Aでは、6ヵ月の基礎訓練（1日3時間）で月5万円支給し、12ヵ月の応用訓練（週1回程度）で月2.5万円支給となっている。業務Bでは、6ヵ月の基礎訓練（1日2時間）で月3万円支給し、12ヵ月の応用訓練（2週間に1回程度）で月1.5万円支給となっている。訓練の方法は、e-ラーニングによる在宅訓練とスクール形式の研修を組み合わせて実施している。さらに、③業務処理の円滑な遂行とは、発注企業と在宅ワーカーの仲介役として、成果物の品質管理をしたり、仕事を在宅ワーカーに振り分けたり、在宅ワーカーの相談支援などをしている。在宅ワークの仕事としては、データ入力やDTP編集、翻訳やホームページ作成などのパソコンを使った仕事があるが、パソコンを使わない衣類のリフォーム・リメークなどの仕事もある¹¹⁾。

当初は2011年度末まで実施する予定であったが、2011年度と2012年度の補正予算で実施期限の延長を行い、2013年度末まで実施することになった¹²⁾。2013年4月現在の実施状況は、45都道府県市区で実施され、事業終了分も含め約170億円の執行を見込んでいる。2013年3月末までに事業を終了した21自治体（24事業）では、募集人員2749人に対し、6387人の応募があり、訓練開始時に2801人が参加した。応募者の81.8%と訓練受講者の85.1%が母子世帯、24事業を受

託した民間団体のうち 19 団体が株式会社である。総事業費は 55 億 9000 万円、基礎訓練を修了して応用訓練へ進んだ 2294 人のうち応用訓練を修了した者は 2034 人であり、就職者数が 412 人、在宅ワーク従事者数が 756 人である。自治体によって人数を把握できていない場合もあるが、参加者 1 人当たりに要する費用の平均は、訓練開始時では 199 万 4000 円、訓練修了時では 274 万 6000 円になる。また、訓練修了翌月から 3 カ月間の在宅ワークの平均月収は、2013 年 4 月時点の調査で 1 万 6367 円であり、「5000 円以下」が 59.3%、「3 万円以下」が 81.7% である。事業終了後も、自治体や民間団体が独自に在宅ワークの就労支援を継続することを目標としているが、大半が在宅ワークの就労支援を継続できていない状況である¹³⁾。

NPO 法人しんぐるまざあず・ふおーらむの赤石千衣子理事長は、在宅ワークの仕事をするために受講しているというよりは、訓練手当が目的の受講生もいると指摘している。例えば、「関東圏内で在宅就業支援の講座を受講した 50 代の女性は、『ワード・エクセルの初步の内容で、ほとんど知っていたので楽だったが、受講費用が出るので夜の仕事の代わりにアルバイト感覚で受講した。まわりもほとんどバイト感覚の人が多かった』『事前説明では職の紹介などがあるという話だったが、こちらから強く要望してようやく事情も知らない男性による面接が 1 回あっただけ。最後に宣伝チラシをつくる仕事が紹介されたが、サイトから素材を拾ってきて作れという内容で、1 枚 1000 円だったが 1 日がかりの仕事になると思って断った』とスキルアップに役立つどころか仕事にもつながらなかった」¹⁴⁾ という指摘である。

このようなことから、社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会が、2013 年 8 月に発表した中間まとめ（ひとり親家庭への支援施策の在り方について）では、「地理的に不利な条件にあり、養成機関に通えない者の教育訓練と就業機会の提供の観点、ひとり親の子育てとの両立やキャリアアップの観点、多様なライフスタイルの下での時間的なメ

リットの観点等から在宅就業支援を活用すべきであるといった意見がある一方、在宅就業は賃金が安く、雇用形態が不安定であること、在宅就業支援事業には費用対効果の面からも検証が必要であることなどの指摘もあることから、在宅就業支援に係る検証について検討が必要である」¹⁵⁾ と報告された。これを受けて 2014 年 3 月より、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会が開催されることになり、同年 8 月に報告書が発表された。

報告書によると、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、「その趣旨は有意義であったが、一部の事業者を除いて費用対効果が低い結果となり、このままの形での継続は妥当でない」¹⁶⁾ と評価されている。しかしながら、今後の在宅ワークによる就労支援の在り方については、ひとり親家庭にとって在宅ワークは有効な働き方の一つであると捉えて、これまでに蓄積したノウハウを活用しながら、問題点を改善して実施するべきと提案されている。改善の内容は、①地方自治体や民間団体に対する具体的な数値目標の設定、②民間団体の適切な選定や民間団体に対する補助金の検討、③パソコンの使い方などの基礎的な技能については他の支援策を活用、④訓練手当の支給の見直し、⑤中学校卒業や高校中退のひとり親への学び直しの支援策の検討、⑥公的機関からの優先発注や発注企業に対するインセンティブ付与の仕組みの検討、⑦在宅ワークだけでなく他の支援策を組み合わせて実施することなどである¹⁷⁾。

しかしながら、報告書では在宅ワーカーの労働保護法の必要性については提案されていない。労働保護法がないため、無理な納期やノルマで長時間働いても労働時間の規制がなく、体を壊して病気になってしまって労災保険や健康保険の傷病手当金は受給できず、在宅ワークの仕事がない時の雇用保険も受給できない。在宅ワーカーは最低賃金以下の収入で働いているにも関わらず、家内労働法の最低工賃制度のような報酬単価の最低基準の定めがないままになっている。このため、障害者が在宅ワークで働いている場合は、障害基礎年金（1

級8万500円、2級6万4400円）と在宅ワークによる収入だけでは生活できないため、配偶者や同居の親族の収入によって何とか生活を維持している状態である。母子世帯の母親が在宅ワークで働いている場合も、児童扶養手当（全部支給4万1020円）と在宅ワークによる収入だけでは生活できない。同居の親族がいる場合は、同居の親族の収入で生活することも可能であろうが、同居の親族がいない場合はパートタイム労働など複数の仕事を掛け持ちしなければ生活できない状態である。障害者が在宅ワークの仕事をしている場合も生活できる収入でないことを考えると、在宅ワークの報酬単価の最低基準を規制するような労働保護法が必要である。在宅ワークによる就労支援で自立するようになるどころか、多額の税金を使ってワーキングプアを増大させてしまっている。在宅ワークによる就労支援を継続するのであれば、在宅ワークの労働保護法が早急に必要である¹⁸⁾。

注

- 1) 全国母子世帯等調査は5年おきに調査されているが、2011年調査では東日本大震災の影響により岩手県と宮城県と福島県は調査を実施していない。
- 2) アメリカでは、1996年にAFDC（要扶養児童家庭扶助）からTANF（貧困家庭一時扶助）への福祉改革を行った。これにより支給が5年までに限定され、就労していない場合は支給停止となった。
- 3) 児童扶養手当法第14条に、「受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るために活動をしなかつたとき」と規定されている。
- 4) 2006年には、児童扶養手当の国庫負担率が、3/4から1/3へ引き下げられている。2010年8月より父子家庭も児童扶養手当を受給できるようになった。
- 5) 2003年7月に就労支援強化を目的に母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法が制定され、8月に施行された。2008年3月までの時限立法であるが、都道府県は国の基本方針に基づいて母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定することとなっており、地方公共団体の責務や民間事業者への協力要請、国の関連機関の連携、国会への報告義務などが盛り込まれた。
- 6) 2014年10月より、母子及び寡婦福祉法の一部改正が行われ、母子及び父子並びに寡婦福祉法と法律名を名称変更し、母子自立支援員は母子・父子自立支援員と名称変更することになった。

- 7) 赤石千衣子『ひとり親家庭』（岩波新書、2014年）の234頁によると、市町村民税非課税世帯の場合、「2003年から、①最後の1/3期間14万1000円→②後半の1/2期間14万1000円→③全期間14万1000円→④3年間10万円→⑤2年間10万円」と変遷し、求職者支援制度と合わせた金額になっている。
- 8) NPO法人あごらが2010年3月に「母子家庭の母に対する在宅就業支援ブロック別研修会」で配付した資料（在宅就業の現状と在宅就業推進に向けて）および蓮村美香子「これは『貧困ビジネス』だ！ひとり親家庭を貧困に追いやる在宅就業支援」『週刊金曜日』第807号、2010年7月、33頁より引用。
- 9) NPO法人しんぐるまざあず・ふおーらむ『母子家庭の仕事とくらし③』2011年の22頁を引用。
- 10) ひとり親家庭等の在宅就業支援サイト（<http://www.hitoroya-zaitaku.jp/>）も開設されている。
- 11) コールセンター業務など雇用契約の仕事も含まれている。例えば、大阪府では委託を受けた一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会が株式会社かんでんCSフォーラムへ再委託してコールセンター業務の教育訓練を実施している。
- 12) 2013年度末以降も訓練期間中である場合は、訓練開始から最大18ヵ月まで実施可能である。
- 13) 事業実績のデータについては、厚生労働省ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会での配付資料及び議事録を参照。http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshikatei/index.html
- 14) 赤石千衣子の前掲書の198-199頁を引用。
- 15) 社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方にに関する専門委員会の中間まとめの14頁より引用（<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Shakaihoshoutantou/0000016213.pdf>）。
- 16) 厚生労働省ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会報告書（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000054737.pdf>）。
- 17) 「平成27年度厚生労働省予算概算要求の主要事項」（2014年8月26日）の28頁には、「在宅就業推進事業の充実を図る」と明記されている（<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15syokan/dl/02-01.pdf>）。
- 18) 高野剛「私の視点：ひとり親家庭——在宅ワークの保護法作れ」『朝日新聞』2014年9月20日朝刊、15面と、高野剛「私の視点：在宅ワーク——長時間・低収入法整備急げ」『朝日新聞』2010年1月7日朝刊、15面を参照。

（たかの つよし 所員 立命館大学）

特集II

現代日本の貧困とその打開に向けて

貧困解決のための社会政策

布川 日佐史

拡大・深化する貧困に対抗するには、生活困窮者自立支援法には限界がある。生活保護を利用しやすくし、自立支援を権利として保障することが貧困解決の社会政策の土台である。その上で、良い雇用の再分配を検討しなければならない。

はじめに

「貧困解決のための社会政策」という大きな題をいただきました。貧困対策の基本課題は、失業や高齢などのリスクに直面したときに貧困に陥るのを予防する防貧政策と、すでに貧困状態に陥っている人に対して生活を保障し、貧困からの脱却を支援する救貧政策とをしっかり噛み合わせ、両方を充実させることです。

先進諸国では1990年代末から、生活保障のための金銭給付を優先するのではなく、ワークフェアやアクティベーションという原則をもとに就労支援を優先すべきという流れになってきました。日本では2000年代になって派遣労働のあり方が問題になり、年越し派遣村の運動があり、政権交代による政策の転換がありました。

こうしたなかで二つのことが目指されてきました。一つは、失業をしても貧困に陥らないためのセーフティネット作りです。第二のセーフティネットを作り、貧困の手前で支えるというイメージです。もう一つは、生活保護そのものを利用しやすいものに改め、受給者がお金を受け取るだけでなく、日常生活を支え、社会的なつながりも回復しながら、自尊心を持って元気に生きられるよう自立を支援するという方向です。生活保護を利用しやすくし、自立を支援できる制度にしようという議論が、厚生労働省の生活保護のあり方に関

する専門委員会で行われ、2004年にこうした方向の提案が出ました。この二つの動きが結局どうなったか。両方とも、中断・挫折したというのが現時点での私の評価です。『貧困研究』の第12号（2014年7月）に特集を組みましたので、ご参照頂ければ幸いです。

昨年12月6日、生活困窮者自立支援法が国会で成立しました。貧困に陥るのを防ぐ第二のセーフティネットづくりを目的にしていたのですが、結局、全国知事会や全国市長会などの要望もあって、すでに生活困窮に陥っている人を生活保護の手前で支えるという、だいぶ性格の違うものになりました。すでに貧困に陥ってしまっている人が生活保護に行かないようにするための法律という面をもっています。生活保護法も同時に改悪され、親族の扶養義務等にかかわって利用抑制を強めることになってしまいました。権利としての自立支援保障を制度化することはできませんでした。

こうした動きを批判しつつ、今後新しい道をどう切り開いていくのか、広い視野の、新しい視点からの議論が必要になっています。

I 貧困の拡大・深刻化と最低生活基準

金銭給付か就労支援かという論点をめぐっては、就労支援優先原則が強まっています。家賃も払えないし、職安に行くにも交通費が無い人に、

生活の給付をしないで、まずは就労を支援するということにどれだけ現実性があるのでしょうか。残念ながら生活困窮者自立支援法には、生活保障のための金銭給付の措置はありません。正確には、後で説明するように形のうえではあるのですが、実際に生活を保障する機能はありません。また就労支援・生活支援サービスの仕組みを作るという視点から見ると、財源保障があやふやな状況になっています。生活保護基準が引き下げられ、利用が制限されている下で、新たな対人援助サービスをどう位置づけて、どう発展させていくのか、検討課題になっています。

(1) 所得格差と貧困の拡大・深刻化

まず、日本の貧困の深刻さを確認しておく必要があります。広く使われている等価可処分所得中央値の50%という相対的所得貧困のグラフを見ると、97年を境に貧困基準（貧困線）の金額が下がっていることがわかります（図1）。相対的貧困基準は97年には年収で149万円でしたが、2012年には122万円にまで落ち込みました。貧困ラインがこれほど大きく下がっている国は他の先進国にはないでしょう。相対的貧困ラインが年額で27万、月額で2.25万円も下がったというのは、貧困の苛酷さが増しているということです。きわめて深刻な状況です。消費を削減しどうにか暮らしているわけですが、借金により家計破綻に陥る人も少なくありません。この20年間にこうした状況が生まれてきたのです。この問題をたんなる数字の議論としてではなく、リアルに、またトータルに問題提起してゆかなければならぬと考えています。

いま貧困対策として必要なのは、漏れの無い所得保障制度をどう作ってゆくかです。一時、生活保護受給者の増加が問題とされました。今216万人台で停滞、減りだしています。貧困率が16%であるのに対して、生活保護受給者216万人で、比率にすると1.6%にすぎません。10分の1です。膨大な漏れがあります。基礎研の場で議論したいのは、所得再分配の問題です。格差是正の

表1 セーフティネット改革

防貧	社会手当づくり	・失業手当、住宅手当の制度化は中断
	生活困窮者自立支援法	・金銭給付ではなく、自立支援・就労支援が基本
救貧	生活保護法「改正」	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用しやすく・自立支援を」という改革は挫折 ・申請手続きを厳格化 ・扶養義務者・親族への圧力を強化 ・受給者管理を強化 ・指導指示・制裁直結の就労指導の再強化

ためには、当初所得そのものの分配の改善も必要です。それからもう一つ、貧困から脱却する支援対策というのをどう作っていくのか。これらが大きな課題となっています。

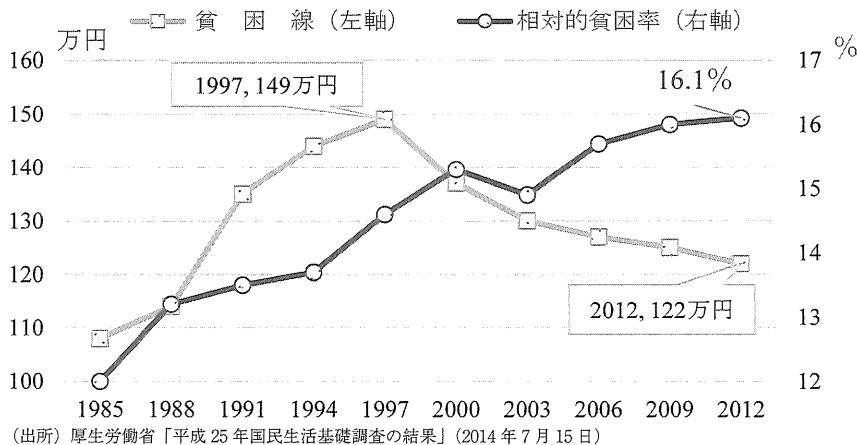
(2) 所得・消費減少に合わせて

生活保護基準を引き下げてよいか？

国民全体の所得が減少し、それにあわせて消費も切り詰められてきたなかで、この間起きた問題が生活保護基準の引き下げです。生活保護基準を引き下げると社会全体の社会保障の基準、最低賃金、年金、課税最低限、非課税限度額、就学援助、等々に連動します。引き下げるべきでないと批判が高まり、昨年まではどうにか基準が維持されてきました。ただし、現行の生活保護基準額を決める「消費水準均衡方式」すなわち、一般世帯の消費の60%台に生活保護基準をあわせる、あるいは所得階級第1・十分位世帯の消費水準にあわせるという決定方式をとる限り、参照世帯の生活水準が下がってくると、生活保護基準を下げないといけないことになります。

所得と消費が下がり、物価も下がっている中では、社会の基盤になる生活保護基準が保障する実質購買力を維持すべきです。厚生労働省も、実質購買力は維持すると言っています。しかし問題は、実質購買力をどう測るかです。今回の引き下げの根拠とされたのは、生活保護世帯が消費する費目を取り出してCPI（消費者物価指数）を計算

図1 貧困線低下と貧困率上昇



すると、4.78%ほど下がっているというデータです。総務省によれば、その時期のCPIは1.2%の下落です。生活保護世帯にとって4倍物価が下がったことになります。厚生労働省による計算の恣意性、特異性は明らかです。統計の専門家からもっと大きな批判をして頂きたいと思っています。静岡大学の上藤先生が批判的な論文を発表していますし、中日新聞記者の白井さんが全国の研究者に声をかけ、ご自身も本を出しています（『生活保護削減のための物価偽装を糾す』あけび書房）。

保護基準の切り下げによって、すでに生活保護の世帯には大きな影響が出ています。所得の減少が消費や生活構造に及ぼす影響は階層によって違いますが、低所得世帯のなかでも、特に、生活保護を受ける世帯というのは、預貯金等の資産を持たずには暮らしています。入ってきたお金を使い切って暮らすので、バッファがないわけです。そのなかでの給付金額の切り下げです。大きな問題が起き始めています。しかし、その実態については、まだまだ分析が足りません。

II 生活困窮者対策の展開

では、生活困窮者にどういった生活保障がおこなわれているのでしょうか。

(1) 臨時福祉給付金、生活保護「改正」

恒常的な制度ではありませんが、消費税率の8%への引き上げの見返りとして、臨時福祉給付金が給付されました。たった1万円で実質的な効果はありません。ただし給付対象となる住民税世帯単位非課税の人は2400万人という膨大な数にのぼります。住民税非課税基準は、生活保護基準に準拠しています。大都市地域では、単身で年収100万円、夫婦世帯で年収160万円、夫婦と子ども一人で年収200万円ほどです。主婦や学生も収入が無ければ住民税非課税ですが、夫や親が住民税を払っていればこの中には入りません。こうした人を除き、世帯全体の年収が基準を下回る人々が2400万人いるのです。住民の20%近いということになります。この数値を念頭に置く必要があります。

次に、生活保護についてです。受給者がなお増え続けているというイメージを変えていただきなければなりません。2012年におきた生活保護受給者へのバッシング以降、利用者の総数は216万人で頭打ちです。低年金・無年金の高齢受給者は増えていますが、稼働年齢層や母子世帯の受給者は増えていません。社会から排除される風潮が強まり、受給者が肩身の狭い思いをして暮らさざるをえなくなっています。生活保護を必要としながら漏れる人々がますます大きくなっています。

(2) 生活困窮者対策の二分化

新たに制定されたのが生活困窮者自立支援法です。生活困窮者を、生活保護を必要としている「要保護」の人と、「要保護になる恐れのある人」という二つの層にわけ、「恐れのある人」には生活困窮者自立支援法で対応して、生活保護に陥らなくてすむようにしようということになりました。「要保護になる恐れ」の基準は、住民税世帯単位非課税基準となる予定です。その人たちの中で、「要保護」の人は新制度の適用外となります。世帯単位住民税非課税基準は先に述べたように生活保護基準とほぼ同じですから、所得だけみると、生活困窮者のほとんどが要保護ということになります。ただし、生活保護には厳しい受給要件があり、預貯金が最低生活費の半分以上であったり、自家用車を所有していたりすると要件を満たさないと判断されます。それゆえ現在は生活困窮者の多くが要保護と認められません。しかし、生活保護の運用が変わって、現金預金、自動車の保有が認められれば、多くの生活困窮者は要保護と認められるはずです

生活困窮者自立支援法を作るときには、社会的排除や孤立を無くすという議論がされてきました。経済的困窮だけでなく、生きづらさを抱えている人、孤立している人、ゴミ屋敷で暮らしている人、引きこもりの人、そういった人々への支

援が念頭に置かれていたのです。しかし、制定された法律では、孤立をしている人や引きこもっている人も、親に収入があれば、世帯単位では課税されていることになり、原則の上では支援の対象になりません。運用にあたって、どこまで生活困窮者を広くとれるかが一つの課題です。

(3) 生活困窮者自立支援法の諸事業

生活困窮者の支援というからには経済給付があるかといえば、創設されるのは住宅確保給付金だけです。これは、離職をした人が住居を失うおそれがある場合は、生活保護における住宅扶助と同額を給付するというものです。離職者という限定があって、しかも期間は原則三ヶ月ですから、経済給付はないと言ってもかまいません。

生活困窮者への支援の中心は、寄り添い型の援助による問題解決です。2005年から、生活保護における自立支援プログラムが開始され、釧路市などがモデルになって、生活保護受給者の人に、社会的なつながりの場、生きがいを持てる場、就労につながる場などを作り出していました。ただしこれは、生活保護で生活を支えた上で自立支援をする取り組みです。金銭給付を伴わない援助として、コミュニティソーシャルワーク事業があります。若者支援や学習支援も始まり、それらを統括するモデル事業として、湯浅誠さんの提唱によ

表2 生活困窮者支援法における諸事業

支援事業	対象者要件	支援内容	国庫負担
自立相談支援事業 (必須事業)	具体的な所得・資産等の要件は定めない。	生活と就労に関するワンストップ型の相談、一人ひとりの自立支援型計画	3/4
住居確保給付金 (必須事業)	現行の住宅支援給付事業の支給要件を基本	就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付	3/4
就労準備支援事業 (任意事業)	世帯収入が住民税非課税相当以下であること。	就労に向けた日常・社会的自立のための訓練	2/3
一時生活支援事業 (任意事業)	世帯収入が住民税非課税相当以下であること。	住居喪失者に対し支援方針決定までの間衣食住を提供	2/3
家計相談支援事業 (任意事業)	具体的な所得・資産等の要件は定めない。	家計再建に向けたきめ細かな相談・支援、家計再建資金貸付の斡旋	1/2
学習等支援事業 (任意事業)	地域の実情に応じ、事業実施主体が対象者を設定。	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援や保護者への進学助言を実施	1/2
就労訓練 =「中間的就労」	具体的な所得・資産等の要件は定めない。	直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成	なし

(出所) 厚生労働省「新たな生活困窮者支援制度の創設」(2014年8月)より

り、パーソナルサポート事業が内閣府の下で展開されてきました。こうした寄り添い型支援が多く分野で取り組まれてきました。では、これによって生活困窮を解決できるでしょうか。

生活困窮者の自立支援事業については、自立相談事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習援助事業、就労訓練事業が来年の4月から始まります。すでに多くの自治体がモデル事業に取り組んでいますが、自立相談事業と住宅確保給付金制度は、すべての自治体に義務づけられています。その他の事業は各自治体の判断によって任意で始めていくということになっています。自立相談支援事業については、各自治体が直営あるいは委託の形で相談支援事業所を設置します。就労準備支援事業や就労訓練事業は自立相談支援のなかの就労支援につながるもので、一時生活支援事業はホームレス状態の人に対して、家計相談支援事業は超過債務に陥っているような人たちへの支援を想定しています。子どもの学習支援は、学生ボランティアをまきこむ形の事業です。

これらの事業がどれだけ内実のあるものになるのかはまだわかりません。自治体の中の担当部署さえまだ決まっていないところがたくさんあります。そもそも、国の予算もまだ決まっていないのです。

(4) 生活困窮者自立支援の課題

コミュニティソーシャルワークや地域福祉という立場からこの制度を作ろうとしてきた人たちの構想は、社会福祉協議会とか社会福祉法人が中心になってこの相談支援事業を受託し、自治体と協力しながら支援をしていくというものです。問題だと思うのは、ともすれば、生活困窮というものが見えてこなくなってしまうことです。地域の社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、民生委員、ボランティアの方々が支援活動のなかで生活困窮者に出会った時に、「この制度は生活保護の手前で支える制度だから、申請せずにどうにか支えましょう」と、フードバンクなど

も活用しながら努力する。けれども結局病気になったり、病気だということがわかったりして、医療費が払えないということでやっと生活保護につながる。そういった事例がこれまでにもあります。生活困窮という事実がはっきりわかっているときに、すみやかに生活保護申請を援助することが大切です。

相談支援事業の成果を何によって評価するかは、まだはっきりしていません。目に見える、数字で測れる成果にこだわれば、どれだけの人を就労させたかという話になってしまっててしまう。自立相談支援事業でも就労相談員が配置されることになっています。ふたをあけると、多くの自治体の支援事業を大手の派遣会社が委託していた、ということになる可能性もあります

この制度によって、生活保護の手前でどれだけの援助ができるか、生活困窮を解決できるかが問われています。生活保護はイメージが悪くされましたから、積極的に生活保護を使いたいという人はほとんどいません。ですから、生活保護の手前で何らかの援助を行い、支えながら生活保護につなげていくことができれば、この制度も意味をもつでしょう。しかし現状では、生活保護を受ける手前の壁になってしまっていう危険性もあります。そこがどうなるかは、各自治体による制度の運用によって大きく変わってきます。自治体として20%近くの生活困窮者がいる事態をどれだけ受けとめるかが問われています。反面、重みを受けとめざるをえない自治体ほど、生活困窮者自立支援の事業を実施できないという現実もあります。というのも、国家責任が明確な生活保護と違って、国庫負担率が低く設定されています。生活困窮者が多い自治体は住民税非課税世帯が多い自治体であり、事業を実施するのに必要な独自財源が不足しているからです。

III 貧困解決のための社会政策

最後に、貧困解決のための社会政策の実現という主題に戻ります。生活中困っている人に、いき

なり就労支援から始めるというのは、無理なやり方だと思います。働く意欲というのは、最低限の生活の安定や心身の健康回復があって、はじめて出てくるものです。生活に困窮し切羽詰って働くかしないといけないというモチベーションに依存する就労支援はリスクを高めてしまいます。

生活困窮者自立支援法の諸事業では、生活困窮を解決することができません。生活保護で支えるしかないのでです。生活保護を利用しやすく改善しなおさなければなりません。自動車保有などの資産要件を緩和してゆくべきです。成人した子供が自分の親を扶養する義務についても、できるだけ緩めるのが先進各国共通の流れです。この流れに反して親族の扶養義務を改めて強化しようとする日本の現状は、再転換しなければなりません。また現行の生活保護制度では、「稼働能力活用要件」つまり、働ける者は働いていないと生活保護を受けられないという条件がついています。しかし、仕事が無くて生活に困っている人に対して、「働いていないと生活保護を受けられない」という要件を適用することはできません。この点については、20年ほど前の訴訟で、働きようがない場合には、「働いていないとはみなさない」という微妙な言い回しで要件を満たすと判断することになりました。しかし、これも結局は解釈次第です。稼働能力活用要件を廃する必要があります。

社会政策全体では、所得再分配の機能を正常化し、強化することが必要です。日本では、税や社会保障で取られる分と返ってくる分を比べると、所得の低い人については支払の方が多くなっています。逆機能だと、大沢真理さんや阿部彩さんらが批判してきました。累進制の強化や富裕税の導

入、また、住宅手当・児童手当の充実が課題です。

さらに、雇用そのものをどうするかをもっと大胆に議論しないといけないと思っています。良い雇用を再分配するということを、大きな枠組で議論できればいいと思います。ワークシェアリングの議論では、中流の人が損をしてでも短時間の人とか失業している人に仕事を分け与えようといった、労働者の中での分け与えの議論だけで終わってしまいました。そうすると当然反発が出るわけです。労働者の取り分の中だけの分かち合いではなく、企業と社会を巻き込んで良い仕事をどれだけ作り出すのかという形での再分配について、徹底した議論がいるのではないでしょうか。

もう一つ、就労が可能だけれども生活に困っている人への支援サービスをどう作り上げるのか、という課題があります。高齢者や障がい者などへの生活支援サービスについては、制度が作られてきましたが、就労可能だけれども生活に困っている人に対する支援の仕組みはまだできあがっていません。生活保護の場合に特徴的にみられる、これをしないと保護を切るという制裁をちらつかせながらの指導というのは、この支援サービスにはそぐいません。対人援助サービスは、援助する側と援助される側の両者で作り出すものであり、その生産性や効率は、援助される側の自主性と援助する側の専門性にかかっています。こうしたことをどれだけきちんと理論立てていきながら援助サービスの具体的なしくみをつくるかを、しっかり議論してゆく必要があります。

(ふかわ ひさし 法政大学)

特集Ⅱ

現代日本の貧困とその打開に向けて

布川報告へのコメント

北島 健一

布川報告に対して2点ほどコメントさせていただきます。

生活困窮者支援制度のような困窮者を支援する運動そして制度はヨーロッパ諸国でも作られています。むしろ長期失業の問題など、問題の深刻さは日本よりも早く現れたことから、制度としては80-90年代から作られてきました。

そのような制度の一つに、社会的企業と呼ばれている事業体があります。社会的企業というのは、総称的に使われている呼称であり、事業収入を強調するものやソーシャルイノベーションを強調するもの、民主主義的なガバナンスを強調するものなど、いろいろな規定があります。それらを最大公約数的に規定すると、社会的目的を、ビジネスの手法も用いながら解決していくということになるでしょう。社会的目的は、概ね3つの分野に分かれていて、その一つが就労支援の分野です。そしてその分野の社会的企業を、研究者は労働統合型社会的企業（WISE）と呼んでいます。労働を通して社会への統合を実現していくというのがその真の意味です。

ヨーロッパでは、WISEは、そのような実践を作り出してきた運動なり団体が、公的な支援を求めて行政に働きかけて、制度化してきたという経緯があります。イタリアで10年ほどの歳月をかけてやっと1991年に社会的協同組合という社会的企業が制度化され、その後、これを手本としてヨーロッパ各国で制度化されていきます。アジアでは、韓国で1999年に制定された（2000年10月施行）国民基礎生活保障は自活共同体という制度を導入して、一種の社会的企業を導入していま

すし、また、2007年7月には、イタリアの社会的協同組合の体系に似た、「社会的企業育成法」が施行されました。

ところが、日本の場合は、運動団体の側から、社会的事業所の要望や、労働者協同組合法など、社会的企業の制度ないしそれに関連する制度制定の運動が根気よく進められているにもかかわらず、いまだにそれらについては実現していません。また、生活困窮者自立支援法では、「生活困窮者就労訓練事業」という形で規定されていますが、それについては、国の補助も何もついておらず、政府は慎重な姿勢を示しています。

布川報告は「3. 貧困解決のための社会政策」のなかで、「漏れのない生活保障」、「所得再分配対策、格差是正対策」、「雇用構造の改善」、「貧困の要因の除去・貧困からの脱却のための援助サービスの制度化」の4つを挙げていますが、このような社会的企業の制度化には触れていません。社会的企業の「制度化」には、事業体の中で困窮者もそうでない人も共に働くという、「人々の関係づくり」という要素が含まれており、社会そのものを強化するという意味合いがあります。それに対して、報告で言われている「生活保障」や「援助サービスの制度化」は、個々人の生活（経済、日常生活、社会生活、就労）を細切れにして処遇するという致命的な欠陥を持っています。

以上、社会的企業の制度化の必要性、就労自立・日常生活自立・社会生活自立の分断の問題点を指摘しておきます。

（きたじま けんいち 所員 立教大学）

小特集

現代グローバリゼーションと帝国主義

特集によせて

2014年5月17日に開かれた基礎経済科学研究所現代資本主義的研究会では、「現代グローバリゼーションと帝国主義」のテーマのもとに、平野健（中央大学）「現代帝国主義を考える視点と課題」、徳永潤二（獨協大学）「2000年代の世界的な金融脆弱性の高まりと国際通貨ドルの内生的供給」の2つの報告とそれに基づく討論が行われた。

今回の世界金融危機・世界経済危機 が意味するもの

2007年初頭からのサブプライムローン金融危機は、2008年9月のリーマンショックを経て、証券化商品を大量に買い込んでいた世界中の金融機関を瞬く間に金融危機に引きずり込んだ。しかもこの世界金融恐慌・金融危機は、GMやクライスラーの経営破綻に端的に示されたように、消費者への過大な信用供給で企業業績をかさ上げしてきた実物経済に対してただちに壊滅的な作用を及ぼした。「経済の金融化」から最大の利益を引き出してきた米国経済の突然の収縮は、米国への輸出拡大とそのための国内設備投資の急増で2000年以降急成長を遂げてきた新興諸国（BRICs）や東アジア諸国にも深刻な経済的打撃を与えた。欧米を中心に、大規模金融機関を救済するためにToo Big To Fail（TBTF）政策が全面的に発動されたが、ギリシアなどでは金融危機は政府そのものに対する信用不安、いわゆるソブリン危機を惹起するにまで至った。冷戦体制の崩壊以降の現代資本主義経済を歴史的に特徴づける「経済の金融化」と、それを主導することによって自らの世界的な霸権を強化し成長を遂げてきた米国経済が、大きな転換点にさしかかっていることは明らかである。

資本主義企業にとって世界の意味を 変えつつある経済のグローバル化

今回の世界金融危機とそれによって惹起された世界経済危機の同時性、国境を越えた危機の波及・伝播のスピードは、改めて現代資本主義がグローバル経済段階に入っていることを再認識させるものであった。情報・通信革命という技術的な基盤のうえで成立している経済のグローバル化は、24時間世界中で投機活動をくり返す「金融資本」（レーニン・ヒルファディングの概念の再検討は不可避）の支配する金融世界で際立っている。

だが、進行しつつある経済のグローバル化は、先進国も含めて、世界の国々において圧倒的多数の労働者・勤労者を雇用しているモノづくりや流通、消費、運輸、情報、個人・企業向けの多様なサービス供給部門を、そしてこれら実物経済・流通経済、消費経済に足場をおく産業資本・商業資本・サービス資本をもつかまえている。これらのグローバル企業にとって、世界はもはや自らの出自である本国からのたんなる輸出市場、世界市場、すなわち外需ではない。それらの存在は、進出先で工場や現地法人、支店や営業店を設立し、現地の住民を大量に雇用するという意味では、現地資本とならぶ「国内資本」の一部なのである。世界的な規模での生産の集積を実現し、現代の情報・通信技術を駆使して、地球的規模で最適地生産原理を行使しうるようになったグローバル企業にとって、越えられない国境は存在しない。グローバル企業の共通の欲求は、世界を自由な企業活動、すなわち自由に搾取が行いうる共通の経済空間にしたてあげることであり、それがグローバリゼーションと表裏一体となって新自由主義が世界を席捲している究極の根拠である。

グローバル企業の利益と 国民経済的利益との対立

経済のグローバル化は、上述のように経済主体である現代の資本制大企業が自らの無制限の利潤拡大欲求に基づき生み出してきた経済関係である。だが社会構成体は、土台、すなわち経済的諸関係だけからなっているのではなく、政治的上部構造によっても構成されている。経済のグローバル化が進行している現代資本主義においても、というよりは、国連憲章において民族自決権と国民国家の独立・自己決定権が国際的に承認され、それが制度的に確立された第二次世界大戦後の現代では、世界経済は、政治的主体である国民国家が総括する各国の国民経済によって構成されている。それぞれの国民国家は、経済諸関係がその枠組みのもとでとり結ばれる独自の広範な社会的諸制度を構築しており、市民、企業を問わずあらゆる経済主体は、国家によって一方で強制的に租税を課され、他方で何らかの公共サービスを享受している。

国民生活は、言うまでもなくこの国民国家によって政治的に総括されている国民経済の基礎上で行われている。各国民政府が経済政策運営を行う舞台はこの国民経済であり、国民の生活の動向を規定する国民経済単位の景気動向に対して、国家財政と金融政策諸手段が発動される。国民国家の政治権力の担い手が選挙を通じて選出されるかぎり、政治的指導者たちが、国民経済の成長、発展を目標に経済運営を行うのは当然であろう。だが、経済のグローバル化は、明らかに本国を出自とするグローバル企業の利益と国民経済的利益との深刻な乖離、矛盾を生み出しつつある。輸出主導型の成長体制を志向していた時代には大企業からのトリクルダウンを何らかの形で国民は期待した。だが、現代では、グローバル企業の現地法人の生産・売上の拡大、雇用の拡大は、進出先の国民経済の成長、すなわちGDPや国民所得の増

大要因ではあっても、外資系グローバル企業の本国の国民経済の拡大要因ではない（投資収益の本国への還流はひとまず度外視）のである。

霸権主義の後退とリージョナリゼーション・ローカリゼーション

ところで、これらの国民国家は、資本制企業が地球的規模での共通の搾取空間の創出をめざしているのとは異なり、現時点では、地理的・歴史的諸条件に規定されながら、EU、NAFTA、メルコスール、ASEANに見られるように、国民国家は、地域的な共同的利益をめざす経済的な連合体としてのリージョナリゼーションあるいはローカリゼーションの方向を歩んでいるように見える。

大局的な見地からすれば、米国の世界経済に占める位置の歴史的な低下は明白であり、それは今後さらに加速することが予想される。ドルが、そう遠くない時期に、唯一の基軸的国際通貨の位置を失うことは確実であり、そうなれば米国が軍事力の行使を中心に霸権を追求したくともできなくなるであろう。他の先進資本主義諸国や台頭しつつあるBRICs、さらには長らく大国による経済的不利益を強制してきたアジアや中南米の諸国が、霸権国家米国の弱体化に呼応して、地域的な共同利益を求めて独自の経済圏を確立しようとしているのはなぜか。現在の、この地域的な経済的連合が、2度の世界大戦に導いた帝国主義列強によるブロック経済化と異なることは明らかである。経済的主体としての資本レベルでのグローバリゼーションの動きと政治的主体としての国民国家レベルでのリージョナリゼーションの動きとの関連を、どう捉えるべきか、現代資本主義論としては避けて通れない理論問題の一つであろう。

(米田 貢 所員 中央大学)

*本小特集は諸事情により前号と今号にまたがる形となっております。徳永氏の報告については、本誌第135号をご参照下さい。(編集局)

小特集

現代のグローバリゼーションと帝国主義

現代帝国主義を考える

平野 健

はじめに

昨年5月17日、拙稿「現代グローバリゼーションと帝国主義¹⁾」(以下、平野(2013)と記す)の内容を研究会で報告させて頂いた。本稿は研究会での討論をふまえて、改めて平野(2013)の論旨を明瞭にし、出された疑問に答えることを課題とする。

平野(2013)は、新自由主義的グローバリゼーションをどう考えるか、とりわけWTO、IMF、TPPなどの国際機関や貿易協定が持つ内政干渉的な性格、アフガニスタン・イラク戦争の意味、あるいはナオミ・クラインが『ショック・ドクトリン』²⁾で描いているようなアメリカの世界各地への介入をどのように理解すべきかという動機から書かれている。私の結論はこれらをレーニンが分析した帝国主義の成長した姿として把握することが妥当だというものである。

I 帝国主義の歴史的变化を どう整理するか

(1) 3つの領域による整理

帝国主義とは、直接には国家の対外的権力行使(対外支配行動)であるが、その行為を突き動かしているのは国家権力を握っている階級の経済的利害である。様々な時代の帝国主義を「国家の対外的権力行使」という抽象的普遍(共通性)に解消することなく、その時代の経済構造および経済的利害から説明する必要がある。

同時に对外的権力行使の具体的な形態は、国際

政治領域の構造や力関係によって制約を受ける³⁾。その要素は複雑であるが、まず大きく次の2つの要素、すなわち「帝国主義列強同士の勢力圏争奪をめぐる関係」と「列強国と勢力圏との間の支配をめぐる関係」に区分できる。各列強国は前者によって自国の勢力圏の場所と範囲を規制され、後者によって勢力圏に対してどのような権力形態で経済的利害を実現するか/できないかを規制される。そして、これら政治領域における制約条件は経済的土台とは異なる独自の歴史的区分をもっている。

こうして帝国主義の歴史的諸形態は大きくは経済と政治の2領域、政治の中では列強間関係と列強-勢力圏関係の2領域、合計3つの領域から規定される。これら3領域の歴史的变化を概観したものが表である。以下、この表を見ながら説明する。

(2) 経済的動機の段階区分

重商主義時代から今日までの、資本主義時代の帝国主義の経済的動機の歴史的变化は次のように段階区分できる。

①重商主義時代：主体は絶対王政と結びついた前期的商業資本。その利害は遠隔地貿易。南北アメリカやアジアに対して特産品(金・銀・砂糖・綿・カカオなど)のヨーロッパへの供給が求められ、アフリカにはその労働力たる黒人奴隸の供給が求められた。

②自由競争段階：主体は綿工業資本。その利害は綿製品の大量生産。南北アメリカやアジアに対して綿製品の購買、原料(綿花)の供給、およびそれらの運輸に必要な鉄道敷設が求められた。

表1 帝国主義の3領域の歴史的変化

15世紀	重商主義	绝对王政と結びついた 前期的資本の過隔地貿易		特产品的安定供給	植民地体制の開始	各国ごとの 勢力圏拡大 衝突と戦争
		自由貿易 帝国主義	相対的 順調期	大量生産される 錫工業製品の輸出		
19世紀初頭	新 帝国主義	停滞・ 過剰資本 堆積期	・軽工業製品の輸出 ・資本輸出 ・鉱山資源の確保 ・以上の囲い込み独占	軽工業製品 の市場 および 鉱山資源 と農産物 の供給地	「公式帝国」を 含む拡大 「公式帝国」化 =植民地併合 への傾向加速	植民地併合の過熱 領土的分割の完了 第1次世界大戦 再 分 割 開 戦
19世紀末	IMF=GATT 体制	相対的 順調期	大量生産される 重化学工業製品の輸出 (ケインズ主義的 ブロック経済圏)	(鉱山・農場・ インフラ建設 への資本輸出)	米製 重化学工業製品の 輸出市場 ---米優位の崩壊---	欧日先進諸国 の対米從属化 植民地独立 「公式帝国」消滅 ウェストファリア原則の普遍化 「非公式帝国」のみの帝国主義
第二次世界大戦	現代 グローバリ ゼーション	停滞・ 過剰資本 堆積期	・先進国市場の争奪 ・生産拠点の途上国移転 ・新興市場の争奪 ・投機による利権	生産拠点 ↓ 新興成長市場	相互参入 雇用の柔軟化 貯蓄と財政の収支等	先進国 勢力圏の経済的機能 途上国 勢力圏の経済的機能 勢力圏に対する権力行使の形態
1970年代						米ソ冷戦 冷戦崩壊 米国一極軍事霸權 勢力圏争奪競争の進展
今日			新進国における生産と消費の矛盾 その突破策と調整 帝国主義の経済的本質			

③新帝国主義段階：主体は多様な部門の独占資本。19世紀末から過剰資本の堆積による大不況が発生し、これに対応するために資本は独占形成、資本輸出、新部門（重化学工業）形成に乗り出し、またこれらを司る部門としての金融業が産業に対する優位を築いた。南北アメリカ、アジア、アフリカに対して旧来通りの軽工業製品の購買と原料供給に加えて、重化学工業に必要な鉱物資源の確保、資本輸出（運河、鉄道、鉱山経営など）とその利権の確保などが求められ、激しい国際競争に耐えるべくそれらの条件の独占的掌握（囲い込み）が追求された。

④ケインズ主義段階：主体はアメリカの重化学工業の独占資本、その利害は重化学工業製品の大生産である。重化学工業製品の大生産が可能なのはケインズ主義体制（安定的な賃金・雇用関係、社会保障制度、財政金融政策）が整備された先進国のみであり、欧日先進国に対してケインズ主義体制の採用、閉鎖的勢力圏の解体、ドル体制下の自由貿易が求められた。途上国に対する要求は旧来通り。

⑤新自由主義段階：主体は多様な部門の独占資本。20世紀末から過剰資本の堆積による長期停滞が発生し、これに対応するために資本はグローバルなレベルでの独占形成、資本輸出、技術革

新・新部門形成に乗り出し、これらを司る部門としての金融業が産業に対する優位を再構築した。先進国は製品市場、資本輸出先としての役割を相互に求め合い、途上国に対してはまずは低コストの生産拠点として、次いで新興成長市場としての役割が求められた。両者共通して「構造調整政策」（貿易と投資の自由化、規制緩和、民営化、緊縮財政など）の徹底が求められている。

以上のような理解はレーニンの見解とどのような関係にあるだろうか。レーニンは「帝国主義とは資本主義の独占段階である」と言うが、その主語はあくまで当時の最新の帝国主義のことであって帝国主義一般ではない。つまり一般論として帝国主義が独占資本主義にしか発生しないと言っているのではなくて、いま問題にしている眼前の帝国主義の階級的本質が独占資本主義にあると主張しているのである⁴⁾。上記の整理はレーニンのこのような理解と矛盾なく合致する。

その上で上記の理解とレーニンの見解との違いは、当時の帝国主義を突き動かした動因を「独占成立」にではなく「過剰資本の堆積」に見出し、むしろ「独占成立」もこの「過剰資本の堆積」から発生したものと理解するところにある。このように捉えた方がレーニンの見解を「不正確だが近似的な真理」として継承しつつ、その後の2つの

段階の歴史的变化をも首尾一貫した形で説明することができる。

(3) 列強国間の勢力圏争奪関係

帝国主義列強国は自らの経済的利害を実現するためにその勢力圏を拡大しようとする。列強間の勢力圏争奪の関係は、基本的に「勢力圏拡大→衝突→戦争による決着→敗者退場」というプロセスの進展である。重商主義時代から19世紀末までは、ポルトガル、スペイン、オランダ、イギリス、フランスなどの諸国が個別的に勢力圏の獲得・拡大を進めており、その地域が重複する場合には戦争などで決着をつけた。その結果、海軍の強いイギリスが最大規模の勢力圏を獲得した。

19世紀末に植民地併合への勢いが増して地球の領土的分割が完了すると、これ以降は再分割、すなわち一方の勢力圏拡大は他方の縮小という形にならざるを得ず、これは戦争を頻発させ、列強諸国は合従連衡（軍事同盟化）しつつ、世界規模の戦争を第一次世界大戦、第二次世界大戦、米ソ冷戦の3次にわたってたたかった。この過程で自立的な列強国は第一次大戦時の5~6国から第二次大戦中の3国、戦後の2国、そして1991年以降の1国へと絞り込まれていった。

この「絞り込み」については、次の2点を述べておく。第1に、戦争は、それが総力戦になればなるほど、敗戦国は壊滅的状態に追い込まれ、戦勝国は敗戦国の将来を規定する強力な権能を持つようになる。第一次大戦後、ドイツは連合国によって勢力圏の没収、再軍備禁止、高額の賠償金を課され、オーストリア=ハンガリー帝国やオスマントルコ帝国は分裂・解体した。第二次大戦後はドイツや日本は占領によって国家の構造をアメリカの戦後戦略に沿うように再編され、イギリスやフランスも戦後の路線を大きく制約されるようになった。このようにして列強国的一部は脱落し、また国家構造の再編を余儀なくされ、より少数へと絞り込まれてきた。

第2は、第二次大戦後のアメリカにとって欧日先進国は、勢力圏争奪戦の相手から勢力圏に取り

込むべき対象に変わったことである。フォードシステムによって重化学工業の大量生産体制をいち早く確立したアメリカは1930年代から重化学工業製品の輸出市場を求めており、その解決策を第二次大戦中の連合国へのレンドリースに見出した。戦後のIMF-GATT体制は自国製品の輸出を狙いとした通貨ブロック兼自由貿易圏であるという点では戦前の英スタークリング・ブロックと相似形であり、これを成立させるためにアメリカは援助と協定を通じて欧日各国の内政に介入し、また旧勢力圏の解体を積極的に推し進めた。

第二次大戦中には戦後構想として米英ソ共同覇権が探求され、これは国連安保常任理事国体制に具体化されたが、戦後にソ連が東側諸国を独自勢力圏として囲い込む動きに出たことでこの構想は破綻し、米ソ冷戦へと移行する。米ソ冷戦とは何よりもまず閉鎖的勢力圏への分裂とその対抗戦争であった。1989年の冷戦崩壊、1991年のソ連解体により、1914年以来続いた「長い帝国主義戦争=勢力圏再分割戦争」が終わり、対抗勢力なきアメリカの一極覇権が確立する⁵⁾。

(4) 列強国-勢力圏間の支配関係

列強国は先に第2項で見てきたような利害をどのような方法で途上国に押しつけてきたのか。その権力行使の形態について見るなら最大の歴史的变化は次の点にある。すなわち、重商主義時代から新帝国主義段階までは植民地支配、半植民地、政治的に独立しつつ金融的に従属している国々など多様な形態が併存したが、20世紀後半にほとんどすべての植民地が独立を果たし、公然たる植民地支配が事实上皆無となったことである。

西欧では近代的な国際関係の雛形となる「ウエストファリア体制」が17世紀半ばに成立するが、この原則が適応されるのは先進国に限定された。そこには途上国・地域に対する差別意識もあるが、その差別意識の土台として途上国・地域にはこのような国際関係を結ぶ前提条件が欠けていたことがある。すなわち国内を統合する最高権力主体（外交の主体）の未確立であり、西欧諸国の要

求と接合可能な経済構造の不在である。そうした政治経済構造に自らの経済的要求を押しつけるために植民地支配という形態が採用された。

ここから翻って考えれば、20世紀後半に植民地独立が可能となった背景には、一方では民族独立運動の高まりによって植民地支配のコストが増大し、その正当性維持が困難になったことがあるが、他方では植民地国への政治経済構造の発展によって列強側の要求を植民地支配抜きでも実現できる条件が現れてきたことがある。そしてこの両面とも植民地支配が促したものである。すなわち列強諸国は途上国に製品市場と原材料供給を求めてきたが、それは途上国経済の近代化（近代的所有と商品経済の浸透）を促し、それに伴って政治的上部構造の近代化（近代的な法と権利の観念の浸透）が促され、そこから、一方では「国民国家の形成と民族の独立」という理念が現れ、他方では途上国の政治的独立を認めても列強国が求める役割を引受け得る条件が現れてくる。いわゆる「新植民地主義」である。

このような意味で民族独立＝植民地体制の崩壊は帝国主義が途上国に強制した「発展」の帰結である。しかし、このように理解することは民族独立運動の進歩的意義を低めるものではないし、逆に帝国主義による植民地支配を「発展を促した」として免罪するものでもない。帝国主義による支配が歴史の進歩と矛盾せず重なりあう場合もあること、そしてその場合でも帝国主義による支配を不当なものとして非難する権利があること、この2点に自覚的であることは戦後の日本や今日の新興工業化国の経済発展を考える上で注意しておかなければならない点だと思う。

第二次大戦後の盟主アメリカについて言えば、中南米などをすでに勢力圏として固めていたこと、重化学工業製品の輸出という点では途上国よりも欧日先進国の勢力圏化に経済的利害の重点があつたこと、旧植民地の独立を承認する方が英スタートリング・ブロックをはじめとする旧秩序を解体して国際秩序をアメリカに都合よく再編する上でも有利であったなどの事情があり、20世紀後

半の植民地独立はアメリカによる霸権の強化と矛盾しなかった。

II 現代帝国主義の特徴

以上の3つ領域での歴史的展開をふまえて現代帝国主義を次のように特徴づけることができる。現代の帝国主義は、その階級的本質から言えば、資本主義の新自由主義段階、すなわち重化学工業を基軸にした戦後の高蓄積が制限にぶつかり、過剰資本の新たな吸収領域の創出を積極的に模索している、そういう発展段階の資本主義である。個別資本は激しい競争を生き抜くために徹底したコスト削減、多国籍化、M&A、技術革新（新市場・新部門の創出）を追求し、先進国に対しては世界トップ企業が国籍に関わりなく市場シェアを奪えるようにすることを、途上国に対しては低コストの工業生産拠点となり、さらに重化学工業製品の新興成長市場となることを求めており、以上の狙いを果たす政策として「構造調整政策」を自国・他国の別なく徹底するよう要求している。

こうした世界を作るためにアメリカはIMF・世界銀行・WTOなどの国際機関による介入、NAFTAなどの自由貿易・投資協定、それらのための外交交渉、親米政権への支援、軍事介入と謀略活動などを推進してきた。また1989～91年の冷戦崩壊により、アメリカに対抗する勢力が消失してアメリカの一極霸権が成立したことにより新自由主義に対抗的な理念が自信を失い、旧東側国など「構造調整政策」が強制される地理的範囲も拡大した。こうして、1990年代半ばにはアメリカ霸権という帝国主義の現代的形態が一応の完成形として現れる。

III いくつかの論点

(1) 独占資本が主体ではないのかという疑問

私が帝国主義の経済的根拠を独占に求めるレーニン説を修正したことに対して、帝国主義を推進する支配的主体は独占資本ではないのかという疑問

が寄せられた。

独占成立以降、国家権力を握っている階級は資本家一般ではなく独占資本家である。その意味では独占資本主義段階ではあらゆる政策の支配的主体は独占資本である。しかし「独占資本だから帝国主義」という論理がどのようにして言えるのだろうか。レーニンは「自由競争には民主主義が、独占には政治的反動（したがって植民地併合）が照応する」と考えたが、20世紀の民主主義の発展（労働三権、社会権、公民権運動、フェミニズムなど）を知っている今日から見ればそのまま承認することはできない。もうひとつ考えられる論理は「独占資本は（特別な事情がなければ）恒常に過剰資本を抱え込み、停滞期長をもたらす。それを克服するために財政金融政策や対外進出を必要としており、帝国主義政策はこの対外進出をサポートするもの」という論理であろう。これは確かに有力な独占資本主義論のひとつであるが、この論理に従えば20世紀のダイナミックな発展が例外的事象として扱われることになる。私はそのような取り扱いに説得を感じていない。

現代もまた独占資本主義であり、そこでは経済的にも政治的にも支配的主体は独占資本であるが、だからと言ってあらゆる現象を独占概念から発生させなければならないと考えるのは先駆的な先入観である。その発想ではむしろ「資本」と「独占」との概念上の混乱が避けられないし、独占段階以前から見られる諸現象（帝国主義もそれに含まれる）を独占概念からどう説明するのだろうか。

(2) アメリカ霸権を過大評価しそうではないか

アメリカによる霸権を過大評価しそうではないか、むしろすでに解体に向かっているのではないかという意見も寄せられた。

平野（2013）で描いたアメリカ霸権とは、帝国主義列強による勢力圏争奪戦の中でアメリカが最終的勝利者となり、その後、今までその対抗者は不在であるという事実である。これに対して、このアメリカ霸権がどの程度その支配を貫けてい

るか、また安定的であるかは別の問題である。

なぜなら、まず第1に、勢力圏に対する支配があればその反作用として独立・自立をめざす動きが勢力圏の中に現れ、支配と自立をめぐる政治が（勢力圏争奪の対抗者がいるかいないかという問題とは別に）展開されるからである。加えて第2に、アメリカによる一極霸権がいったん確立されても、独自の勢力圏を確保し拡大せんとする国家群が今後出現する可能性が消滅してしまうわけではない。現在のところ、中国とEUがその潜在的候補と目されており、いずれも当面はアメリカの世界霸権と大きく利害が矛盾しないのでアメリカの霸権を承認しながら自国の独自利害を追及する形をとっているが、将来どうなるかは不確定である。政治的な支配関係とは、いったん確立したら不動のものに固化するというわけではなく、むしろそれに反発する動きを首尾よく抑え続ける努力によって維持・再生産されるものである。国際秩序をめぐる「無極化」「米中霸権」「多極化」など議論の多様さと定説の不在はこうした政治的力関係の複雑さを反映している。

他方、現在のアメリカの影響力の大きさを軽視したり、すでに過去のものになったかのように扱ったりすべきではない。とりわけアメリカの突出した軍事力とドルが持つ基軸通貨国特権がいまだ揺らいでいないことは見過すことができない。また経済的な矛盾が2008年世界金融恐慌のような形で爆発したこと自体、世界の主要地域がアメリカ中心に組織してきたことの反映でもある。ここにはアメリカ霸権の脆弱性と同時に、霸権国が他ならぬアメリカであることが示されている。

(3) ここで描かれているのは突き詰めれば「資本と国家」ではないのか？「帝国主義」という用語を使う積極的意味はあるのか？

平野（2013）で論じられているのは、資本主義国家は常に資本の要求を実現すべく対内的にも対外的にも権力を行使するということである、そうであれば「資本」と「国家」という用語があればいいのであって「帝国主義」という用語

は必要ないのではないか、という疑問がだされた。これは私も繰り返し自問した論点であった。

第一に、国家による対外的な権力行使がどこまで可能かは、他の列強国や勢力圏との力関係の中で決まってくるので、すべての国家がいつでも行えるわけでも、また行ってきたわけではない。帝国主義にはより上位の帝国主義国に従属しつつも下位の弱小国群に支配を及ぼすという重層的な構造もあるが、このことを視野に入れてもなお、どの国家もいつでも対外的に権力行使できるわけではないという事実を考えるなら、「帝国主義」を「資本と国家」に解消するわけにはいかない。

第二に、国家の現実の動きがどうであれ、近代国際法は対内（国民・領土）支配の至高の権限を国家に認め、そうであるが故に他国の国民・領土に対する支配権を相互に否認する（民族自決権）という構造を持っている。他方、このような国際法にも関わらず、現実の国家は資本の要請に応えてたえず対外的にも権力をふるおうとしてきた。

「帝国主義」という用語は、近代国際法の原理と現実の国家のふるまいとの不一致を明るみに出し、批判する用語として用いられてきた。このような不一致は「資本と国家」が存在する限り続くであろうが、この不一致を批判し、もって国際法の発展を促すという課題を引き受けるのであれば「帝国主義」概念は引き続き有用であり続ける。

(4) 現代帝国主義は国民国家の枠組みを超えるつあるのではないか

現代帝国主義を捉えるにあたって国民国家体系を前提にしすぎではないか、現実にはグローバルな規模での（とりわけ米欧間の）資本家ネットワーク、権力ネットワークが形成されていて、国民国家の枠組みをはみ出しているのではないかとの意見があった。これは「新しい中世」論や帝国主義ではなく<帝国>論⁶⁾で出されている「近代からポスト近代への移行」という論点を含むものである。この移行がすでに完了しているとはとうてい思えないが、国際的な資本家ネットワークの形成についての研究の蓄積が進んでいることや

IMF や世界銀行などの国際機関の役割が増大していることを考えると、その過渡が始まっているのではないかという視点からの検討はなされるべきであろう。しかし、先行研究も事実も評価を下せるほどにサーベイできていない。また平野（2013）で念頭におかれているのは 2000 年代半ばまでの世界であり、2008 年世界金融恐慌あるいは 2009 年オバマ政権成立以降、大きな変化が見られるのかという点についてもまだ評価を下せていない。ともに今後の課題としたい。

注

- 1) 高田太久吉編著『現代資本主義とマルクス経済学経済学は有効性をとりもどせるか』(2013年、新日本出版) 所収。
- 2) Naomi Klein, *The Shock Doctrine; The Rise of Disaster Capitalism*, 2007, Henry Holt and Co., 邦訳は 2011 年、岩波書店から。
- 3) 以上はレーニンの考え方とも一致している。レーニンは「段階」論を採用して眼前的帝国主義をその経済的動機で以前のものと区別して説明し、その経済構造の改造抜きに支配階級に帝国主義政策を放棄させることはできないと主張したが、同時に帝国主義政策がどこまで実現されるかは政治的力関係に依存しており、「金融資本の支配する時代に民族独立は不可能」とする見解を「経済主義」（経済決定論）として批判した。
- 4) 現代を「グローバリゼーションの時代」と捉えることは広く行われているが、この捉え方も資本主義のこれまでの歴史にグローバリゼーションの時代が一度もなかったと主張するものではない。同時に「資本はコスモポリタンである」という抽象的普遍の指摘に終始していても現代グローバリゼーションの理解は何一つ進まない。今日においてグローバリゼーションを推進している要因は何かを「段階」論的に分析する必要がある。レーニンの主張はそういうものである。
- 5) また第二次大戦中の連合国間、および冷戦期の米ソ間に於ける「協調・共存をおりまぜながらの対抗・駆け引き・戦争」こそ、レーニンがカウツキーを批判しながら描いた「超帝国主義」の姿であり、この点でレーニンの洞察は長期にわたって妥当した。
- 6) 田中明彦（1996）『新しい「中世」—21世紀の世界システム』日本経済新聞社、アントニオ・ネグリ＝マイケル・ハート（2003）『<帝国>』以文社。

（ひらの けん 所員 中央大学）

投稿論文

20世紀におけるソビエト型経済の成立・終焉と21世紀の社会主義展望

青柳 和身

I 課題

本稿でいうソビエト型経済とは「生産手段」と規定された財の公有化にもとづく経済体制であり、体制維持のために「生産手段」の範囲とその管理様式を一元的に決定する政治組織を社会的公的指導機関とする経済体制のことである。この体制は「社会主義」または「現存社会主義」と呼ばれたが、それは、現実の経済体制が資本主義を生産力に凌駕するまでには至っていないにせよ、資本主義と対抗的存在可能な別種の生産関係であり、資本主義と同等以上の長期存続力をもつてゐるという想定がそのように呼ぶことを可能にしていたからである。しかしその体制が資本主義のような長期存続力をもたず、20世紀という時代的枠内でのみ成立し、終焉したという事実¹⁾は、その体制を社会主義と呼ぶ経済的根拠が失われたことを意味する。ソビエト型経済を歴史的に研究した塩川は、社会主義の理念とその運動の現実的帰結としての体制がその理念からある程度乖離したとしても、「理念・運動・現実（社会体制）」という歴史的関係にもとづいて「社会主義」と呼ぶことは妥当であると主張している（塩川 1984, 549）。しかし社会主義運動を導いた理念自体は資本主義を凌駕する高度経済発展を理念の本質的内容としたものである以上、すでに終焉した体制を「社会主義」と呼ぶことは（塩川 1999）、その理念的根拠を逸脱している。ここで、マルクスの未来社会論（マルクス 1968, 20-21, マルクス 1997a, 901-902）から本質的理念を抽出して、社会主義について暫定的に定義しておこう。社会主

義とは、先進資本主義と同等以上の高度生産力発展とそれによる自由時間創出にもとづいて、資本主義的剩余労働強制関係を止揚した社会である。この定義によればソビエト型経済が社会主義ではなかつたことは明白である。

ソビエト型経済の成立と終焉の歴史の総括を行う場合、それが社会主義運動とその理念とに歴史的に結びついたものであった以上、社会主義思想の歴史現実性の再検証を検討課題として欠かすことはできない。そのためには二つの大きな理論的課題の検討を避けることはできない。第一は、ソビエト型経済とはいかなる経済体制であったのか、それを形成した20世紀の社会主義運動に影響を与えたマルクスの歴史認識にはどのような時代的限界性があったのかという問題である。第二は、社会主義の理念は20世紀の高度な経済発展を前提として再構築されうるのか否という問題であり、その検討のために、資本主義への深い認識を含むマルクスの全体的な歴史認識の中には、資本主義の歴史的形成要因の止揚を通じた脱資本主義的変革の新たな可能性のある認識が含まれているのか否か、含まれているとすればどのようなものかという問題の考察が不可欠である。

ソビエト型経済の終焉以後、その再検討や社会主義論の再検討が行われているが、管見のかぎり、以上のような課題の自覺的検討は必ずしも十分に行われてはいない。この検討は膨大な研究課題を含んでいる。しかしその課題の中でも、晩年マルクスが認識しつつあった家族・ジェンダー関係と階級関係との相互関係という新たな歴史認識は、ソビエト型経済の総括にとっても、21世紀の社会主義の探求にとっても、中心的検討課題に

なると私は考えている。小稿ではこの問題を全面的に検討する余裕はないが、この問題を検討した拙稿（青柳 2011-2013）の中心的内容について紹介しつつ、この問題を考察しよう。

II 『資本論』の歴史認識の限界と ソビエト型経済

ソビエト型経済の成立と終焉にかんする豊富な実証研究を行った塩川は、未来の社会主义の成立可能性を否定し、「社会主义」概念を過去の経済史的特殊概念へと転換している。その根拠は、第一に、現代の高度な社会的分業社会では市場経済の発展と市場を通じた財の私的所有化は必然的であること、第二に、高度な市場経済においては生産手段（資本）市場の形成は不可避であって、その場合生産手段（資本）の私的所有によってその所有喪失のリスクを個人的に負うことによる企業家精神が不可欠であるが、企業家精神を欠如した生産手段の公有化体制は高度な市場経済的発展を実現することができないことである。生産手段の公有化にもとづく「計画経済」とは指令経済のことであるが、それによる急速な工業化が可能であったのは、社会的分業が相対的に低位な水準を歴史的前提としていたからである（塩川 1999, 77-130）。この見解は未来の社会主义の成立不可能論の代表的見解である。それは『資本論』の第1巻第1篇の「商品と貨幣」論と第7篇第24章の本源的蓄積論、とくにその第7節「資本主義的蓄積の歴史的傾向」論に内在されている歴史認識とそれにもとづく社会主义論による高度経済発展の実現性にたいする批判である。『資本論』におけるこれらの社会主义論はソビエト型経済の形成の理論的根拠となったが、これらの認識について再検討しよう。

まず「商品と貨幣」論における歴史認識の現実性について再検討しよう。

この歴史認識は次の通りである。社会的分業による私的労働にもとづく生産物の交換は商品形態

にもとづく市場経済を必然化する。商品交換は互いに他者的関係としての共同体間生産物交換によって歴史的に発生し、共同体内商品交換へと発展することによって相互に他者的関係としての私的所有関係を形成する。しかし共同的生産手段で労働し、個人的労働力を協議した計画に従って社会的労働力として支出する社会主义社会の場合、生産物は社会的生産物となり、市場経済は発生しない（マルクス 1997a, 72, 125, 133-135, 149）。

この歴史認識は、計画経済の実現性をめぐって「社会主义経済計算論争」の対象となり、抽象理論としては市場経済の廃棄が可能とされたが、現実的には不可能であることが明らかとなった。計画当局は諸個別企業にたいし使用価値的指標によって生産量を指令したが、企業では指令された抽象的使用価値量にたいし、諸需要に対応した多数の具体的使用価値の個別的生産を行わなければならず、個別生産物の諸企業間の市場調整的交換は不可避となる。これは非公認の第二経済という市場経済形態の発生を必然化する。この問題を理論的に検討した藤田は『資本論』の商品論の論理を社会的分業と「相対的に独立の労働」およびその結果としての「占有権」の譲渡としての商品交換の論理に修正し、市場経済発生の必然性を承認するとともに、市場経済論を「私的労働」論と「私的所有」論とに直結する『資本論』の論理を批判している（藤田 1991, 5-22, 青柳 2011-2013 (5), 125）。

交換を通じた私的所有発生論を交易論的私的所有論と規定するとすれば、『資本論』にはそれとは別の私的所有発生論がある。第24章における家族的生産形態としての小経営生産様式の発生による生産手段の私的占有発生論であり、それは奴隸制・農奴制の内部で成立し、生産手段の私的占有はその段階で発生する（マルクス 1997a, 1298, 同 1997b, 1414）。この認識では小経営生産様式と生産手段の私的占有は階級社会の成立と再生産の基礎的条件とされている。この私的所有論を家族論的私的所有論と規定しよう。晩年マルクスはモーガン『古代社会』の研究を通じて、家

父長制的一夫一婦婚家族の発生による小経営とそれによる財の私的占有の成立が奴隸制・農奴制による階級社会発生の基礎であることを認識した。その際、商品交換関係は小経営と私的所有発生の必要条件にはされず、この時点では交易論的私的所有論は事実上放棄されたと言ってよい。また現代の未開社会研究によれば、遠隔地間交易は、隣接親族間の贈与交換の連鎖によって実現されており、商品交換を発生させる契機にはならないことが実証されている（青柳 2011-2013 (2), 34, 6-9, 同 (3) 71-73）。

マルクスが『資本論』執筆時点で二つの私的所有論を非統一的に併存させた理由は、当時、超歴史的家父長制的家族觀に立脚しており、商品交換による私的所有利害が共同体的関係を弱体化することによって家父長制的家族の個別的利害が強化され、小経営が発生すると想定した結果であると考えられる（青柳 2011～2013 (1), 6, 同 (2), 2）。しかし、超歴史的家父長制的家族觀が否定され、その家族觀を前提とする交易論的私的所有論が事実上放棄され、家族論的私的所有論に統一されたことは、未来社会における私的所有と家族との変革の問題や市場経済の問題の考察にとってきわめて重要な意義をもっているが、この問題は後に検討しよう。

第24章の本源的蓄積論にかんする歴史認識を再検討しよう。この章の課題は第4章で提起された課題としての資本の運動に不可欠な二重に自由な労働者の存在という条件の歴史的形成の検討が課題である。二重に自由な労働者とは自己の労働力を自由に処分しうる労働者という意味と、生産手段から分離された労働者という意味である。しかし通常忘れがちであるが、前者の意味には次世代を再生産することによって労働力商品所持者の「種族」としての「自己を永久化する」労働者という意味が含まれている。第24章では「生産者と生産手段との歴史的分離過程」を中心的検討課題としているが、「歴史的分離」ということの意味は、次世代再生産によって自己を永久化する労働者としての分離ということにほかならぬ

い。なぜなら生産者からの生産手段の収奪が独身奉公人のような非再生産的労働者のみしか創出しないとしたら、「資本の再生産のための恒常的条件」としての「労働者階級の不断の維持と再生産」は実現されないからである（マルクス 1997a, 289, 293, 977, 1219）。

ところが第24章では、労働者がどのような家族を形成し、次世代再生産的必要労働と剩余労働との両者を含む長時間労働を負担する階級再生産的労働者がいかに形成されるかという問題の検討は行われてはおらず、もっぱら生産者（農村民）からの生産手段の「収奪」の検討が行われ、この論理にもとづいて生産者（労働者）と生産手段との再結合のための「収奪者の収奪」による生産手段の所有形態の権力的変革（公有化）を基礎とした社会主義化が想定されている。ここでは労働者の階級的再生産様式とその変革という視点からの考察は行われてはいない。次節以降では本源的蓄積過程における階級再生産様式の検討を通じて資本主義形成の全体的要因の再検討を行い、それにもとづいて脱資本主義的変革の新たな可能性について考察しよう。

社会主義の基礎とされた生産手段公有化論の前提となっている資本主義的生産力の発展形態にかんする『資本論』の認識について検討しよう。この認識は二重の仮定を前提としている。第一の仮定は、生産手段の中核である労働手段としての機械は「直接的に社会化された、または共同的な、労働によってのみ機能する」として、労働の協業的性格をもっぱら技術論的に仮定し、小型機械やミシン等のような個人的機械および生活手段用機械の発展可能性を考慮しなかったことである。第二の仮定は、機械体系の巨大化という認識にもとづいて、「社会的総資本が、ただ一人の資本家なり、ただ一つの資本家会社なりの手に統合される」傾向を資本蓄積の必然的傾向と捉え、その認識を前提として「生産手段の集中と労働の社会化」による生産手段の社会的所有としての公有化による社会主義化の根拠にしていることである（マルクス 1997a, 665, 810-814, 1075, 1301, 青

柳 2011-2013 (6), 142-143)。しかし社会主义的所有原理とされている「生産手段」の社会的所有と「生活手段」の個人的所有との財の二分割所有体制は、その中核としての労働手段が産業用大型機械と家庭用個人的道具とに技術的に二分割されるかぎりはそれほど矛盾を生じないが、小型機械にもとづく小經營活動の可能性が発展し、家庭用機械（自家用車や家電製品等）が普及すると二分割所有体制の技術的根拠が失われ、生産手段やその変態形態を含む經營手段と生活手段との機能的流動化による生産手段公有化体制の無政府化と体制危機の可能性が拡大する。また生産手段公有化によるソビエト型経済の巨大企業化は、家族の個別の労働力再生産過程に密着した地域分散型の第三次産業的活動にたいする適応力をもたない（青柳 2011-2013 (5), 127-128)。これらの問題については次節で歴史的検討を行おう。

ソビエト型経済は『資本論』の以上のような歴史認識と未来展望に準拠して構成された体制であるが、新たな経済発展への適合性を欠如した結果、体制転換が必然化した。『資本論』の歴史認識の限界は家族や男女両性関係の問題と関連している。次節ではこの問題を考慮しつつ、資本主義の長期的歴史とソビエト型経済の歴史との比較検討を行おう。

III 資本主義経済とソビエト型経済との歴史的比較検討

ソビエト型経済との比較検討と脱資本主義的転換の可能性の考察のため、資本主義の歴史的再検討を行おう。具体的には、資本主義成立の基礎として、二重に自由な階級再生産的労働者の本源的形成要因と労働者階級の剩余労働にもとづく剩余価値生産体制の成立要因について、マルクスの資本主義認識を参照しつつ検討しよう。

イギリスの本源的蓄積期における人口史資料によれば、17世紀後半から18世紀の20年代まで約500万人の総人口水準で停滞していたが、これ

は下層のプロレタリア的貧困階層の人口の縮小再生産および上層の富裕階層の人口の拡大再生産とその一部の下層移動とが均衡していたからであり、生産手段から分離されて形成されたプロレタリア的階層（小屋住農、雇用労働者、奉公人等）は階級再生産的労働者に転化していなかった。しかし18世紀の30年代以降、出生率が上昇し、プロレタリア的家族は人口縮小再生産をもたらす少子家族からそれを拡大再生産する多子家族に転化し、この人口増加要因は変動を伴いつつ20世紀60年代まで持続した。この18世紀以降の人口増加は、薬草利用中絶や産婆中絶等の伝統的生殖管理を含む女性の生殖管理権を、男性産科医と国家による産婆統制や中絶禁止法等を通じて剥奪した結果であり、貧困者の子沢山という特異な人口「法則」（マルクス 1997a, 1100-1101）が出現した。このような生殖強制による次世代再生産的必要労働の強制は本源的蓄積期以降の人口再生産に共通して見られる特徴である（青柳 2011-2013 (4), 88-95, 青柳 2010, 225-227, 249-264）。この生殖強制を通じた二重に自由な階級再生産的労働者人口の再生産と増加は資本蓄積と相対的過剰人口による拡大再生産の基礎となった。

『資本論』では19世紀の労働者家族の特質として、家長が家計にとっての主要賃金を稼得し、女性や児童が補助的労働による補助的賃金を稼得するという性別賃金格差を内包する「家族賃金」（中川 2014, 113）を取得する家族を、生産手段の男性占有による家父長制家族とは異なるといえ、独自の家長権が存在する家族と捉え、「資本主義制度の内部における古い家族制度」と規定している（マルクス 1997a, 680-682, 838-839, 927）。『資本論』では「古い家族制度」の成立根拠についての検討は行われてはいない。しかしそれは、女性が自らの生殖管理権を剥奪されるか、制限されている場合、妻は子供の授乳・育児義務を負うと同時に次の妊娠・出産可能性を回避できず、家庭外部での労働能力の自由な発揮は制約され、夫の収入に依存せざるを得なくなるという労働者家族の性差別的構造を反映している。

階級再生産的労働者による剩余価値の再生産体制について検討しよう。生殖管理権を剥奪または制限された妻を内在する賃労働者家族は、次世代再生産を強制される多子家族であり、次世代再生産的必要労働と剩余労働とを含む長時間労働を両立的に負担せざるをえない。剩余労働の恒常化にもとづく剩余価値の再生産はこのような二重に自由な階級再生産的労働者家族の存在を前提としてはじめて可能になる。それだけではなく、このような家族の男性賃労働者は絶対的剩余価値生産を必然化させる存在である。第一に、彼は家族賃金による妻子の不斷の私的扶養者の立場から自由になることはできない。『資本論』の絶対的剩余価値論では、標準労働日は資本家階級と労働者階級との権利対権利の闘争により決定されるとされているが、家族を扶養する男性労働者はたとえ階級的に結束したとしても、総資本と対等に闘争することはできない。第二に、性別格差賃金にもとづく安価な女性労働が大量に供給された場合、男性労働者は結束した闘争を組織することはできず、賃金増加や労働時間短縮にもとづく剩余労働縮小闘争に勝利することは困難である。総資本の側はこの闘争に不斷に勝利することによって絶対的剩余価値生産とそれにもとづく相対的剩余価値生産を実現する。マルクスはアメリカ合衆国の労働運動にかんして、奴隸制が国的一部を不具にして「自立的な労働運動」を麻痺させたと指摘しているが、「古い家族制度」にもとづく性別賃金格差が20世紀後半に至るまで長期存続するということを知っていたとしたら、それが資本からの自立的な労働運動を麻痺させ、男性労働者の「抵抗を……打ちくだく」長期的要因となることを強調したであろう。大工業が「古い家族制度」を解体し、女性に「決定的な役割を割り当てる」というマルクスの予測は、20世紀後半に至るまで現実化しなかったからである（マルクス 1997a, 400, 521, 692, 838-839, 青柳 2011-2013 (4), 83-88）。

低賃金による労働力価値の限定と長時間労働による絶対的剩余価値生産を基礎とする資本主義的生産様式が成立し長期存続した究極的要因は、

性差別構造を内包する階級再生産的労働者家族の、本源的蓄積期から20世紀後半に至るまでの長期的存在にほかならない。しかし20世紀7, 80年代以降の先進資本主義社会において進行している少子化はこの歴史的要因の衰退の結果であり、それが21世紀における「労働者総量」の供給の停滞化と減少による「剩余価値の総量」の生産条件の停滞化と減少による危機と矛盾（マルクス 1997a, 463, 531）の究極的な歴史的要因となっている。この問題は次節で検討しよう。

資本主義経済と比較しつつソビエト型経済の基本的性格について検討しよう。ネップを導入したレーニンの構想はその体制を「独特な国家資本主義」と捉え、農民経営にもとづく協同組合の発展および官僚削減と財政節約による工業化によって、プロレタリア国家が西ヨーロッパの社会主义化まで「持ちこたえる」ことであり、一国的社会主義の実現という非現実的構想はもっていなかった。これはマルクスやエンゲルスの先進国革命論を前提とすると同時に「西ヨーロッパ資本主義列強」の圧迫からの解放を社会主义化の前提とした構想であった（レーニン 1959, 183, 444, 448, 492, 520-524）。

しかしスターリンはレーニンの構想を転換し、農業の強行的集団化および生産手段公有化体制にもとづく実質賃金低下と労働強化とによる強度の剩余価値生産と強蓄積にもとづいて巨大企業化を中心とする工業化を推進した。その際ノメントゥーラ制（指導者層の内部決定制）による官僚的階級の再生産を行う特權的政治組織（共産党）を通じて、「生産手段」として公有化される財の範囲とその管理様式を一元的かつ専制的に決定する国家機構を創出した。それは、とくに農業においては、「生産手段」として規定されるべき財の範囲の経済的決定は不可能であって、権力によって専制的に決定するほかはなかったからである。暴力的集団化を推進したソビエト社会は警察と官僚による専制的な階級支配にもとづく「官僚制国家資本主義」（クリフ 1968）に転化したが、スターリンを含む官僚的支配階級はそれを「社会主

義」と自称した。この体制の強度な剩余価値生産による可変資本運動に不可欠な制度として、性差別を内在する階級再生産的労働者家族として資本主義的家族制度の反動的復活すなわち撤廃された中絶禁止法の復活、それに伴う母性的義務とそれを前提とする女性の義務的家事労働、離婚の困難化、生活手段の家族的相続の復活が権力的に推進された（青柳 2011-2013 (5), 109-124, 127）。

官僚制国家資本主義では、「生産手段」と規定された財は指令経済的過程を通じて再生産されたが、労働力と生活手段は市場経済的に再生産され、それが可変資本の市場的運動の基礎となつた。しかし自動車を含む小型機械や家庭用機械が普及し、機械による小規模経営活動の可能性が発展すると、生産（経営）手段と生活手段との機能的流動化による可変資本循環運動と資本主義的家族制度にもとづく私的家計経済的利害との非合法的結合による生産（経営）手段や生活手段の私的営業手段化による第二経済を第三次産業的活動として大衆的に普及させ²⁾、ノメンクラトーラ階級の第二経済としての生産手段の配分をめぐる巨額な賄賂経済とあいまって、第二経済が全社会的活動として発展した。全社会的第二経済は指令経済体制全体の無政府的私経済化活動であり、必然的に経済停滞化と体制深部の危機をもたらす。その結果20世紀末以降に生産手段（資本）市場の形成を通じて、ノメンクラトーラ階級の私的資本家への転身と第三次産業的小規模経営の発展として、私的資本主義への急速な転換が進行した（青柳 2011-2013 (5), 124-131）。

ソビエト型経済が官僚制国家資本主義としての短期的存在に終わり、社会主义化しえなかつた生産力的根拠について考察しよう。マルクスは史的唯物論的歴史観を定式化して次のように指摘している。特定の社会構成は、その「生産諸力がすべて発展しきるまでは」没落せず、より高度な生産諸関係は「その物質的存在条件が古い社会自体の胎内で孵化されてしまうまでは、けっして、古いものにとってかわることはない」（マルクス 1964, 7）。この指摘はソビエト型経済が資本主義

に「とってかわる」体制にはなりえず、工業化段階、とくに重化学工業化段階における資本主義経済の一変種にしかなりえなかつた理由を見事に説明している。資本主義は20世紀の7, 80年代以降、ポスト工業経済という新しい段階にまで発展する生産力的能力をもっていた。したがつてそれ以前の段階での没落はありえず、より高度の生産諸関係の物質的存在条件が孵化することもありえなかつた。このことは20世紀の資本主義とソビエト型経済の歴史が実証している。

IV 21世紀における資本主義 の終焉と社会主义の実現

20世紀までの長期的な史的唯物論的経験を前提として、資本主義の終焉と社会主义の実現の物質的条件について考察しよう。そのためには、本源的蓄積期から20世紀後半まで資本主義を長期的に再生産してきた基本的要素を析出し、その変化の傾向を観察することが不可欠である。この基本的要素は階級再生産的労働者家族であり、具体的には性差別的家族賃金を稼得する労働者家族である。現在、この基本的要素が変化しているのか否か、変化しているとすればどのような形態を孵化しつつあるのかという問題こそが未来の歴史的方向を展望する基本的方法であり、この視点から現代資本主義の歴史的傾向を検討しよう。

中川は資本主義の家族と男女両性関係の歴史を検討して、その労働力再生産様式を二つの発展段階として総括している。第一段階は賃金による労働者家族の再生産の段階であり、性差別的家族賃金を稼得する家族の段階である。第二段階は、賃金と社会保障による労働者個人の再生産の段階であり、未成年者や高齢者の社会的生活保障と、労働率のジェンダーギャップの解消を通じて、男女労働者が自己の労働力再生産を実現する平等な個人賃金を稼得する段階であり、エンゲルスのいう「経済単位」としての個別家族が止揚されていく段階である。このことは家族生活自体の消滅を

意味するものではない。この第二段階は資本主義的段階であるだけでなく、ポスト資本主義への移行過程を含む段階である。なぜならこの過程は性差別を内在する階級再生産的労働者家族という資本主義の再生産のための基本的要素の消滅過程であり、マルクスの予測のように、大工業が女性に「決定的な役割を割り当てること」によって「家族と男女両性関係とのより高度な形態のための新しい経済的基礎をつくり出す」ような段階への移行過程であるからである（マルクス 1997a, 839, 中川 2014, 111-117）。中川は、先進資本主義諸国は概して第二段階に入っているとしているが、女性の恒常的労働力化によって性別賃金格差が縮小しつつある 20 世紀 80 年代以降の先進資本主義諸国の場合には第二段階に入っていると言える（青柳 2010, 286-294）。これは、個人的機械と第三次産業の発展および少子化を前提として、家事労働機械化、家事代替商品やサービスの生産と流通の発展、ケア労働の社会化等による家事労働短縮の生産力発展によって可能になった。

中川の第二段階論の本質は、労働者の労働力再生産的収入の個人単位化であるが、それがどのような形態として発展するかという問題の考察は行われてはいない。しかし労働力再生産の個人単位化という本質と共にした構想が 20 世紀 80 年代以降のヨーロッパ諸国で提案され、ベーシック・インカム（以下 BI と略記）構想として世界的なネットワーク運動へと発展している。これは労働力再生産の個人単位化の点で、よりラディカルな構想であり、この構想をポスト資本主義への移行可能性の視点から検討しよう。

BI 構想はグローバル資本主義の運動と第三次産業化を背景とした高失業率、非正規雇用を含む雇用形態の多様化、女性労働の増加という 80 年代以降の経済的变化が、男性世帯主の家族賃金にもとづく社会保障制度とそれを補完する公的扶助制度を中心とした戦後の社会福祉制度の危機をもたらしているという認識にもとづいて構想されたものであり、無条件の個人所得保障によって、福祉制度に内在する矛盾（選別の公的扶助の汚名お

および失業と貧困の罠）を解決するラディカルな改革構想として提案されている（小沢 2002, 113-117）。

BI の多様な構想を総合的に検討したフィツパトリックは BI 諸形態にかかる論争を整理して、低度の BI 形態から高度の形態までを整序している。BI の諸形態は社会活動等への参加を条件とする「参加所得」、BI の部分的導入形態としての「過渡的 BI」、必要生計費を部分的に保障する「部分 BI」、それを全体的に保障する「完全 BI」があり、その財源は租税を中心として構想されている。しかしフィツパトリックは株式配当を財源とする BI 構想を「社会配当」と呼び、それを社会主義的形態として検討している。その代表的な構想であるローマーの構想では、各人は株式購入用のみに使用可能なクーポンを国庫から無条件で均等に配分され、投資信託を通じて株式を購入し、配当金を取得する。企業は投資されたクーポンを国庫で貨幣に変え、経営資本として運用するという制度である。この制度では企業経営における資本の個別的占有による自由な企業家活動と株式の個人占有による株式配当の社会化とが同時に実現されており、「生産手段」の公有化による官僚的経済体制とは本質的に異なった市場経済体制が実現される（青柳 2011-2013 (6), 150-152, フィツパトリック 2005）。

社会配当制に不可欠な株式の BI 機関（国庫）による集中的管理は、多様な諸機関などの株式所有の移管とともに、個人資産の家族的相続の廃棄による「社会相続」（小飼 2009）を通じた株式所有の社会化が、重要な条件となる。BI の発展過程は、個人資産の「私的所有」権にもとづく排他的な家族的相続を市民的平等原理に反するものとして廃棄し、株式所有や土地所有を社会化する条件を成熟させる（青柳 2011-2013 (6), 154-156）。

株式所有社会化を含む BI 制度の発展を基礎とした経済体制では剩余労働強制の経済単位の基盤としての階級再生産的労働者家族は消滅し、労働力再生産過程は BI 制度を媒介として社会化されており、それを BI 社会主義と規定しよう。この

経済体制で新たに形成される経済制度の具体的諸形態を予測することは難しい。しかしその生産力発展様式は、株式投資による個別企業の経営的競争要因と BI を前提とする男女両性の結合労働にもとづく新しい生産力の自由な発展による自由時間創出的要因とを結合し、それが男女両性諸個人の「人間的発展の源泉」(マルクス 1997a, 839)となる過程として特徴づけることができよう。

20世紀7、80年代以降の先進資本主義から開始された合計特殊出生率の再生産基準以下への低下による少子化は性差別を内包する階級再生産的労働者家族の衰退の結果であるが、それによる労働力人口減少と少子高齢社会化的現代的進展は、剩余労働強制による搾取と未来の剩余労働基盤としての次世代再生産的必要労働との二律背反的対立化による剩余労働搾取体制の終末的危機と矛盾(マルクス 1997a, 463, 1198, 1202, 青柳 2011-2013 (4), 101-104)を強化している。それは21世紀におけるジェンダー平等化による脱資本主義的変革過程を通じた社会主义の実現を求める新たな社会運動の歴史的条件となろう。

注

- 1) 中国やベトナムのようにソビエト型経済体制の政治制度が存続している諸国でも、20世紀末に「生産手段」の一元的所有体制を転換し、この体制は事实上終焉した。

- 2) 第二経済とは財の「生産手段」と「生活手段」との法的二分割所有制というソ連憲法規定に反する市場経済活動のことであり、パトカーを含む公共車や自家用車による白タクの事例のような財の多機能性による私的営業や希少財・サービスの取扱い供給等の多様な私的家計収入活動のことであって、公的指令経済の阻害要因となる。

参考文献

- [1] 青柳和身 (2011-2013) 「『短い20世紀』の史的総括と21世紀の社会主义展望——晩年マルクスの歴史観を手がかりにして (1) ~ (6)」『岐阜経済大学論集』第45巻第1・2号~第47巻第1号
- [2] —— (2010) 『フェミニズムと経済学』御茶の水書房
- [3] 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革 ベーシック・インカム構想の新地平』高蔵出版
- [4] 小飼弾 (2009) 『働くがざるもの、飢えるべからず』サンガ
- [5] クリフ、トニー (1968) 『現代ソ連論』風媒社
- [6] 塩川伸明 (1984) 『「社会主义国家」と労働者階級』岩波書店
- [7] —— (1999) 『現存した社会主义』勁草書房
- [8] 中川スミ (2014) 『資本主義と女性労働』桜井書店
- [9] フィットパトリック、トニー (2005) 『自由と保障ベーシック・インカム論争』勁草書房
- [10] 藤田整 (1991) 『ソヴェト商品生産論』世界思想社
- [11] マルクス (1964) 『マルクス＝エンゲルス全集』第13巻、大月書店
- [12] —— (1968) 同第19巻
- [13] —— (1997a) 『資本論』第1巻、新日本出版社
- [14] —— (1997b) 『資本論』第3巻、新日本出版社
- [15] レーニン (1959) 『全集』第33巻、大月書店

(あおやぎ かずみ 所員)

グラムシ『獄中ノート』 全容把握の枠組探求

鈴木 富久

はじめに

イタリアのマルクス主義思想家、アントニオ・グラムシ（1891-1937年）の主著は、ファシズム獄舎のなかで綴った『獄中ノート』（1929-35年執筆、29冊、他に翻訳ノート4冊）である。この29冊全編が初めてジェルラターナ編で発刊されたのは、1975年であった。これを本稿では『校訂版』と呼ぶが、その翻訳は、筆者が知る範囲では仏語版、独語版が出ており、英語版は現在進行中である。世界のグラムシ研究は、以前の『問題別選集』にかわり、『校訂版』にもとづくようになっている。そして、その研究は、とくにソ連・東欧体制の崩壊後、英語文献に限っても着実に増えており、世界的に拡がっている。

日本では、『校訂版』の翻訳が他国に先駆けて刊行され始めたが、Q1とQ2¹⁾を収めた第1分冊の発行（1981年）後、停止されてしまった。日本では1960年前後のグラムシ論の活況以降、波はあったが研究が途切れたことはなかった。グラムシの没後50年、生誕101年、没後60年の記念シンポジウムも開催されており、2007年には、「没後70年記念シンポジウム」（12月1~2日、明治大学）が盛況のうちに行われ、その前後数年間に相次いで多様なグラムシ研究書が刊行された。こうしたシンポへの筆者の参加は、これが最初であった。そこで印象的であったことの一つは、若い研究者が目立ったことである。その中には、海外文献、とくに各人の研究分野における英語文献

を通じてグラムシに関心を抱いた人が、多かったように思われた。

2009年、イタリアでフランチョーニ編、獄中の原ノート全編の『復刻版』（全18冊）が刊行された。肉筆原ノートそのものの写真版であるが、各ノートの各覚書（草稿ともいわれる）の執筆年月が再検討され、同時に『獄中ノート』全冊の配列変更等の新たな編集がなされている。各覚書の執筆年月については、これまで『校訂版』のそれを見直したフランチョーニ（1984年）による推定によっていたが、彼によって再度これが見直されたのである。また『校訂版』では、原ノートと異なるパラグラフ（段落・改行）区分がなされているところがあった。この難点は解消された。こうして、より厳密なテクスト・クリティークが可能になった。

本稿は、以上をまえがきとして、筆者自身の『獄中ノート』全容把握の枠組探求を振り返るとともに、最近の日本における『獄中ノート』研究の若干の状況を紹介しつつ、今後の筆者の課題を探る機会にしたい。

I 『獄中ノート』全容の枠組を求めて

日本において『獄中ノート』の全容解明をめざす探求の最初の成果は、1989年出版の竹村英輔『現代史におけるグラムシ』（青木書店）であったといえよう。竹村氏はすでに1975年、それまでの日本におけるグラムシ思想像を刷新する『グラムシの思想』（青木書店）を出版していた。それ

が、同年発行の『校訂版』を受けて、今度はその全容解明という長期的課題を設定し、グラムシ論第2弾としてその成果を世に問うたのである。その課題に関して氏は、数点の重要な問題提起を行った。

それらのうちで筆者がもっとも重視したのは、第1に、『獄中ノート』は、一般的・抽象的な理論的考察と個別具体的な経験的考察との「二重構造」をなしている（「二重構造」仮説）、第2に、Q7冒頭に「フォイエルバッハに関するテーゼ」、次いで『経済学批判・序説』における「序言定式」という順でマルクス文献10編の翻訳が記されているが、これはマルクス主義の刷新をマルクスに即して探求しようとするグラムシの意図を示すものである、という2点であった。

筆者は、氏の問題提起を真剣に受け止めると同時に、その継承と批判、発展をめざし、全容解明の一端を筆者なりに担おうとしてきた。「二重構造」仮説を重視したのは、そこから、理論を歴史的現実研究につなぐ方法論は何かという問題が浮上するからである。この方法論を竹村氏は、「科学的・哲学的諸言語の翻訳可能性」というグラムシ自身の議論（上記「数点」の一つ）のうちに求めているようであった。だが筆者には、それでよいのかという疑問があった。また、「理論」が「抽象的」と理解されているようである点も疑問であった。それゆえ、グラムシにおける「理論」の具体性とはいかなることかも究明されねばならない。

こうした問題意識による探求の結果、筆者としては、竹村「二重構造」仮説を「理論」と「歴史」の二重構造と捉え直したうえで、理論分野では「哲学」と「政治学」（国家論）、歴史分野では「イタリア知識人史」と「アメリカニズムとフォード主義」、その計4つのテーマを「4大主要テーマ」と呼んだ。そして、「理論」と「歴史」をつなぐ歴史方法論については、「実践の哲学」の「具体性」を前提として可能になる、グラムシ固有のきわめて興味深い経験科学的な「3次元方法論」を突きつきとめることになった。次の3次

元を適宜総合した分析方法論である。すなわち、①「哲学」、②その「翻訳」として歴史的研究の只中で立てられる方法論的な「実際的諸基準」、③個別具体的な多種多様の事象や言説をその固有性において捉え、比較や「傾向的法則」の抽象も行うなど含蓄に富んだ「歴史と政治の文献学〔filologia=歴史言語学〕」、この3次元である。

こうした諸点が明らかになれば、断片的な覚書の集積という形態で執筆されているために、ときに非体系性な思想だという誤解も生んできた『獄中ノート』の内的な体系性と、その全容解明、少なくともその基本枠組の究明という課題には接近できるのではないか、と筆者には思われた。そこで2009年に出版したのが、筆者にとり最初の単著でもある『グラムシ「獄中ノート」の学的構造』（御茶の水書房）であった。そこでは「翻訳可能性」問題についても、筆者なりの位置づけを与えており、竹村氏の問題提起「数点」のうちに含まれていた『獄中ノート』思想の「イタリア的固有性」という問題にも触れている。

II 知識人概念の論理的枠組

この拙著に続いて翌2010年には、最初のグラムシ論発表（1985年）以降の主な研究拙論15編をまとめた論集『グラムシ「獄中ノート」研究』（大月書店）を、さらにその翌2011年には、東信堂刊の社会学史シリーズの一環として、「4大主要テーマ」に基づく概説『アントニオ・グラムシ——「獄中ノート」と批判社会学の生成』を上梓した。上記の論集は、1985年から長期の期間を要したが、その間の問題意識や探求方向にはかなり明瞭な一貫性があったことを示している、と筆者自身は思っている。

しかしながら、『獄中ノート』の多様なテーマを網羅しているわけではなく、その意図もなかった。学校教育論、文化論、宗教論、言語論、サバルタン論、その他、経済学論や国際関係論も扱われてはいない。しかし、知識人論を主題的にはとりあげていないことは、大きな欠如であった。

それには理由があった。「ヘゲモニー」が『獄中ノート』の中心概念であることは、国際的にも今日では大方が一致しているが、その創出と拡大に不可欠な媒介要員としての機能を果たすのが知識人である。グラムシによる知識人の概念規定としては、周知のように、「この名称で普通に意味する階層だけでなく、生産の分野であれ、文化の分野であれ、また政治・行政の分野であれ、概して広い意味で組織化機能に従事する全社会層」(Q19, p. 2041. 合Ⅱ 273)というものである。組織化の「機能」という観点から規定されているのが特徴である。では「関係」の観点からはどうなるのか。「機能」と「関係」、この両者の論理的関係が「知識人」に関して筆者には定かではなかったために、独創的性が求められる研究論文が書けなかったのである。

とはいって『学的構造』では、グラムシの「活動的関係〔rapporto attivo〕」という概念を取り上げ、知識人の民衆に対する関係を「活動的関係」として論定しており(170-72頁)，事実上、上記の「機能」と「関係」の統一的な概念的把握の瀬戸際まで來ていたのであった。つまり、ここからもう一步進めば次のようになる。すなわち、上記の組織化機能を果たすためには、民衆ないし社会大衆との間に「活動的関係」を築かねばならず、この関係を通じて知識人機能も果たしうる、ということになるであろうということである。

この「関係」の側面については、グラムシ自身が、「哲学者個人の歴史的人格は、彼と、彼が改変しようとする文化的環境、すなわちその哲学者に反作用し、彼に不斷の自己批判を強いて『教師』の機能をはたすところの環境、とのあいだの活動的関係によっても与えられる」と言い、また、ある歴史的条件のもとで「『民主的哲学者』と呼ばれる新しい型の哲学者、すなわち自己の人格が…文化的環境改变の社会的な活動的関係〔rapporto sociale attivo〕であるということを確信した哲学者が実際に…実現される」(Q10, pp.1331-2. 合Ⅰ 271)，と書いている。

グラムシは、「活動的関係」について、それは

「他の諸個人に対するあらゆる個人に存在するし、知識人と非知識人のあいだ」にも存在するだけでなく、「…『ヘゲモニー』の関係は、必然的に教育学的な関係であり、諸国民文明の総体や諸大陸文明の総体のあいだにも生ずるのである」と言っている(Q 10, p. 1331. 合Ⅰ 270. なお、ここでグラムシは、「教育学的関係」と「活動的関係」とは同一の意味で言っている)。

ついでに言えば、「ヘゲモニー」は周知のように、民衆の「同意」(積極的には「活動的同意」)によって成立する一つの階級的な社会組織化の「機能」であるが、上の引用に見るように、民衆との「活動的関係」でもある(外的的なケースも含めて)、と言うことができる。グラムシの立場は、総じて関係主義でも機能主義でもなく、個人的・集団的な人間活動を主座に据えた、いわばその両者の総合である、と言ってよいだろう。

なおグラムシの「人間」概念は、①「個人」と当の個人が「活動的諸関係」をとり結ぶ②他の人間たち及び③自然、その3要素の総体から成るのが「人間」であり、「個人」の「人間」への自己活動による不断の自己生成過程としてつかむところに成立している(前掲、拙著『研究』第11章「人間・個人・ヒューマニティ」参照)。この人間概念と如上の知識人概念とは、さしあたり「活動的関係」の「社会的」なそれへの発展と、それに応じた社会的組織化機能の有無という線上で区別と関連を考えることができる、と今は考えている²⁾。

III 「唯物論」問題

「活動的関係」概念については、『学的構造』において、この概念が「グラムシ思想全体の最基底に位置する要の基礎範疇だ、といえるのではないか」(183頁)と述べた。竹村『グラムシの思想』は、「グラムシにおける実践(prassi)^{プラッシ}は、人間の自然・社会にたいする関係をしめす概念であり…」(203頁)と述べている。ここでは「自然環境」・「社会環境」にたいする、というべきではな

いかは間わないとして、ともあれこの「関係」は「活動的関係」ではないかと筆者は理解する。そうだとすれば、「実践の哲学」の「実践」は「活動的関係」だ、あるいは「相互翻訳」関係にある、ということになり、上記に「基礎範疇」だと述べたことを補強することになるであろう。

筆者は、「実践の哲学」について、それは唯物論と観念論との対立の止揚・総合であるという自らの理解を強調した³⁾。しかしこの主張は（ごく最近まで）、あまり賛同を得ていない。竹村同上書は、「グラムシが唯物論というときは、ほとんどのばあい、形而上学的唯物論、俗流唯物論を意味している」（202頁）と指摘しており、筆者のように「止揚・総合」とは言っていない。国際的にも、ほぼこのような理解が多いようである。確かに竹村氏の「ほとんどのばあい」という指摘は事実であり、グラムシは「史的唯物論」という用語を使ってもいた。だが獄中のグラムシは、「哲学そのものを考える仕方を上から下まですっかり革新」（Q11 § 27 B, p. 1436. 合 II 211）することを目指していたのであり、「史的唯物論」という用語も、『獄中ノート』執筆途上で「マルクス主義」という用語と併せ、興味深いことに、どちらも「実践の哲学」という同一の用語に切り換えた。

この問題では実は、2010年以来、松田博氏と筆者の間で誌上論争が続いてきた⁴⁾。松田氏は、この用語転換は、『獄中ノート』執筆過程で進行したグラムシとコミニテルン（スターリン体制）との「対立・断絶」の深刻化、これが要因だと強調する。これに対して筆者は、それよりも、唯物論と観念論との対立の「止揚・総合」というグラムシの哲学的企図からすれば、「史的唯物論」という呼称は、「○○唯物論」と呼ぶのでふさわしくないと判断したからだ、と「応答」している。論点はこの他にもあるが、この問題での中心はその点だといえよう。なお、哲学に関する筆者の「止揚・総合」という主張については、松田氏は否定も肯定もしていない。

先に筆者のこの主張は、あまり賛同をえていない

いと述べたが、最近になって、結論としては筆者の主張と一致する見解が現れた。それは、独自の探求を積み重ねてきた小原耕一氏による「レーニン『ヘーゲル・ノート』とグラムシ」と題する論文（『葦牙』40号、2014年7月）である。氏は、レーニンの哲学諸論文とグラムシ哲学の関係や、グラムシを獄中期においても「観念論者」とみる見解等に対して綿密な検討を加え、最後に、「グラムシは唯物論と観念論との積年の対立関係を『実践の哲学』へと止揚・揚棄することをつうじてマルクス主義哲学を『復権』させる構想を抱いていたのではないだろうか」（傍点は小原氏）と慎重な表現ながら、はっきり述べている。

IV 「グラムシ＝全体主義」説と 『復刻版』研究

国際的に一部とはいえ「グラムシ＝観念論者」説はかなり前からあったが、その後「グラムシ＝全体主義者」説も現れていた。後者を日本で代表するのは、上村忠男氏であるが、氏が高く評価する邦訳書として、B・ベラミー／D・シェクター『グラムシとイタリア国家』（原著1993年、小池渺・奥西達也・中原隆幸共訳、ミネルヴァ書房）が2012年に出版された。

この著作は、グラムシの思想的生涯をイタリア的文脈内に「埋め戻し」、その長所と短所を分析すると表明しているが、「驚くほどの首尾一貫性」と著者たちが言う『獄中ノート』の分析では、唯物論と観念論の「二分法」の「止揚」に関し、「実践の哲学」が「マルクス主義的プラグマティズム」と解され、それが「序言定式」の「生産力主義」と歴史「決定論」を抱え込んでしまい、国家論は、結局「全体主義政治」の欠陥を内包していると論ずる。結論は、『獄中ノート』の論述を「見事な詭弁」で紡がれた「両義性」と特徴づけ、思想としての最良の長所は「歴史主義」にあるが、「歴史の流れ」によってはや「彼の見解の多くは…過去のもの」になっているとする。

筆者は本書の書評において、上記の諸点を含め

て批判的な検討を試み（関西大学『経済論集』62巻3号、2012年12月），『獄中ノート』の「驚くほどの首尾一貫性」を指摘しながらも，その究明をしていないことを批判した。著者たちに「両義」的に映った『獄中ノート』の覚書相互の関連を探るよりも，彼らのいう「イタリア的伝統」に帰着させる傾向が優越し，筆者には恣意的な関連づけが目立つ。グラムシにおける「必然性」概念の再構成や「序言定式」理解，さらに「弁証法」理解といった一連の問題は，検討から除外されている。

松田博氏も同じ時期，『獄中ノート』部分（ベラミー担当）を中心にして本書の書評を発表していた（『立命館産業社会論集』48巻3号，2012年12月）。氏は本書を，「英語圏における1990年代前半におけるグラムシ研究の一定の傾向を示す著書のひとつ」として位置づけて，多くの論点を取り上げる。その検討は克明であり厳しく批判的である。そして総括的には，氏も「テキスト分析の基本も無視し…歪曲し」といると指摘し，最後を「『詭弁』的なのは，グラムシではなくベラミーのほうであるといわざるをえない」と結んでいる。

『復刻版』の刊行は研究上の新たな画期をなすが，松田博氏は，これを踏まえた研究を「研究ノート」などとして，近年『立命館産業社会論集』を中心にして精力的に推進しているだけない。これと平行して，若干の人々と共に，新たな著作集，松田博責任編集『グラムシ「獄中ノート」著作集』（全7巻・別巻2巻，明石書店）の刊行に踏み切り，現在発行中である（既刊は，2011年「サバルタン・ノート」の第Ⅶ巻と，2013年「知識人論ノート」の第Ⅲ巻）。注解・解題・解説・関連ノート等が充実していることも一つの特徴である。

最後に，イタリアで2007年以来，グラムシ生涯の全著作集『ナショナル版』（全23巻予定，既刊4巻）が，刊行中であることだけは記しておく

たい。21世紀のグラムシ研究は，本稿では取り上げなえなかった分野を含めて，ますます広く世界に拡がるだけでなく，その精度を増していくであろう。その中で筆者としては，『獄中ノート』全容把握の枠組を探求し続けていきたい。

注

- 1) ここでQとは、『校訂版』で付けられた各「ノート」の番号を、また本稿の後の論述で出てくるpは、この版の頁番号を、さらにそれに続く「合」は合同版『グラムシ選集』を表す符号であり、ローマ数字はその巻番号を、最後の数字はその頁番号を表す。
- 2) 以上に述べた「知識人」概念については、2014年7月13日～19日、パシフィコ横浜で開かれた第18回世界社会学大会のRC16「知識人と政治」セッション（18日）で筆者は報告した。その邦語版を、東京グラムシ会『LACITTÀ FUTURA（未来都市）』に投稿中である。
- 3) 例えばグラムシは、「実際、いまもなお唯物論と観念論とのあいだに、フォイエルバッハについての第一テーゼによって批判された互いに一面的な立場が再生産されているし、より高い段階においてではあるが、当時と同じように、実践の哲学といういっそう高次な発展の契機における総合が必要である」（Q10 II pp. 1248-9）と述べている。『獄中ノート』は、この立場で一貫している。
- 4) 松田氏は、『季報唯物論研究』111号（2010年2月）、112号（5月）、113号（8月）、117号（2011年12月）、125号（2013年12月）、前掲『LACITTÀ FUTURA』47号（2010年3月）、54号（2012年6月）で「リプライ」を、筆者は、同上前誌117号（2011年12月）、128号（2014年8月）、同上後誌52号（2011年11月）、61号（2014年8月）で「応答」を、それぞれ書いている。

（すずき とみひさ 所員 桃山学院大学）

経済教育学会第30回大会

角田 修一

2014年9月20～21日、立命館大学京都衣笠キャンパスにおいて、経済教育学会第30回大会が開催された。

(1) 経済教育学会のはじまりは、1981年9月に札幌で経済理論学会の大会が開催された機会に、有志が「経済学教育をめぐる研究討論集会」をよびかけたことにあら。この集会はその後1984年まで4年連続で開催され、第4回集会において会を正式にスタートさせることができた。そして、翌1985年11月3・4日、立命館大学京都衣笠キャンパスにおいて「経済学教育研究会」の創立大会が開催された。その3年後には「学会」を名乗ることになり、さらに2003年11月の第19回大会で「経済教育学会」と称することになったものである。

筆者は本学会の始まりの時期、主に会の事務局の実務すなわち会員名簿と会計管理の仕事を担当していた。その後、90年代初めから大学での役職や留学期間が続き、日本大学の関係者が実務を担って下さったので、会員としての参加は不十分ながら、学会の理事を現在までつとめている。今年2014年は、先の創立大会から数えて30回目の大会にあたることから、創立大会時と同じ立命館大学京都衣笠キャンパスで記念大会を開催することになった。立命館大学経済学部の関係者（基礎経済科学研究所所員を含む）を中心に実行委員会を結成し、準備にとりくんだ次第であるが、本学会会員、非会員を問わず、ご協力をえたすべてのみなさんに、この場をお借りして厚く感謝を申し上げたい。

(2) 本学会の創立時の会員は、その成り立ちから、主に大学で経済学、それもマルクス経済学の原論その他関連科目を担当する者を中心構成されていた。ちなみに、創立大会時の記念シンポジウムのゲストスピーカーは佐和隆光（昨年度大会基調報告者）さんと置塙信雄さんであった。当時の経済学教育の改革をめぐる議論について、筆者は出版社の有斐閣が発行する『書斎の窓』(331号、1984年2月号)において紹介したことがある。

会は毎年1回の大会と、例年3月に開催する春季研究集会という活動スタイルを踏襲している（このあたりは基礎経済科学研究所の活動スタイルと似ている）。現在の会員数は332名（本年8月29日現在、総会報告よ

り）、学会の機関誌は年に1号発行されている。機関誌についてみると、当初のタイトルは「経済学教育」で、掲載論稿も数本程度であったが、その後「経済教育」と名をあらため、現在33号まで刊行されている。最新号には30本の論稿が掲載され、ページ数も大幅に増えていている。このうちのかなりのものは大学以外の中學・高校、高専などにおける教育実践によるものである。今度の第30回大会における分科会報告も、うち8本は中学・高校および高専に所属する会員による発表であった（そのほかに学生2、地域1、韓国の大学2）。

このように、創立時に比べて学会の構成員は大きく変化した。報告テーマをみても、当初は大学で経済学の理論を中心に、いかに教えるか、教育内容はどうあるべきか、そしてその際の教育方法（テキスト作成を含む）といったことが中心であった。そうした取り組みの成果は、経済学教育学会編『経済学ハンドブック』となって1993年6月に青木書店から刊行されている。

現在では、若者からシニアまで、幅広く多様な学習者の興味や関心に応え、学習者の経済良識（エコノミック・リテラシー）を育むにはどうすればよいのかといった経済教育の目標、内容、方法そして制度をめぐって総合的に報告したり論じたりする場になっている。それだけにまた、つねに経済教育の社会的使命とコアとなる内容を鮮明にすることを求められているともいえる。こうした意味合いから、本学会としても、昨年から今年にかけて、経済理論学会、基礎経済科学研究所その他の学術団体と協力し、日本学術会議経済学委員会・特別分科会による「質保障のための教育課程編成上の参考基準経済学分野」の原案に対する批判的な意見を表明してきたところである。

(3) 今年の大会の参加者数は（受付名簿への記載による、会員外を含む）93名で、例年と比べやや少なかったようである。大会プログラムの詳細は字数の制約で紹介できないのは残念であるが、「30周年記念シンポジウム1」は「経済教育への社会の期待とはなにか、これにどう応えるか」というテーマで3人のゲストスピーカーが報告し、「シンポジウム2」は「学士課程における経済（学）教育の目標と内容」で「日本学術会議の参考基準問題を考える」として2人の報告があった。また、

「記念講演」としてオーストリー・グラーツ大学のハインツ・クルツ教授による“Whom to educate, and how ?”が行われた。分科会では2日間で29本の報告が9つの分科会に分かれて行われた。

以下、実務の関係で出席できなかった各分科会の様子は除き、筆者が参加できた2つのシンポジウムの内容を紹介する。

シンポジウム「その1」は立命館大学経済学会との共催により開催された。まず、枝廣淳子（東京都市大学環境学部、幸せ経済社会研究所、ジャパン・フォー・サステナビリティ代表）さんが「持続可能な幸せ社会を創るために」を報告された。このなかで、新しい経済的アプローチとしての①定常経済（ハーマン・ディリー）と②地域経済の必要性、そして現場に出てそこから学ぶことで社会に役立つ経済学を創ることの必要性が語られ、「経済学部のカリキュラムには社会的責任の自覚, ethical consumption という理念がない」と言われたことが印象的であった。

第2報告の児美川孝一朗（法政大学キャリアデザイン学部）さんは、「若者の実態を直視し、社会の進路も同時に拓くキャリア教育・経済教育」と題して、「学校から社会へ」あるいは「学校教育の前提」が変容しているなかで、「いま求められるキャリア教育」の役割として「社会との関わりで諸問題を考え、自分の生き方と切り結ぶ教育」をあげて、「キャリア教育の観点を組み入れた経済教育」の必要性を語られた。

第3報告の石川康宏（神戸女学院大学）さんは、「原発学習・福島調査のなかで気づいたこと、伸ばせた力」と題して、主に3回生ゼミでの学び（「慰安婦問題」と「原発・エネルギー問題」さらに「広島」への方法と、担当者として「心がけていること」などを詳しく報告された。その後、3人の女子学生が壇上にあがり、それぞれ福島県浪江町を訪問した印象などを報告した。石川ゼミの学生たちが自由にかつ自主的に学び、学内で発表し、学習の成果を本にまとめて出版するといった活動を

生き生きと行っていることが参加者に伝わってきた報告であった。

シンポジウム「その2」ではまず、「参照基準」問題に先頭になってとりくんでこられた八木紀一郎会員（本学会前理事、経済理論学会現代表幹事）が「経過報告」と題して報告された。この問題の経緯、各学協会の意見表明の内容などを紹介するとともに、「学習アウトカム」の評価における平板な知識・技能テストによる標準化と画一化が進行する危険性を指摘したうえで、今回の「『参照基準』を超える経済学教育の可能性」として、経済学（political economy）の基礎にたちかえり、経済学それ自体の革新を学習者中心の経済学教育と結び付ける努力が必要であることを指摘された。

岩田年浩（京都経済短期大学、本学会元会長）さんの「経済学と教育学の両面から経済学教育を考える」と題する第2報告は、「参照基準」が経済理論の多様性を無視していることを近代経済理論の立場から内在的に検討するとともに、教育学の視角からもこれを検討する内容であった。後者の点からは、経済分野を担当する教員の入念な教材研究など、実践面での成果を上げることへの期待が表明された。

以上のように、第30回大会には大変多くの内容が盛り込まれた気がするが、とにもかくにも理事をはじめ多くの方の努力により大きな問題なく成功裏に終わったことを喜びたい。

なお、来年の春季交流集会は2015年3月28日、福井県立大学（会場は福井市地域交流プラザ）で開催される。また、次回（第31回）全国大会は日本体育大学（会場、東京、世田谷キャンパス）で開催の予定である。

付記：本誌「学会動向」には、岩田年浩さんによる経済教育学会第25回大会（会場：関西大学高槻キャンパス）の模様が121号で、また中谷武雄さんによる第26回全国大会（会場：京都橘大学）の模様が124号で、それぞれ紹介されています。

（かくた しゅういち 所員 立命館大学）

高田太久吉編

『現代資本主義とマルクス経済学——経済学は有効性を取り戻せるか』

新日本出版社 2013年12月 税込価格 3240円

問題意識（本書の特徴）

本書は編者である高田太久吉氏を中心とする研究会に参集した研究者総計8人による全10章と補論からなる研究書である。このうち理論的フレームワークを示す部分と総括的部分である4章分を編者である高田氏が執筆している。

本書の最大の問題意識はつぎの点にある。「経済学者の多くが」、2008年恐慌（リーマン・ショック）とそれ以降の「現代資本主義経済の構造と動態をきわめて不正確あるいは抽象的にしか理解してこなかった」（序文、1頁）。つまり、マルクス経済学をはじめとする「非主流派経済学の陣営もまた今回の経済危機の接近を必ずしも適切な洞察力をもって予見したわけではなかった」（3頁）のである。したがって、本書に求められている使命は、「今回の経済危機を契機に浮き彫りになった経済学の不満足な状況、とりわけ現代の恐慌分析をめぐるマルクス経済学の立ち後れを少しでも取り戻」（4頁）すこにある。本書のタイトルが「現代資本主義とマルクス経済学——経済学が有効性を取り戻せるか」となっている理由がここにある。

それでは、課題にどのようにアプローチするのか。本書は全体を二部に分け、前半ではこれまで経済学が見落としてきた現代資本主義の構造や動態を「経済危機の歴史的背景と発生・波及メカニズム、とりわけ…（中略）…金融恐慌を引き起こした金融システムの諸問題を掘り下げて分析する」（5頁）ことを目指していると考えられる。そして、後半では、金融危機の背景にある「グローバル化や金融化などのキーワードを…（中略）…『帝国主義論』や『金融資本論』さらには、さまざまな独占資本論や国家独占資本主義論などの業績との関係で…（中略）…定義し、意味づける」（5頁）ことが追求されている。特に、編著者である高田氏は、「マルクス経済学の新たな進展がもっとも望まれるのが、現代の金融市场と金融産業の理論的・実証的分析」であるとして多くのこの問題に紙幅を割いていると述べている（6-7頁）。

本書の構成

本書を評価するポイントは、以上のような問題意識がどのように本書の内容に結実しているかどうかにあろう。ここではまず本書がどのような構成になっているかを挙げておこう。

第1部 現代資本主義の構造的矛盾と経済危機、（第1章）現代資本主義の蓄積と循環・恐慌、（第2章）経済・金融のグローバル化と国際不均衡、（第3章）現代日本経済の「失われた20年」とアベノミクス—経済のグローバル化と新自由主義的構造改革に対抗して、（第4章）経済危機下の欧州社会モデルと新自由主義、（第5章）失業・格差問題と経済危機—1970年代後半以降のアメリカ経済の構造変化；第2部 経済危機とマルクス経済学（第6章）現代の経済危機とマルクス恐慌論、（第7章）現代グローバリゼーションと帝国主義、（第8章）経済の金融化とマルクス信用論、（補論）米国投資銀行とヘッジファンドの関係—米上院常設調査小委員会「ウォール街と金融危機：金融崩壊の解剖」におけるゴールドマン・サックスのケーススタディ紹介を中心に、（第9章）環境問題と経済学の課題、（第10章）マルクス経済学の現代的課題

以上の構成を見ればわかるように本書で取り上げている「現代資本主義の危機」の内容は、単に金融危機にとどまらず、新自由主義やアベノミクス、現状の経済格差拡大への評価から世界経済・欧州経済問題、そして環境問題へと多岐にわたる。評者の能力の問題ばかりではなく、限られた範囲の中でこれらすべてを取り上げることは困難である。そこで、本書の編者である高田氏の総括的な3つの論文を中心に評してみたい。

現代資本主義経済の危機分析 における本書の主張点

まず、第1章「現代資本主義の蓄積と循環・恐慌」を取り上げてみよう。筆者は、従来のマルクス経済学が「単に自説の理論的首尾一貫性やマルクス解釈における正当性」を争ってきただけであるとする。その上で、現

代のマルクス経済学が、「現代資本主義の諸矛盾の顕在化として、複雑な様相で生じた今回の恐慌の理論的・実証的解明が求められている」ことを念頭において、「第二次世界大戦終結以降の資本主義…（中略）…の循環と経済危機の歴史を概観し…（中略）…今回の恐慌の歴史的意義を明らかに」する。それにあたって、本章の節に対応し、(1) 現代資本主義が繰り返す軽微な景気後退と、世界不況の引き金となる激しい経済危機との違いと関連、(2) 現代資本主義の成長、蓄積率、それらの循環的変動、労使関係その他は、1970年代のスタグフレーションを境にどのように変化したか、(3) 1980年代以降の現代資本主義の歴史的・構造的变化の要因、(4) 1970年代のスタグフレーションと今回の恐慌の関連を論点として挙げる（15頁）。

次に、第6章「現代の経済危機とマルクス恐慌論」では、現代の恐慌論の多様性とその特徴を主流派、ポスト・ケインジアン、マルクス経済学の三つの柱でサーベイする。例えば、新古典派経済学は、一般均衡理論という空想的仮定に依拠して、理論的枠組みから恐慌を排除していると評価し、非主流派経済学（ポストケインジアン等）は、市場の不完全性、金融の不安定性を制度的欠陥や政府の政策失敗にもとめ、資本主義自体の根本的批判に踏み込まないと批判している、つまり、このサーベイの特徴は、マルクス経済学を含めてどの学派においても恐慌を論じるには限界があるか、または恐慌そのものを忌避（主流派経済学）しているという評価が下されているところにあろう。そして、筆者の結論の大枠は次の引用に尽きるように思われる。

「恐慌を研究する経済学の方法は、メカニカルではなく、資本主義の枠内での生産様式の歴史的発展=進化過程の全体を開かれた歴史的視点で分析できる、柔軟な方法（弁証法的、進化論的、複雑系的）でなければならぬ。いくつかの要因を恣意的に組み合わせた機械的・直線的な因果律や、抽象的循環論的モデルで現実の恐慌を説明しようとすると、理論は現実適応性を失い、隘路に陥るか、非歴史的な景気循環論に帰着してしまう」（148頁）。

マルクス経済学も同様であって、求められているのは「理論的に精緻であるが非開放的・非適応的な理論体系をさらに精緻化することではない」（155頁）。それでも、マルクス経済学は「恐慌を…（中略）…世界市場の枠組みでのみ発現する資本主義の矛盾として捉え、その発現形態が資本主義の発展段階によって歴史的に規定されると考える点でも強みをもつて」（259頁）きた。しかし、こうした強みが「過去の恐慌分析においてつねに遺憾なく発揮されてきたわけでなく、今回の恐慌でも「その予測や現実の批判的分析において」その強みを發

揮できたわけではない（259頁）。それでは、どのように恐慌に迫ればよいのか。最終（第10）章「マルクス経済学の現代的課題」の中心的問題はここにあるといえる。筆者はここで4つの課題を挙げる（260-261頁）。（1）現代資本主義の「内在的・構造的な諸矛盾がどのように相互連関しながら、今回の恐慌を生み出したのか、…（中略）…特異性と歴史的意義がどこにあるのかを」批判的分析によって明らかにすること。この時、想定されるのが、特に1970年代以降構造的な変化を遂げてきた資本主義の再生産構造=蓄積構造である。具体的にみるとグローバリゼーションや経済の金融化があげられる。（2）現代経済学の諸潮流とそのイデオロギー的基礎を批判する課題。筆者は、マルクス経済学の影響力が減少する中で、主流派経済学に対抗するために「ケインズ経済学、制度学派その他の非主流派経済学の積極的な功績を批判的に摂取し…（中略）…対峙する」必要性を説いている。（3）現代資本主義が抱える経済的諸問題（経済危機、失業、貧困、格差、社会的排除などなど）が引き起こす苦痛や困難を克服するための経済政策の必要性とマルクス経済学が挑戦すべき課題が含まれていることを述べている。（4）マルクス経済学は、体制変革のための政治的・社会的運動、つまり階級闘争に資するための理論提供をしなければならないとする。具体的には、「資本主義批判をタブーにしている新自由主義イデオロギーの階級的性格を明らかにし、体制変革の物質的条件を解明すること」である。この4点の課題について筆者は本章の残りの部分でより展開している。

コメント

以上、大著でもあり、きわめて広範な課題をもった筆者の議論を簡単にみてきた。十分に展開できたとはいはず、また誤解の部分もあるであろう怖れを承知の上で、評者のコメントを示してみたい。

筆者は金融問題を中心に、欧米の数多くの文献を涉獵し、紹介してきた点で高い評価を得ている。この点で本書の論文もそうした筆者の力量が遺憾なく発揮されたものと評価できる。

その一方で、いくつかの指摘をせざるを得ない面も持っている。第1に、本書では筆者は現代の恐慌、現代資本主義の動態分析について多くの課題を提起された。しかし、そうした課題に対する具体的で、理論的な筆者の自説、積極的な展開が見られなかったように思われる。例えば、筆者は1970年代を現代資本主義の一つの境目とみている。この点、多くの論者がそうした見方をしていることは否定しない。しかし、その構造変化が具体的にどのようなメカニズムで今次恐慌を引き起こしたのか。また、1970年代以降の構造変化という面からみ

て今次恐慌がもつ特異な状況、あるいは歴史的、構造的な特徴はなんだったのか。この点で筆者の独自な主張を、評者にはとらえることができなかった。さまざまな論点を示され、非常に広範囲にわたって論点を拾い上げられた点は評価したい。しかし、それだけに特に2008年恐慌発生の原因とその結果の論理が追いにくくなつた。また、同時に、筆者が本書で繰り返し主張されてきた、従来の議論を乗り越える新たな枠組みでのマルクス経済学の理論展開がなんであるのかをとらえることは困難であった。きわめて残念である。

第2に、「蓄積の限界」ないしは「新自由主義的な蓄積の限界」を指摘されることは肯定できる。一方で、評者としては、現代資本主義がその限界を突破したのか、しようとしているのか。それとも限界が突破できずにお停滞が続いているのか、この点の見通しを聞いたかっ

た。特に、課題としてその点を指摘しているだけに、一定の議論展開があつてもよかつたように思われる。

第3に、やや同じような主張の繰り返しが多いように感じた。さらに整理されると論旨がすっきりしたのではないだろうか。

以上、勝手な批判を繰り返した。失礼な点があればご寛容をいただきたい。とはいって、編者（筆者）の論文を含めて、本書に含まれたこの他の論文には注目すべき、優れたものが多い。具体的に指摘しないが、オリジナルな、見るべき分析が行われている。本書全体を通して是非一読し、編者を含めた研究会の成果をぜひ摂取していただきたいと思う。

(松本 朗 所員 立命館大学)

書評

二宮厚美・福祉国家構想研究会編

『福祉国家型財政への転換——危機を開拓する真の道筋』

大月書店 2013年12月 税込価格 2592円

本書は、福祉国家構想研究会が「シリーズ新福祉国家構想」として発刊している政策集の第4巻であり、現代日本の財政構造を転換し福祉国家型財政に向けた政策を提起したものである。本稿を借りて、編集団体である研究会事務局長として本書を紹介し書評に変えたい。

本書「序章」における二宮の分析では、福祉国家型財政への転換をめぐって現代日本に3つの潮流があるとする。すなわち、①転換を推進しようとする新福祉国家派、②転換を阻止しようとする新自由主義派、③第3の道を志向するポスト福祉国家派の3つであり、その三者がひしめきつぱぜりあいを繰り広げている、と見る。そして、その中でも「いちばん微妙な立場」にあるのがポスト福祉国家派で、この派は、アンチ土建国家の立場を新自由主義派および新福祉国家派と共有し、福祉国家に親和的な立場に立つ。しかし、ポスト福祉国家派は、新自由主義に対決・対抗する立場に徹するかといえば、必ずしもそうではない。その立場は明確な反新自由主義ではなく「せいぜいのところ非・新自由主義の立場」にとどまり、「脱福祉国家」の道、「日本人好みの言葉で言えば『福祉国家超克』の道」に向かっていると分析する。

序章では、現代日本の財政構造は福祉国家型財政に向けて「転換」する必要があり、その理由を次の3つにあると説く。第1は、「世間では」、社会保障や教育・福祉に手厚い福祉国家型財政は持続可能ではないとする見方が一般的であるが、それは逆で、新自由主義的な競争国家はやがて「脱線」し「破綻に向かわざるをえず」、この破局から脱出するために福祉国家の再構築（つまり新福祉国家）が課題になること。第2は、福祉国家型財政への転換が「歴史的必然」であり、新自由主義的な資本蓄積つまり企業が利潤を再投資してその経営規模を拡大していく蓄積は、福祉国家を担う財政の構築を歴史的課題として浮上させること。第3は、福祉国家型財政への転換は、国民多数の意思と世論であり、この選択は憲法的規範に依拠した価値意識によるもので、戦後最大の憲法危機に直面している下で「改憲型新自由主義」に対するカウンターポリシーである、とする。

きわめて説得力ある理由であり、「財政危機」と言う今日の情勢に対応した緊張感あふれる内容が、本書全体を貫いている。

本書の構成と概要

本書は以下のように構成され、序章を除いて 6 章からなっている。

序章 競争国家か福祉国家かの対抗関係（二宮厚美）

第 1 章 財政危機の中の福祉国家型財政への道（二宮厚美）

第 2 章 財政危機の原因と、打開策としての福祉国家型財政（梅原英治）

第 3 章 福祉国家における社会保険制度（高山一夫）

第 4 章 現代日本の「社会保障と税の一体改革」をめぐる二つの道（川上哲）

第 5 章 福祉国家型地方自治のもとでの自治体財政の争点と将来（平岡和久）

第 6 章 グローバル化のなかの福祉国家型国民経済の展望（岡田知弘）

本書で、とりわけ興味を抱かされたのは第 2 章（梅原）である。それによれば、「新福祉国家型財政への転換こそ経済・財政危機から抜け出す道」であり、脱却策の第 1 の柱は、「雇用・賃金の改善を基礎としてデフレ経済から脱出し、内需主導の経済構造を構築する経済改革」である。通常、デフレ・ギャップに対して民間の需要創出が期待できないときは財政出動が有効とされる。しかし、現在の分配構造そのままでは財政発動で「需要増→供給増」ができるでも「供給増→所得増」にはならず、「所得増→需要増」に至らない。実際、こうした状況が続き現在の財政赤字が拡大している。したがって、「デフレ脱出の基本的かつ最優先の課題は、雇用と賃金を改善すること、雇用を全体として増やしながら、非正規雇用の比率を引き下げ、賃金を全体として底上げする」ことである、と主張する。そのためにも、労働者派遣法など労働法を抜本的に改正し、派遣や契約などを限定し、正規・非正規労働者の差別・格差をなくすことが必要であると説く。

さらに、このような賃金・雇用の改善を基礎とするデフレ経済からの脱出によって、税収・社会保険料収入は増大するが、それだけでは財政赤字を削減するのに十分ではない。そこで、第 2 の柱として、消費税の増税ではなく所得税・法人税・資産課税を再生する税制改革を基本とした財政改革が必要である、と言う。また第 3 の柱として、歳出や政府資産についての見直しを求め、防衛関係費や在日米軍施設などの費用の削減、政党助成金削減などを提起する。

本章では、旧来型の福祉国家に対して新福祉国家の中身も明らかにしている。それは、①従来の福祉国家とも共通する課題として社会保障を再建すること、②安保条約を廃棄して憲法 9 条を具体化する平和国家とするこ

と、③旧い福祉国家以上に大企業への規制が必要なこと、④産業別労組と社会民主主義政党を担い手とするのではなく、企業主義に侵されていない労働組合や新自由主義構造改革によって打撃を受けている高齢者・自営業者・農業者・中小企業家や反新自由主義を掲げる政党が担い手となること、⑤旧い福祉国家やそれをモデルとした社会構想のように付加価値税（消費税）に安易に依存するのではなく、大企業と高所得者・大資産家に適正な負担を求める、そこに「新福祉国家」の「新しさ」があり、このような経済・財政改革こそ現在の財政危機から脱出しうる「正当で有効かつ唯一残された道」であると結論づけている。

新たな福祉国家の担い手を明確にしていることは、本章の財政改革提案を説得力あるものにしている。欧州型（北欧型）福祉国家が強力な産業別労働組合と社民党政党によって支えられてきたことは周知の事実だが、ここで提起される新たな担い手は④であって、旧来型の産業別労働組合ではないことが興味深い。確かに、わが国の労働組合が企業別組合であり、企業内主義と言う決定的な弱点を持って存在している現実から、そのような担い手になることは、直ちには期待し難い。したがって、地域における反構造改革の運動の結節点となっている社会運動ユニオニズムの立場に立つ単産・単組や個人加盟ユニオンなどの労働組織、被害者たるすべての高齢者・自営業者・農民・中小企業家などが担い手となるし、またそうならざるを得ないと言うことである。

さらに、本書で興味深いのは第 4 章「現代日本の『社会保障と税の一体改革』をめぐる二つの道」（川上）である。ここでは、民主党政権が法案を成立させた「一体改革」について検討し、現代日本に求められているのは新自由主義の国家構想としての一体改革ではなく、「新しい福祉国家」構想であることを明らかにする。

その際、新しい福祉国家構想の出発点として戦後ヨーロッパで定着した旧い福祉国家が持つ枠組みや諸制度の実現をもめざさなければならず、「新しい福祉国家」構想は新旧の福祉国家実現という二重の課題に応えなければならないとする。その出発点を明らかにした上で、一体改革において、消費税増税と社会保障改革の関係が、それぞれ「主役」と「脇役」の関係であったことを逆転させ、社会保障こそが「主役」であり財源が「脇役」であると説く。そして、財源原則は「量出制入」原則（政策に必要な支出額をまず計算し、その支出額をまかなう財源を確保するという原則）に基づくのが、「新しい福祉国家」構想の基本的考え方であるとする。

また「新しい福祉国家」構想においては、社会保障財源を消費税に限定するなどもってのほかであり、それは租税財源全般と社会保険料によってまかなわれねばなら

ず、さらに「その負担配分は応能負担原則」によるとする。この原則から「勤労所得軽課・資本所得重課」の原則が必然的に導き出され、新自由主義型税制の「勤労所得重課・資本所得軽課」とは真逆になり、この原則に基づいて社会保障財源を調達するのが基本的考え方だと主張する。

いうまでもなく、「一体改革」なるものは新自由主義型国家構想にはかならず、アベノミクスの下で進められているトリクルダウン論（浸透効果論）による国民生活の危機はここから発生している。この問題点を問い合わせ、それを解決するのは新自由主義とは 180 度異なる「新しい福祉国家」構想なのである。

参考——福祉国家構想研究会について

福祉国家構想研究会は、岡田知弘、後藤道夫、二宮厚美、渡辺治の 4 名が共同代表となって 2008 年に発足した。それは、「現代日本で進行している構造改革政治を止めさせ、政治を新たな福祉国家建設の方向へ転換させるために、福祉国家型対抗構想を作成・発表して活発な論議を喚起すること」を目的に、全国で約 80 名の研究者や実務者が 11 の部会に分かれて研究を重ねている。

新自由主義への対抗構想としての新福祉国家構想は、現在の社会的危機を克服するとともに、相当の期間、進化し続けることが可能な構想として提案されている。それは、福祉国家諸国の到達点を念頭に置き、強力な規制による健全な労働市場と最低生活保障の諸制度の本格的構築を行うと同時に、国内・地域内の経済循環と必要な産業の維持・育成をはかり、そのために多国籍企業群に蓄積された富を賃金と税・社会保険料を中心に国内に環流させることを求めるものである。

新しい福祉国家構想は、大企業本位の資本主義に強い

書評

医療分野研究会編

『地域に保健・医療・福祉のネットワークを』

田中プリント 2014 年 1 月 税込価格 500 円

I はじめに

本書は、京都自治体問題研究所・京都府政研究会の一つの部会である「医療分野研究会」が、2014 年 4 月の京都府知事選挙に向けて、府民に府政判断の材料を提供する目的で刊行したものである。佐藤卓利教授（立命館

規制をかけようとするものであり、目前に広がる格差と貧困の解決のためにもこの構想を根づかせることが求められる。

福祉国家構想研究会は、すでに雇用・労働、医療、教育の各部会が政策提起を行い、それらはいずれもシリーズ本として出版されている（「失業・半失業者が暮らせる制度の構築——雇用崩壊からの脱却」後藤道夫、布川日佐史、福祉国家構想研究会編。「公教育の無償性を実現する——教育財政法の再構築」世取山洋介、福祉国家構想研究会編。「誰でも安心できる医療保障へ」二宮厚美、福祉国家構想研究会編）。さらに、課題ごとの政策提起以外にも 4 人の共同代表の執筆による『〈大国〉への執念——安倍政権と日本の危機』（大月書店 2014 年 10 月）が発刊され、改憲・軍事大国化と新自由主義改革の再起動を実行する安倍政権を構造的に分析し、対抗への道筋を示している。

本書で明らかにしているように「現代とは、人間らしい生活を、各地域から主体的に再構築していくための試練の時代」であり、われわれ国民は「地方自治体・国の主権者であり、地球社会を構成する一員でもある。まさにいまその主権行使し互いに連携し地域と日本、地球の持続的発展のための創造的運動」（第 6 章、岡田）が求められているのである。

第 2 次安倍政権のもと、きわめて異例のスピードで幅広い社会領域において「グローバル競争国家大国」づくりをめざす新自由主義改革が再開され、急進化している。これにストップをかけるためにも、福祉国家構想研究会として集団的研究が重ねられている国家・自治体、基本構想、平和・安保、財政・税制、所得保障、福祉など各部会における対抗構想の提起が待たれている。

（寺間誠治 所員 福祉国家構想研究会事務局長）

大学）を主査として、研究者、自治体労働者、医療労働者、団体代表、地方議員など多彩な方々が結集して、研究会を重ねてまとめられた労作であり、国民健康保険、地域医療、地域包括ケアシステム等を中心軸にした実践的な政策提起の書である。10 名の執筆陣の熱意にこたえるために、紙幅の関係もあり、本書評はできるだけ各

章の中身を具体的に紹介することに力点をおいていくたい。まず、本書の章立てを抜粋し、そして議論の前提となる京都府の二次医療圏の地域割りを紹介する。二次医療圏とは、特殊な高度医療を除いた一般的な医療サービスの流れが一応完結するとみられる、複数の市町村を単位とする地域のことである（医療法で定められている）。

はじめに 本書のねらいと構成

第1章「社会保障と税の一体改革」と国民健康保険の危機
 第2章 京都府における市町村国保の現状と国保一元化
 第3章 地域医療と自治体病院
 第4章 医療の現場から見えてくるもの
 第5章 地域に保健・医療・福祉のネットワークを
 ——「京都式地域包括ケアシステム」を検討する——
 むすびにかえて

京都府の二次医療圏（高齢者健康福祉圏域）	
丹後医療圏	京丹後市、与謝野町など
中丹医療圏	福知山市、舞鶴市、綾部市
南丹医療圏	京丹波町、南丹市、亀岡市
京都・乙訓医療圏	京都市、向日市など
山城北医療圏	宇治市、城陽市など
山城南医療圏	木津川市、笠木町など

Ⅱ 本書の骨格と主張

本書の冒頭で佐藤卓利氏（主査）は、「この4年間の山田府政は、保健・医療・福祉分野においては、一方で国が進める社会保障制度改革の先取りをすると同時に、他方で住民の要求を意識しつつ、国の政策については、財政負担の問題も絡んで、一定の距離と立場をもって対応してきたようにおもわれます」（3頁）と述べ、各施策について政策当局の意図と結果の両面から総合的に評価することの重要性を強調する。本書の最大の特徴、住民視点にしっかりとたちつつ、複眼的、重層的視点で分析・評価をするという大文字のベクトルが最初に宣言されているのである。類書とは異なる、本書を貫く縦糸を確認したうえで、本書の具体的な議論にはいっていこう。

第1章では、まず社会保障としてすべての国民に国が責任を持って医療を保障するわが国独自の制度が国民皆保険であり、協会けんぽは、後期高齢者医療制度、国民健康保険などに多額の税が投入されていることの理由を、逆選択がおきる民間生命保険などとの比較で論じ、市町村国保の厳しい財政状態の必然性を解明する。そして全国の市町村国保の財政状況について、市町村一般会計からの法定外繰入が約4000億にのぼり、また翌年度の収

入を先食いする「前年度繰上充用」という手法が一般化していることを指摘し、無保険者の増大による国民皆保険の「空洞化」について論じている。「社会保障と税の一体改革」の道筋を示すとして設置された国民会議は2013年8月に報告書をだし、国民皆保険の維持のためには公費投入はできるだけ抑え、保険者間の財政調整に任せることを原則とすべきであると主張したが、その論は、国保の財政危機は保険者間の財政調整によって打開するのが筋であるとの主張につながり、「国民健康保険の保険者の都道府県移行」の提起につながってくる。

第2章では、まず京都府の市町村内国保の状況について整理を行っている。京都府国保広域化等支援方針（2010年）は、ナショナルミニマムの観点から市町村国保への国費投入の充実を国に求めるなどを明言しながら、同時に市町村国保の都道府県単位での一元化に向か、事業運営の広域化、とりわけ財政運営の広域化を進めるとしている。市町村間の財政調整のしかけとして「保険財政共同安定化事業の見直し」をうちだし、標準的な保険料設定等を市町村と協議しようとしている。収納対策の点など財政問題では2009年に発足した「京都府税機構」の存在に注目する必要性を、本書は協調している。

医療提供体制については、5年に1度改定される都道府県医療計画の動きを見る必要がある。府の2013年医療計画では、基準病床数（療養・一般）は府全域でマイナス、医師と医療機関の不足に悩む丹後・中丹・南丹医療圏でさえマイナスとされており現実と乖離しているが、一方で地域医療の困難の打開をめざす積極的内容も内包している。府内の人口あたりの医師数は全国最多だが、内実をみると京都・乙訓だけが全国平均を大きく上回り、他の医療圏では全国平均以下である。府はその解決に向け、地域医療センター（KMCC）を立ち上げ、オール京都体制でとりくんでいる。そして府が新しく提案してきたのが、「診療報酬決定権限（の一部）を都道府県に委譲せよ」であり、この論は国レベルの議論ともなってきていている。国保の都道府県化という国の政策は、国保財政危機への対応という側面と、都道府県が医療費を管理しやすく仕組みづくりの一環という側面をもっており、府は「この2側面をつないでみせたという点で、他府県が示さなかった特別な意味を持っていた」（61頁）と、本書はまとめている。

第3章では、総務省「公立病院改革ガイドライン」などにより、揺れ動いてきた府下の自治体病院の約10年間の動きを解明している。府は2005年には一方的に府立洛東病院を廃止し、大江町立国保病院と精華町国保病院の指定管理者制度による公設民営化、府立与謝の海病院の独立行政法人府立医大の附属病院化をすすめ、京都

市内では京都市立病院と市立京北病院の地方独立法人化が行われた。全国的に有名になった新大江病院（福知山市）に対して現福知山市長は、2014年度の指定管理期間終了後は福知山市民病院の分院として運営していくと明言しており、注目する必要がある。

医療供給体制がとりわけ厳しい丹後医療圏にある府立与謝の海病院は、2013年より京都府公立大学法人府立医大付属北部医療センターに移行させられた。これに對して住民と自治体労働者、医療福祉労働者、研究者などは協力して地域アンケート調査を大規模に行い、「医療分野では、半数の住民が救急医療に不安を感じていること、地方でドクターへに対する期待が高いこと、介護では地域包括ケアの認知が3割を超えており、生活面では、多くの方が丹後地域に住み続けたいと考えておられること」(85頁)を明らかにした。

第4章では、医療供給体制の現状と府保健医療計画について論議を行っている。北部の医療圏、丹後・中丹・南丹医療圏は厳しい医師不足状況におちいっており、南部の医療圏、山城北・南も小児科救急の状況に関しては同様である。2013年に「京都府第5次保健医療計画」が策定されたが、国の「病床機能報告制度」、「地域ビジョンの策定」によって、医療供給体制の選択と集中がすすみ、さらに二次医療圏の範囲を広げる見直しにつながり、医療費の抑制を図る方向性が明確になりつつある。二次医療圏単位で医療が完結できないことは明確であり、「現状の限られた資源・人材の中で、救急から在宅まで医療を守る実践を公的にすすめることが、医師確保の一つの力」となり、「府が二次医療圏ごとに地域保健医療協議会を市町村や医療機関、保健センター等と連携すること」(98頁)、府立医大の定員増加への決断が肝要である。

第5章では、「京都式地域包括ケアシステム」が俎上にのせられ、いくつかの重要な政策提起がなされている。府は2010年に「老後も安心して暮らせる地域ケアシステム推進プラン」を発表し、在宅医療、在宅介護への支援等をかけ実践をすすめてきた。国の地域ケアシステムの議論と比べると、まだしも府は『『医療・介護・福祉のオール京都体制で』、『京都地域包括ケア推進機構』を立ち上げ、独自の『京都式地域包括ケアシステム』の構築に努力』しており、「その姿勢は評価したい」(114～115頁)。しかし、とりわけ緊密な連携が必要な市町村の取り組みを注視する必要があり、地域包括支援センターの状況を分析する必要がある。京都市ではこれを全て民間委託（医療法人・社会福祉法人など）しており、受託事業者に対しての支援が細かく必要である。一方、京丹波町では直営であり、役場内のタテ割りを超えて住民の生活支援を行っており、着目すべき実績をあ

げている。

地域包括ケアは保健所や福祉事務所がこの間の国家政策によって手放してしまった、住民のいのちと暮らしを守る仕事の再編であり、支援センターを民間委託している市町には「せめて基幹型の地域包括支援センターを直営として設置し、市町村の保健・福祉業務と統合し、民間委託センターへの人的・財政的支援を強める努力を求めるべき」(130頁)と、貴重な具体的提言を行っている。

III いくつかの論点

本書でとりあげている自治体病院のかかえている諸課題に、評者は過去にいささかかわったことがあるが、府立洛東病院廃止問題はやはり大きなエポックであったと改めて感じている。2004年の『洛東病院包括外部監査報告書』は、府下で不足している小児リハや難病リハへの公立病院としての対応が望まれる、黒字経営が可能な対策がまだあると推察される、と論をすすめながら、最終ページとなって突然、設備の老朽化とそれの改善には巨額な投資が必要であるため廃院しかないと結論づけたのである。この廃院と大江町立国保病院の民営化が、総務省がその後強引にすすめた自治体病院改革の嚆矢となったことは明白であり、京都府の果たした役割についてのいっそうの分析が必要である。同時に洛東病院の経営数値をみると2001年から2003年にかけて急激に悪化しており、1990年代末の段階で、病院の総合的な機能強化、整備の近代化と経営改善提案が社会運動の側から必要であったと思われるのである。今後の府下の公立病院課題への、住民視点での総合的対抗政策提案づくりのスピードアップが望まれている。

国保の都道府県化の点では、本書の指摘通り京都府の果たしてきた役割はまさに「確信犯」である。評者が思い出すのは、歴史的な民主党政権発足の直後に開催された、京都自治体学校の分科会での議論である。各医疗保险の都道府県レベルでの一元化こそ、民主党政権の医療政策の骨格であり、その点で後期高齢者医療制度の廃止問題はどうなるのか（難しいのではないか等）という議論を行ったのであるが、その後の経過は周知の通りである。この間、日本創世会議などは「消滅可能性自治体」といった言葉を多用し、コンパクトシティという言葉も各省庁のレポート等にもりこまれている。広域行政と道州制への流れが、今春の統一地方選挙もにらみながら強まっており、本書がとりわけ重視している京都地方税機構などのいっそうの分析とあわせて、府および市町村の行財政動向全般と地域を注視する必要がある。

住民視点での総合的なまちづくりに関して、与謝野町（府北部）の高齢者、障害者福祉に力を入れた共生と地域循環型町政が全国的に注目されているが、府下のその

ような芽を育て、経験を政策化、総合化し、拡大深化させていくことが求められている。「むすびにかえて」で、京都府職員労働組合の幹部である多田哲子氏は、医療・福祉・介護との安定的な雇用創出と地域循環型施策の強化と地域経済にふれた後、かつて京都府は保健・医療・福祉の分野でも、全国で初めて被爆者検診をスタートさせ、森永ヒ素ミルク事件でも被害者救済に大きな役割を果たした、「今こそ、政府の社会保障改革に抗して、憲

法 25 条の堅持を全国に発信し、国民世論醸成に力を注ぐ府政を望んでやみません」(135 頁)と述べ、本書を香気高くしめくくった。自治体当局も含めたオープンな公論の場で、政策論議をまきおこしていく強い意志を感じる宣言であり、評者もまた大阪の地でそこに参加していき、貢献をしていく決意である。

(大松 美樹雄 所員 けいはん医療生活協同組合)

特定秘密保護法の成立に抗議し廃止を要求する声明

* 2014 年 12 月 10 日の特定秘密保護法施行にあたり、今からほぼ 1 年前に同法の国会成立を受けて基礎経済科学研究所常任理事会が発した声明を以下に掲載します。(編集局)

特定秘密保護法が 2013 年 12 月 6 日に成立し、12 月 13 日に公布された。我々は、法案がパブリック・コメントにかけられてから、強い関心を持ってその成り行きを注視してきたが、国会で次々と深刻な疑問点が出されたにもかかわらず、また、公聴会でも反対・慎重意見が多くなったにもかかわらず、十分な審議がなされないまま強引に採決されたことに深く失望し、怒りを感じた。そもそも、今の国会は、「違憲」判決が相次ぎ、「違憲無効」判決さえ出されるほど正統性に問題があり、多数といえども、正確に民意を反映しているとは言えない。のような国会における強行採決が如何に道理を外れたものであるか誰の目にも明らかである。担当大臣の答弁にはしばしば混乱が見られ、法成立後の与党幹事長の「報道の自由」に関する法解釈にも混乱が見られた。これは、十分な準備と十分な審議がなされなかった証左であり、施行後の恣意的法解釈や恣意的運用を予想させるものである。

強行採決および施行へ向けての拙速な動きに厳重に抗議する。

この法律で、問題となる主な点のみを指摘する。(1) 「特定秘密」とされる 4 分野およびその中味は、それ自体は一見、当然のように見える。しかし、そもそもそれらは現行法で対処可能なものであり、新たな法律を制定して厳罰をもって対処する必要のないものである。(2) 国際標準を理由にするならば、最新の「ツワネ原則」(国家安全保障と情報への権利に関する国際原則)(2013 年 11 月) を参照して、国家機密保持と情報公開の公益性とのバランスをとるべきである。もし、それがなされていたらならば、以下に指摘するような問題は生じなかつたであろうが、ほとんどなされていない。(3) 何が処罰の対象かあいまいである。たとえば、市民のデモさえ、

主義や主張を「強要」したと見なされれば、テロリズムと同一視され、禁圧されるおそれがあることが露呈している。(4) 罪刑法定主義に反する事態が生じるのが必至である。なぜなら、秘密の指定をチェックする、政府から独立の第三者機関がなく、そのため、指定の範囲や妥当性を担保することができず、何が秘密かもわからないうちに処罰されるというおそれがあるからである。公務員や事業者だけではなく、一般私人も巻き込まれる。(5) 「特定秘密」の取り扱いをする事業者に対して「適正評価」がなされることになっているが、その項目の中には、明らかに国民の思想・信条、プライバシーを脅かし、差別を助長するものがある。(6) 間のごとき秘密が、公務員と国民との間の、更には公務員相互間の距離を広げ、主権者たる国民を政治から遠ざけ、民主主義の担い手である公務員を萎縮させることになる。(7) 秘密の肥大化、また長期化(最長 60 年)により、秘密のチェックや事後検証が困難となり、国民による権力のコントロールが不可能になる。(8) 漏洩の防止という名の下に監視や盗聴などの人権侵害行為が日常化し、国民は常に國家の監視の下に置かれることになる。また、密告の奨励により、国民が相互に監視し合う社会になる。(9) 取材・報道の自由に関して、「配慮する」ことになっているが、このような曖昧で恩恵的な表現は、法律用語としては不適切なものであり、その適用において恣意的な運用や解釈を許すものであって、「報道の自由」が権利として保証されているとは言えない。その兆候が法律成立直後に現れたことは、すでに冒頭で指摘した通りである。(10) 「報道の自由」に対する制約と同じ問題は「学問の自由」・「教育の自由」や広く「知る権利」、そして表現の自由などにも存在し、学問、教育、映画、演劇、音楽、芸能など、あらゆる文化活動だけではなく、国際

交流活動にも萎縮効果が生じる。

本研究所は、「働きつつ学ぶ」ことを理念として、研究者のみならず、働きつつ学ぶ労働者や市民で構成する学術団体として活動してきた。専門分野も多岐に亘り、生活や実践とのつながりも密接である。それ故に、この法律についても法案の段階から研究会や研究大会において、さまざまな角度から検討してきた。教育研究者や歴史研究者は、戦前の歴史の中に、軍事の変わり目に秘密保護法が変わるという特徴があることを見抜き、この法案の提出はまさにそれにあたること、また、「国民の教育権」や「学問の自由」への国家統制を強めるという点で、道徳を教科にしたり、教科書の統制を強化しようとする文部科学省の動きと連動するものと見てきた。そして、従軍慰安婦に関する資料などに触れたり、それについて書いたりすることが困難になるのではないかと危惧してきた。経済学者や法学・政治学者は、原発問題も安全保障戦略と関わる限り秘密のベールに包まれるおそれがあること、また、TPP交渉への参加と政府が推進し

てきた東アジア地域包括的経済連携（RCEP）とが矛盾し、TPP交渉における秘密主義と秘密保護法案とが平仄を合わせていること、そして、「国家安全保障戦略」と法案が一体のものであることなどを明らかにしてきた。

この法律は、本研究所の目的、理念およびこのような学問的尊厳に照らして見れば、様々な局面で「学問の自由」や市民的自由を致命的に制約するものであり、しかも法律として多くの欠陥を持つものであって、修正や運用によてもその不正性や欠陥をカバーすることが到底不可能な、憲法に反する法律であり、国際水準以下の法律であると見なざるを得ない。もし、この法律が施行されるなら、人権の中の人権とも言うべき「国民の知る権利」があらゆる分野に亘って制限され、国民主権が回復不能な程に侵害されるであろう。よって、この法律が直ちに廃止されることを強く求めるものである。

2014年1月10日 基礎経済科学研究所常任理事会

編集後記

▼昨秋からの見習期間を経て、今号から小誌の編集局長をつとめることになりました。編集局長は実は2回目で、2002年12月刊行の第100号以来、12年ぶりの復帰ということになります。思えば、私がはじめて小誌の編集局の仕事に携わるようになったのは、1990年に重森編集局長の下で、梅原英治さんから編集事務局担当を引き継いだときのことです。その頃は電子メールはまだなく、原稿依頼やその後のやりとりは全て電話や葉書・手紙を通じて行っていました。それから20余年が経過して、いまでは、電話・郵便による連絡はその大半がメールでの連絡に代わりました。

▼情報通信手段の発達は、執筆者との迅速な連絡を容易にしただけでなく、編集局内部での迅速な意見交換を可能にしました。メールを使えば、事務所のある京都から遠い地域に居住する編集局員からも、多様な知恵・アイデアを集めることができます。私が編集事務を担当した頃（また編集局長になった最初の頃）には、編集局会議ではごくおおまかなことだけを議論し、大半のことは、編集内容に関わる事項も含めて、編集局長と事務担当者の相談によって決めていました。しかし、現在の編集局では、編集内容に関わる事項は、編集局員に広く意見を求め、編集局会議およびメール審議にて承認を求めるようになっています。東京での所員の増大を反映して、昨年の9月から4名の編集局員からなる編集局の東京分局も設立されました。

▼開かれた意見交換の機会の拡大は、合意形成を難しく

する、あるいは合意形成に要する時間を長くする面をもっています。これはあらゆる合議について言えることですが、とりわけメールでのやりとりには、個々の文言が表現や文脈から分離して一人歩きすることによって、対立を増幅する危険があります。合議による運営を実質的・建設的なものとするためには、合議への参加者の間で、この危険を直視し、それを克服する自覚的努力が必要です。

▼もちろん、情報機器が進歩し、意見交換の方法は変わっても、編集作業の本質は変わりません。初心を思い起こして、よい雑誌をつくっていきたいと思います。今号の二特集は、2014年9月に開かれた夏期研究大会での共通セッション企画に基づいています。また、「ニュースを読み解く」についても、多様なトピックを集めることができました。編集作業の「役得」の一つは、普段の自分の研究ではあまり読む機会のない分野の研究論文を読む、それもしっかり読むことができるということです。今回久しぶりに原稿を集め、読み、校正する作業に携り、その過程で私自身、多くのことを学び、視野を広げることができました。

▼最後にもう一言。今号から、編集作業の省力化のため、読みやすさを損なわない範囲で、筆者写真・飾り文字・網掛け・イラストをなくすなどのレイアウト変更を行いました。読者の皆様におかれでは、ご理解のほどをお願い申し上げます。

（森岡真史）

『経済科学通信』投稿規程

1. 本誌はレフェリー制にもとづく投稿を受け入れています。
2. 種類と字数
論文、研究ノート、読書ノート：9,000字以内。
研究動向、書評：4,000字以内。
制限字数の上限には、図表、注、参考文献などを含みます。
3. 投稿に際して、つきの提出物をお送りください。
 - (1) 正本と副本の電子ファイル（テキスト形式またはMS-Wordで読み込み可能なもの）。
 - (2) 論文、研究ノート、読書ノート、研究動向、書評の区別を明記してください。
 - (3) A4判横書き1ページ35字×30行で作成してください。
 - (4) 正本には論題、氏名、所属、郵送先、電話番号、E-mailアドレスを付記してください。
 - (5) 副本は審査用です。投稿者の氏名が特定されるような記載はすべて削除してください。「拙稿」「拙著」などの記述はしない、あるいは伏せ字にしてください。編集局で内容を点検し、執筆者が特定できると判断した場合は削除させていただくことがあります。
4. 送り先
基礎経済科学研究所編集局宛電子メール添付ファイル、
あるいは郵送。（郵送の場合、返却不要なメディアに保存のうえ、基礎経済科学研究所宛にお送りください。その際正本と副本のコピーを各一部添えてください）。
投稿者には編集局受領の時点で電子メールまたは書面により受領の旨の返事を送りますので、からずご自身で確認してください。
提出された電子ファイルや原稿等は返却いたしません。
5. 審査と判定
直近の編集局会議において匿名査読者（レフェリー）を選定し、査読の依頼を行います。
レフェリーの評価にもとづいて、掲載の可否を編集局会議において決定します。
判定結果については、メールまたは書面により投稿者にお知らせします。
掲載可と判断された論文等の掲載号は、『経済科学通信』の構成及び著者校正等の日程を鑑みたうえで編集局において決定します。
6. 審査結果の内容
「そのまま掲載可」もしくは「わずかな手直しで掲載可」と判断された場合は、「改善要望」を送りますので、電子ファイルとハードコピーの原稿の両方を再提出してください。
「継続審査」として「改善要望」と再提出の期限をお知らせする場合があります。この場合は再審査を行ったうえで可否を決定するので、掲載を確約するものではありません。
7. 著作権
掲載が決定した場合、原稿の著作権を基礎経済科学研究所に委譲してください。ただし、原著者による著作権使用の申し出については、所定の基準と手続きにより無償で許可します。
8. 抜き刷り
抜き刷りは実費にて作成可能です。筆者校正時にその旨と希望部数をご連絡ください。
9. 掲載料
所員、所友、研究生の方から掲載料は徴収しません。『経済科学通信』の当該号を2部お送りします。
所員、所友、研究生以外の方には、論文・研究ノート・読書ノートは5,000円、研究動向・書評は2,000円の掲載料をお支払いいただきます。

経済科学通信 第136号 2015年1月31日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail henshu@kisoken.org

URL http://www.kisoken.org

振替01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長

森岡 真史

副編集局長

山西 万三

編集局員

大西 広 神谷 章生 田中 幸世 増田 和夫 高野 利

森本 壮亮 中根 康裕 宮下 武美 大畠 智史 和田 幸子

角田 修一 藤岡 慎 田添 篤史 原田 収 伊藤 明洋

印刷所

モリモト印刷株式会社

〒162-0813 東京都新宿区東五軒町3-19

TEL 03-3268-6301 (代)

購読料

一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

カタストロフィーの経済思想

震災・原発・フクシマ

本体2,800円+税

3.11が我々に突きつけた「カタストロフィー」。人間復興のために何を見据え、どう乗り越えるべきか、そのヒントを提示する
後藤宣代・広原盛明・森岡孝一・池田清・中谷武雄・藤岡惇著

時代はまるで資本論

貧困と発達を問う全10講

現代日本で進行しつつある、「貧困」にどう対処するのか。近代経済学の古典『資本論』から、現代社会を読み解く鍵をさぐる。
基礎経済科学研究所編 本体2,400円+税

金融危機のレギュラシオン理論

日本経済の課題 宇仁左幸・山田鏡夫・磯谷明徳・植村博恭著 本体3,200円+税

世界金融危機による構造変動を見据えながら、レギュラシオン理論に基づいて日本経済の望ましい進路とそれに必要な制度改革の内容を明らかにする。

緑の産業革命 資源・エネルギー節約型成長への転換

イエニッケ/シュラーズ/ヤコブ/長尾伸一編 本体3,000円+税

東アジアのエネルギー・環境政策

原子力発電/地球温暖化/大気・水質保全 李秀徹編 本体6,800円+税

反核から脱原発へ ドイツとヨーロッパ諸国の選択

若尾祐司・本田宏編 本体3,500円+税

経済統計学 基礎理論の理解と習得

大西広・藤山英樹著 本体2,300円+税

変貌するアジアと日本の選択

グローバル化経済のうねりを越えて 和田幸子編著 本体2,600円+税

国際平和と「日本の道」 東アジア共同体と憲法九条

望田幸男・田中則夫・杉本昭七・藤岡惇・大西広・浅井基文著 本体2,400円+税

図書出版 昭和堂

郵便振替 01060-5-9347
<http://www.showado-kyoto.jp>

●経済成長や生産性の新たな測定方法を提示

投下労働量計算と基本経済指標

新しい経済統計学の探究

泉弘志著 マルクスが重視した「投下労働量」の概念を応用して、経済成長率、生産性などの新しい測定方法を提示。剩余価値率、利潤率も計測。

A5判・4800円

●不平等は非効率だ

不平等と再分配の新しい経済学

サミュエル・ボウルズ著 最新のゲーム理論・行動科学とさまざまな実証・実験データに基づいて示す、ラディカルな再分配政策の可能性。

A5判・3000円

●非営利組織の「会計・税金の悩み」解決します

非営利法人・団体と労働組合の会計と税務 Q&A

協働公認会計士共同事務所・税務協働税理士共同事務所編著 非営利組織の会計基準や決算書の基本から、方針を立てづらい会計・税務処理の悩みまで、1冊で解決。

A5判・2200円

●急激に進む「戦後日本」の大改変、その全貌を読む

〈大国〉への執念 安倍政権と日本の危機

たちまち
3刷

渡辺治・岡田知弘・
後藤道夫・二宮厚美著

46判・2200円

大月書店

〒113-0033 東京都文京区本郷2-11-9 電話03(3813)4651(代表) FAX03(3813)4656
メールマガジン配信中(ご登録はHPから) <http://www.otsukishoten.co.jp/> 税別価格

鶴田満彦著

21世紀日本の経済と社会

アベノミクスの破綻はなにを意味しているか。
日本資本主義の現在を世界的・長期的な視野で分析し、経済原則、定常型経済、公をキーワードに、21世紀における経済・社会システムのオルタナティブを提示。

森田成也著

家事労働とマルクス剩余価値論

家事労働は労働力価値を構成するか。
マルクスの労働価値論を精緻化・発展させて、経済学とフェミニズムの再構築を試みる。

松浦
章著

日本の損害保険産業 CSRと労働を中心

日本の損害保険産業はこれでよいのか——3メガ体制下の実態を「企業の社会的責任(CSR)」と労働の視点から抉り出す。
現場出身の研究者による警世の書!

付 「本書に寄せて」 森岡孝一(関西大学名誉教授執筆)

A5判上製・3700円

資本主義の成熟と転換 現代の信用と恐慌

マネー化した国際金融、停滞する先進各国の実体経済、それはなにを示しているのか。雇用不安と格差拡大に直面する。資本主義の今とこれからを深掘りする。

ほか

A5判上製・3200円

中川スミ著／青柳和身・森岡孝二編

A5判上製・2500円

資本主義と女性労働

フェミニストによる経済学批判と切り結んで、経済学とジェンダー、女性雇用、家事労働、労働力の再生産、性別賃金格差、「家族賃金」思想など、女性労働問題の核心を追究。
66歳で急逝した『資本論』研究者の女性労働論集。

菊本義治・西山博幸・本田 豊・山口雅生著

A5判上製・2600円

グローバル化時代の日本経済

経済理論学会編

季刊 経済理論 第51巻第4号
(2015年1月)

特集○脱工業化・サービス化と現代資本主義

特集にあたって
サービス化の理論的メカニズムとその経済成長への含意 佐々木啓明
脱工業化の理論と先進諸国の現実——構造変化と多様性

先進諸国における1980年代以降の雇用構造変化
——サービス化と管理・専門職化

植村博恭・田原慎二
(2015年1月)

原田裕治

宇仁宏幸

山口雅生

サービス経済化と所得分布の変化
——サービス化と管理・専門職化
シルヴィオ・ゲゼルの社会主義論と地域通貨の思想

伊藤誠

金融化が日本経済の資本蓄積に与える影響に関する実証分析
——日本企業における「株主価値志向」浸透の観点から
嶋野智仁
負債荷重、確信、金融の不安定性と循環

二宮健史郎

ほか